平成23年12月定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成23年12月13日 開会

平成23年12月21日 閉会

浪 江 町 議 会

平成23年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	
応招·不応招議員	2
第 1 号(12月13日)	
議事日程	3
出席議員	
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	
開会の宣告	
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
行政報告	6
一般質問1	7
山崎博文君1	8
佐々木英夫君3	7
紺野榮重君5	3
馬場 績君6	
散会の宣告9	1
第 2 号(12月14日)	
議事日程9	3
出席議員9	4
欠席議員9	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名9	4
職務のため出席した者の職氏名9	4
開議の宣告9	
議事日程の報告9	5
9月定例会での議事進行について9	5
議案第63号から議案第74号一括上程、説明9	6
次回日程の報告11	3
延会について11	
延会の宣告11	3

第 3 号(12月21日)

議事日程1	1	5
出席議員1	1	6
欠席議員1	1	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1	1	6
職務のため出席した者の職氏名1	1	6
開議の宣告1	1	7
議事日程の報告1	1	7
議案第63号の質疑、討論、採決1	1	7
議案第64号の質疑、討論、採決1	1	7
議案第65号の質疑、討論、採決1	2	0
議案第66号の質疑、討論、採決1	2	1
議案第67号の質疑、討論、採決1	2	6
議案第68号の質疑、討論、採決1	2	8
議案第69号の質疑、討論、採決1	3	8
議案第70号の質疑、討論、採決1	3	9
議案第71号の質疑、討論、採決1		
議案第72号の質疑、討論、採決1	4	0
議案第73号の質疑、討論、採決1	4	0
議案第74号の質疑、討論、採決1	4	2
発委第7号の上程、説明、質疑、討論、採決1	4	3
発委第8号の上程、説明、質疑、討論、採決1	4	4
日程の追加1		
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決1	4	6
委員会の閉会中の継続審査又は調査について1	5	5
町長あいさつ1	5	6
閉会の宣告1	5	7

浪江町告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、 平成23年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年11月18日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成23年12月13日(火) 午前9時
- 2 場 所 福島県二本松市本町1丁目60番地2 安達地方広域行政組合 自治センター

○応招・不応招議員

応招議員(20名)

1番	愛 渭	말	格	君		2番	Щ	崎	博	文	君
3番	山本	□ 幸-	一郎	君		4番	吉	田	数	博	君
5番	若月	芳	則	君		6番	横	Щ	精	_	君
7番	渡	建 文	星	君		8番	泉	田	重	章	君
9番	橋	光	雄	君	1	0番	田	尻	良	作	君
11番	渡 音	『 貞	信	君	1	2番	鈴	木	辰	行	君
13番	佐 菔	文	子	君	1	4番	紺	野	榮	重	君
15番	佐々木	・恵	寿	君	1	6番	小	黒	敬	三	君
17番	勝山	1 —	美	君	1	8番	三	瓶	宝	次	君
19番	佐々木	英	夫	君	2	0番	馬	場		績	君
不応招議員	(0名)										

1 2 月定例町議会

(第1号)

平成23年浪江町議会12月定例会

議 事 日 程(第1号)

平成23年12月13日(火曜日)午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員(19名) 2番 1番 愛 濹 格 君 Ш 崹 博 文 君 君 3番 山本 幸一郎 君 4番 吉 田 数 博 5番 若 月 芳 君 6番 精 君 則 横 山 君 7番 渡 邉 文 星 君 8番 泉 田 重 章 9番 君 10番 作君 橋 爪 光 雄 田 尻 良 12番 鈴 木 辰 行 君 13番 佐藤 文 子 君 14番 野 榮 重 君 15番 佐々木 恵 寿君 紺 敬三 16番 小 黒 君 17番 勝山 美 君 三 宝次 君 君 18番 瓶 19番 佐々木 英 夫 20番 馬 場 績 君 欠席議員(1名) 11番 渡部貞信君 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 町 長 長 副 馬場 有 君 上 野 平 君 代表監査委員 教 育 長 畠 山 熙一郎 君 山 内 清 隆 君 総務課長兼会計管理者 企画調整課長 根岸 弘正 谷 君 君 田 謙 税務課長 住民生活課長 大 浦 泰夫 君 植 \mathbb{H} 和 夫 君 産業振興課長 建設課長 高倉 勝 君 原 芳 美 君 敏 福祉こども課長 教育総務課長 木 村 潔 屋 君 茂 夫 君 上下水道課長 生涯学習課長 星 光美君 韹 郎 君 島 田 健康保険課長兼津島診療所事務長 紺 野 則 夫 君 職務のため出席した者の職氏名 事務局長 書 記 瀧 宮 口 勝 美 美佐江 書 記 鈴木清 水

○議長(吉田数博君) 12月定例会開催に先立ち、今回の災害により、 犠牲となられた方々に対し、皆様とともに哀悼の意を込め、黙とう を捧げたいと存じます。ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

〇議長(吉田数博君) ありがとうございました。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長(吉田数博君) ただいまの出席議員は19人であります。

定足数に達しておりますので、平成23年浪江町議会12月定例会を 開会いたします。

なお、11番、渡部貞信議員により病気治療のため欠席の届け出が なされております。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

〇議長(吉田数博君) 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(吉田数博君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(吉田数博君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、 17番 勝山一美君、18番 三瓶宝次君、19番 佐々木英夫君を指名 いたします。

◎会期の決定

○議長(吉田数博君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、 本日より21日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より21日までの9日間と決定いたしました。会期中の会議についてお諮りいたします。

13日、14日、21日を本会議、15日、16日、19日、20日を議案調査

及び委員会等のため休会といたしたいと思います。これにご異議ご ざいませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。

よって、以上のように決定をいたしました。

◎諸般の報告

〇議長(吉田数博君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

なお昨日、双葉郡町村会及び町村議会議長会合同による福島県復興計画に関する要望活動を急遽行ってまいりました。

内容については、本日資料として配付しておりますので、ご確認 ください。

◎行政報告

○議長(吉田数博君) 日程第4、行政報告を行います。行政報告については町長からお願いいたします。 町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長(馬場 有君) おはようございます。行政報告を申し上げます。 議員各位にはご多用中にもかかわらず、平成23年12月浪江町議会 定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

東日本大震災、原子力発電所事故の発生から9カ月以上が過ぎました。改めてこの災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

さて、国政においては、11月21日、東日本大震災の本格復興策を 柱とする第3次補正予算が可決・成立し、併せて11月30日、第3次 補正予算が盛り込まれた復興事業の財源裏付けとなる復興財源確保 法が可決・成立しました。第3次補正予算については、歳出総額が 12兆円を超え、特に復興関係予算が9兆円を超える大型補正であり、 震災から8カ月を経てようやく復興事業が本格化するものと期待し ているところです。

ただ、原発事故に伴う放射性物質の処理費用や除染費用が2,500 億弱であり、本格的除染に係る経費など、今後の避難住民の帰還に 向けた予算の確保に継続的に尽力していただきたいと考えていま す。

私事となりますが、過日行われた浪江町長選挙において、当選の

栄に浴し、引き続き町政を担わせていただくことになりました。無 投票当選という形ではありますが、浪江町存亡のこの危機にあたり、 町民の皆様1人1人から託された信頼の重み、責任の重大さに身が 引き締まる思いであります。

3月11日の複合震災により、私達の日々の暮らしと生業及び家族・地域社会・友人等すべてが崩壊しました。今尚、県内に1万4千名、県外に7千名の町民の皆様が避難し難儀な生活を余儀なくされています。

諸先輩が営々と築かれてきました豊かなふるさと「浪江町」を再生・創建することが私の責務であります。復旧・復興への道筋には大変険しいものがありますが、現実にひるむことなく不退転の決意で取り組む覚悟でありますので、町民の皆様の、そして議員の皆様のご支援、叱咤激励を賜りますようお願い申し上げます。

次に、災害対応業務について報告させていただきます。まず、合 同慰霊祭についてでございます。

10月16日、二本松市東和文化センターにおいて、「浪江町東日本大震災合同慰霊祭」を開催し、ご遺族の皆様のご参列をいただき、犠牲となられました方々に謹んで哀悼の誠を捧げたところでございます。

遺族を代表して、別れの言葉を述べられた長沼利紗子さんの「それでも私は海が大好きです。」は、参列者の涙をさそい、深い悲しみと無念さが伝わりました。

この大震災で犠牲となられた方々の御霊に対し、町民一丸となって地域社会の強い絆を守り、災害に強い安全・安心なまちづくりに全力を尽くしてまいりますことを、お誓い申し上げました。

また、津波の被害で流出した写真や賞状など、いわゆる「思い出の品」の縦覧を、二本松市内の「旧上竹倉庫」にて行っておりましたが、11月末日をもって閉鎖をいたしました。

5月の開設から11月末日までの縦覧者数は延べ7,133名、思い出の品の受領者数は3,391名となっております。

今後、大きな置物などについては、浪江町第二体育館に移動し、 写真や位牌等については、引き続き「旧上竹倉庫」に保管すること としております。

除染のモデル実証事業についてご報告いたします。

このたび、当町における除染モデル事業を実施する6社の共同企業体が選定され、実証事業を行うこととなりました。

モデル事業では、除染の前後におけるモニタリングを行い、その 様々な除染方法による効果を確認し、発生する廃棄物の量や、廃棄 物の適切な保管方法なども調査いたします。

また、除染モデル事業の期間でありますが、11月下旬から事前調査をはじめ、データ整理や解析、報告書の作成などを含めると、平成24年3月上旬までの工程となっており、現在は、「仮置き場」等についての説明会を開催し、ご理解とご協力のお願いしているところでございます。

線量計貸出しと内部被ばく検査についてご報告いたします。

9月より、県内に在住する、18歳以下の乳幼児から学生及び妊婦に対しまして、1,079個のバッチ式線量計の貸し出しを行い、積算線量の測定を行っております。また、18歳までの、子供の内部被ばくによる甲状腺検査を、福島県立医科大学病院において実施しており、現在まで2,723人が受診したところです。

一般の線量計貸出しについては、11月1日より、町民の皆様が放射線を確認することを通して、不安の解消や、ご自身の健康管理につなげることを目的として、携帯型放射線測定器の貸し出しを開始しました。

貸し出しは、一世帯につき1台、5日間以内の貸し出しを、浪江 町役場二本松事務所及び各出張所において行っているところでござ います。

避難所の状況についてご報告いたします。

一時避難所への避難についてでありますが、南相馬市の雲雀ヶ原 陸上競技場管理棟に3名の方が避難しており、この方達は南相馬市 の仮設住宅への入居申し込みをしており決定待ちとなっています。

また、ホテル、旅館等の二次避難所への避難についてでありますが、12月1日に最後の方3名が猪苗代町の旅館を退去し借上げ住宅に移動いたしました。

復興町民懇談会についてご報告いたします。

10月24日から11月4日にかけて、復興町民懇談会を7会場(南矢野目仮設住宅、桑折仮設住宅、福島県文化センター、江東区文化センター、白沢公民館、安達仮設住宅、男女共生センター)で開催し、およそ460名の参加がありました。

懇談会の主な内容でありますが、①賠償関係では、被災の実態を 踏まえた損害賠償になっていない。特に、精神的損害を半年後に減 額することは許されない。

個人では東京電力に太刀打ちできないので町で支援してほしい。 被災実態を東電に理解してもらうため町で総決起大会をしてはど うか。

②仮設住宅関係では、通路の舗装や冬に向かっての寒さ対策の要

望。

③放射能に対する健康不安では、浪江町の放射線量を詳しく知り たい。

避難先での放射線量が知りたいので、町で線量計を配布してほしい。

ホールボディーカウンターで内部被ばく検査をしてほしい。などであります。

懇談会の中で頂いた意見や要望の中で、町が対応できるものについては速やかに対応していくとともに、国・県・東京電力が対応すべきものについては、強く要望をしてまいります。

児玉龍彦先生の講演会についてご報告いたします。

11月6日には東京大学教授であり東京大学アイソトープ総合センター長の児玉龍彦先生の講演会が男女共生センターで開催され、約80名の町民の方が参加されました。児玉先生からは、「原発災害への4つの課題」として、「外部被曝・内部被曝と食品基準、森林での発電と廃棄物保管、住宅と建物の除染、常磐自動車道の早期開通」についての講演がされ、帰還へ向けての課題等について説明いただいたところです。

県外での相談会についてご報告いたします。

11月22日に東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、都内への避難を余儀なくされた方を対象に合同就職面接会「ふくしま出張相談会」が東京新宿NSビルで行われ、当町から避難している町民が就業関係の相談や高等学校の入学に際しての住所についての相談、さらに浪江町の状況についてなどの質問が出されました。

また、11月27日には新潟県三条市避難者交流イベントが三条市総合福祉センターで行われ、当町の現状についての説明をしたのち、避難している町民からは孤独な中での不安など、現在抱えている悩みなどの相談がありました。

出張所の開設についてご報告いたします。

避難住民の便宜のため、福島市、桑折町、本宮市に続いて、開設 要望の多かったいわき市及び南相馬市に出張所を開設しました。

いわき出張所は、いわき市文化センター内の会議室を借用し11月 1日から、南相馬出張所は、旧東北農政局福島農政事務所・南相馬 統計情報センターの施設を借用し11月24日から開所したものです が、職員を常駐させ、避難住民への各種情報提供や避難先自治体と の連絡調整及び本庁で発行した各種証明等の交付等の業務を行って います。 福島県議会議員一般選挙についてご報告いたします。

11月10日告示、11月20日投開票で行われました当選挙においては、他県から大勢の応援職員の派遣を受けながら、期日前投票・郵便による不在者投票や投票日当日、その後の開票まで適正な選挙事務執行に努めたところです。

今回の選挙では、期日前投票所を二本松、福島、本宮、桑折、郡山、いわき、南相馬に合わせて8カ所設置し、当日投票所は二本松をはじめ4カ所に設置いたしました。また、選挙のお知らせを全世帯に配布し投票所の場所や受付時間の周知をはかるとともに、19、20日は仮設住宅から投票所までを結ぶバスを運行させるなどして、投票率の向上に努めてまいりました。

選挙の結果でございますが、当日有権者は16,491名でありました。 投票者数は7,599名で投票率は46.1%、前回の投票率69.6%に比べ、 23.5ポイント下回りました。

今回の選挙では、不在者投票者数が前回の選挙に比べ約7培にの ぼり、県内外に避難されている方に広く利用された結果だと思って おりますが、一方で不在者投票の仕組みが有権者に広く浸透してお らず、多くの課題を残すものとなりました。

今後は不在者投票制度の周知を含め、投票率向上のための様々な 課題に対処してまいりたいと考えております。

仮設住宅の自治会設立についてご報告いたします。

仮設住宅で自治会組織の結成を進めてきましたが、桑折町、福島市、二本松市、本宮市の仮設住宅では、自治会が全て立ち上がりました。相馬市の大野台仮設住宅では、班長は決まりましたが自治会長がまだ決まっておりませんので早急に決めていただくようお願いをしているところです。

なお、民間借り上げ住宅などで生活する町民につきましては、住宅がまとまっていないこともあり、町民同士の交流が難しく、不安の中での生活を送っている方も多くおられます。これらの方達の不安を少しでも解消するとともに絆をつないでいくため、先ずは顔を合わせる場として交流会の開催を進めており、新たな地域コミュニティの組織化も図ってまいります。

警戒区域への一時立入についてご報告いたします。

マイカー立ち入りについては9月25日より11月23日まで計19回実施し、実施台数4,591台、11,039人の方が立ち入りされ二巡目を終了いたしました。

バスでの立ち入りについては9月28日より11月2日まで計3回実施し、234世帯、346人の方が立ち入りされました。現在は二巡目の

車の持ち出しを実施しており、12月15日で終了する予定であります。また、公益目的の一時立ち入りでは、GMサーベイメータ及び線量計の貸し出しについて12月2日より南相馬出張所及びいわき出張所で取り扱うこととし、立ち入り者の利便性に配慮いたしました。今後は国へ三巡目の立ち入りについて要望をしているところであります。

損害賠償相談関係についてご報告いたします。

被災者の相談体制・支援機会の拡充を図るために、町独自に顧問 弁護士による賠償説明会を10月27日から12月8日まで延べ36回(仮 設住宅28回、借上住宅8回)開催し、約1,300名の参加をいただき ました。説明会では、中間指針の概要、賠償の考え方を説明すると ともに、出席者からの疑問に対して法律的な見地から回答をいただ いたところです。

原子力被害の完全賠償を求める双葉地方総決起大会についてご報告いたします。

12月3日(土)に原子力被害の完全賠償を求める双葉地方総決起大会が、いわき明星大学児玉記念講堂で開催され、原発事故により県内外に避難する双葉郡住民約1,400名(当町からは250名を超す方の参加)が参加し、国と東京電力に対し完全賠償と元の生活を取り戻すための速やかな対応を求めました。

大会では、商工業関係者や農林業関係者、子どもを持つ親など5 人の代表者が被害の現状報告と要望を行い、賠償や健康補償を求め る決議文を採択し、内閣総理大臣あての緊急要望書を平野復興大臣 へ手渡すとともに、東京電力西沢社長にも緊急要求書を手渡しまし た。

最後に出席者全員が声を合わせて頑張ろう三唱を行いました。 浪江町仮設施設整備事業についてご報告いたします。

東日本大震災等により、甚大な被害を受けた町内の中小企業者等が、早期に事業を再開できるよう、中小企業基盤整備機構(中小機構)が実施する仮設施設整備事業を利用して、仮設店舗・事務所・工場等の整備事業を進めております。

事業の概要は、市町村からの要請に基づき、中小機構が仮設施設を整備し、市町村を通じて事業者へ貸借する事業であります。

現在の状況について、仮設施設が完成し事業再開を行っている事業者は、二本松市の小沢工業団地内で2事業者、同じく二本松市安達運動場仮設敷地内で2事業者、福島北幹線第一仮設住宅敷地内では2事業者となっております。

また、今後の状況については、上記地区の他に、南相馬市及びい

わき市での計画があり、要望等を含めまして13事業者との協議を行っているところでございます。

災害給付金等の状況についてご報告いたします。

初めに、義援金2次配分追加分についてでありますが、8月初めに振り込みました2次配分同様1人当たりの配分額を決定し、世帯人数を乗じた額を、原則2次配分時に指定された口座に、11月29日、30日の2日間で振り込んだところです。

また今回も世帯の事情により希望があれば、1世帯2口座まで口座を分離できることとしたところであり、希望者は約83世帯となっております。

支給額でありますが、1 人当たり、国分が5 万円、町分が5 千円、合わせまして5 万5,000円であります。

次に、被災者生活再建支援金の支給状況について申し上げます。

この制度は、地震、津波等、自然災害により住居が全壊又は大規模半壊した世帯等に支給されるもので、津波により対象となった584世帯についての申請は、すべて完了いたしました。

また、地震により全壊又は大規模半壊した住宅については、11月末現在、51世帯の申請を受けております。これにつきましてはご承知のとおり、現在、損壊した住宅の多くが立入禁止区域内にあり、詳細な調査が出来ない為、写真または本人の申告により、月1回程度現地を確認し対象となる世帯に連絡したうえ請求をいただいているところであります。

次に、災害弔慰金について申し上げます。

災害弔慰金等の支給に関しましては、3月11日の津波及び地震により直接死亡された方が184名でありまして、うち支給対象者が171名となっております。

11月末現在、申出受理件数が148件、うち支払件数は147件であります。今後も死亡届等により死亡が確認された方から順に、申出書等関係書類の提出をいただき、審査のうえ速やかに振り込んでまいります。

また、災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地 方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお 願いしているところでありまして、11月末現在、申出受理件数が88 件、うち審査件数が43件、うち認定件数が42件、支払件数が同42件 であります。

保育所の広域入所についてご報告いたします。

3月10日時点での保育所入所申込者は、公立、私立合わせて242 名でありました。 広域入所申込状況でありますが、前回報告時の9月9日現在で 151名でありましたが、11月末現在では171名、20名の増となってお ります。今後もさらに増えることが想定されます。

内訳は、県内が、いわき市、福島市13名、二本松市、白河市、南相馬市5名など、計53名、県外が新潟県30名、埼玉県16名、千葉県15名、栃木県、群馬県9名など、計118名となっております。

今後も、避難先において適切な保育サービスが受けられるよう、 対応してまいります。

介護サポートセンターについてご報告いたします。

町内でデイサービス事業を行っていましたNPO法人JIN(じん)が、二本松市の杉内多目的運動広場及び本宮市のみんなの原っぱの2カ所に10月3日サポートセンターを開所、また、社会福祉法人博文会が、二本松市の安達運動場に10月24日、桑折町の桑折駅前仮設住宅に11月1日、それぞれサポートセンターを開所いたしました。

さらに、グループホーム虹の家が、本宮市の恵向公園に1ユニット9名のグループホームを10月19日に開所しております。

また、県に、追加要請をしておりましたサポートセンターが、福 島市の笹谷仮設住宅付近に、来年2月開所に向けての準備に入った ところであります。

復興なみえ町十日市祭についてご報告いたします。

11月5日、6日に、浪江町商工会・復興なみえ町十日市祭運営委員会主催による「復興なみえ町十日市祭」が開催されました。

今年度は東日本大震災及びこれに伴う原発事故の影響で開催が危 ぶまれましたが、浪江の伝統を絶やさず、バラバラに避難している 町民の再会の場にしたいという思いから、避難先である二本松市で の開催となりました。

今回は、二本松駅前の「二本松市市民交流センター」をメイン会場に、二本松青年会議所主催の「福幸市(ふっこういち)」や「二本松の菊人形」、浪江町役場を置いている「福島県男女共生センター」等と連携して開催し、二本松の皆様との交流も図られました。

会場では、露店が軒を並べ十日市の雰囲気を再現するとともに、 特設ステージでは「請戸の田植え踊り」や「相馬流れ山踊り」といった伝統芸能が披露されました。

会場では、露店が軒を並べ十日市の雰囲気を再現するとともに、 特設ステージでは「請戸の田植踊り」や「相馬流れ山踊り」といっ た伝統芸能が披露されました。

会場には多くの町民の皆様に足を運んでいただき、久々の再開に

歓喜しながら、故郷のお祭りを楽しんでいました。

B-1 グランプリin姫路大会についてご報告いたします。

11月12日、13日に、兵庫県姫路市において「B-1グランプリin姫路」が開催され、浪江町から「浪江焼麺太国」のなみえ焼きそばが出展し、来場者による投票の結果、参加63団体中見事第4位に輝きました。

浪江焼麺太国の皆さんは、震災後も「なみえ焼きそば」という浪 江町のご当地グルメを通して町民の絆づくりのために活動してこら れました。本当におめでとうございます。

教育行政についてご報告いたします。

学校の現状でありますが、12月2日現在、児童生徒数は、浪江小学校28名、浪江中学校48名です。小学校児童数は、開校当時と同じですが、中学生は、開校当時より15名増えております。

スクールバスの運行状況は、二本松市内・本宮市内では8便、 122名が利用しています。また、福島市内は5便運行し、94名が利 用しています。今後、冬期間の送迎にあたり雪道に対する安全対策 と安全運転に努めてまいります。

次に、除染対策と放射線に関する教育についてであります。

福島県線量低減化活動支援事業補助金(1校50万円)を受け高圧 洗浄機ほか付属品を購入し、9月27日に校舎の除染作業を実施しま した。

除染作業の結果は、小学校の場合 8 カ所で計測し、除染前の平均値が2.48 μ S v / h が除染後は0.81 μ S v / h まで減少。中学校の場合 9 カ所で計測し、除染前の平均値が2.67 μ S v / h が除染後は0.56 μ S v / h まで減少しました。

10月からは、小・中学校とも校舎内及び校庭の空間線量を毎日測定して数値の変動を十分精査し、学校環境の安全に努めております。

放射線への理解と対応についてでありますが、原発事故により放射線や放射性物質、放射能に対する関心が高まっております。このような状況下において児童生徒一人一人が放射線等についての理解を深めることが社会生活上重要であり、小学校や中学校の段階から、子どもたちの発達に応じ、放射線等について学び、自ら考え、判断する力を育成することが大切です。

そのため、文部科学省で出された放射線等に関する副読本を各学校に配付し放射能や放射線の影響、これに対する防護対策等についての理解を深める指導を行っております。

次に、仮設住宅における学び・遊びの支援活動についてであります。

これまでも仮設住宅への入居が進む中、いろいろなボランティア の方々が仮設住宅集会所を利用して、学習を中心とした支援活動を 展開いただいております。

11月5日から開始した「学びと遊び教室<未来のたね>」は、福島大学と町教育委員会が共催で行っておりますが、これは、浪江町から避難した小・中学生を対象に福島市、二本松市、本宮市内の計5カ所の仮設住宅集会所で毎週土曜日の午後に実施しているもので、福島大学の他に2つのNPO法人が参画しております。

活動内容は、子どもたちと全身を使った遊びや学習活動を行ったり、時節の行事を企画したりして、子どもたちの生活を安定させ、 意欲を高めたりしています。

特に、高校受験を控えている中学生や転校の影響で進度が遅れている子どもたちには個別に学習指導を行っています。

今後は、より広範囲のボランティア団体等との連携を図りながら 平日の実施や実施場所の拡大の可能性を探ることとしております。

次に、浪江中学校・秋桜祭(しゅうおうさい)の開催についてであります。

秋桜祭(しゅうおうさい)の開催は浪江中学校の伝統行事で、今年の開催は避難生活ということで難しい状況でしたが、町の復興シンボルにしようと生徒たちから要望が出され「輝け!浪江の虹~浪中生は虹のピース」をスローガンに11月3日開催されました。

ステージでは、全生徒や教職員による合唱、「白雪姫とシンデレラ」の劇、よさこい踊り等を一生懸命披露しました。

会場には、在校生の家族をはじめ、近隣の学校で学んでいる浪江 中学校の生徒、それから兼務で離れている教職員が多数駆け付けて 一緒に校歌を歌うなど、楽しい印象深い文化祭となり、学校の歴史 に意義ある1ページを加えました。

次に、各種スポーツ大会についてであります。

10月15日行われた第5回福島県市町村対抗軟式野球大会の決勝で、浪江町代表チームが福島市に惜敗しましたが、準優勝の栄に輝きました。チームプレーが大切な競技であるにもかかわらず選手たちが離れ離れに避難し、思い通りの練習ができない中での準優勝であり、町民に大きな勇気を与えていただきました。来年は是非優勝を目指して頂きたいと思います。

また、11月20日に行われた第23回市町村対抗福島県縦断駅伝競走 大会では、野球選手と同様に全員での合同練習もできず、監督も各 選手のタイムも把握ができない状況の中での参加でありました。結 果は総合27位、町の部で3年連続入賞の10位で見事な成績でした。 今回は監督はじめ50人近くの選手・スタッフが、遠くは静岡県などから駆け付け参加いただいたものであり、町民に明るい材料を提供し元気を与えたいとの強い思いが、必死の頑張りに繋がったものと思います。

選手はもちろんのこと監督はじめ沿道から絶大なるご声援をいた だいた多くの町民の方々に衷心から厚く御礼を申し上げます。

最後に、復旧・復興の取組みに関してご報告します。

まず、町民アンケートの実施状況についてであります。

11月に町民の皆様のご協力を得て実施したアンケートの概要についてご報告いたします。高校生以上の全町民(18,448人)にアンケートをお送りし、中間集計の基礎となる11月18日時点で、10,487人の町民の皆様から回答を頂くことができました。

福島大学が実施したアンケートとは異なり、性別及び男女構成も 実際の人口に対応しており、町民の皆さんの実感により近い内容が 把握できたのではないかと考えております。

避難生活での課題は、賠償への不安が特に多く、次いで、放射線の影響、生活資金の不安、家族が分散する生活、不十分な居住環境などがありました。

町への帰還については、福島大学のアンケートとほぼ同様に、条件付きで戻る方が6割となっている一方、戻らないと答えた方が3割であり、戻らない理由の多くは、「町に愛着がない」は極めてわずかな一方、政府の取り組みの遅れに端を発する、「放射線量の低下、事故の収束、生活基盤の復旧が難しい」との理由が大部分となっておりました。

また、戻らないと答えた方であっても、大部分は復旧・復興、除 染は必要との考えであり、町への帰還が難しいとの判断の一方、ふ るさとの再生は必要との意見が多いことが分かりました。

いずれにしても、町民の皆さんの多くは、不確実かつ不足する情報の中、現在避難生活を余儀なくされ、厳しい生活を過ごされているということは確かであり、町民の皆さんの思いに応えた取り組みを今後、加速して参ることが必要と考えております。

次に、現在、策定を進めている復興ビジョンに関してご報告いた します。

復興ビジョンの検討にあたりましては、現在、町民及び有識者で構成する「浪江町復興検討委員会」(以下、検討委員会)及び有識者で構成する「浪江町復興有識者会議」(以下、有識者会議)において検討頂いております。また、同時に、町民アンケートでの意見把握、さらには、町民懇談会での意見等を踏まえながら検討を進め

ております。

検討委員会は10月19日に第1回委員会を開催し、現在まで3回開催しております。また、有識者会議についても11月11日に第1回会議を開催し、現在まで2回の開催となっております。

それらの議論を踏まえ、今後、年内に中間案をとりまとめるとと もに、案に対するパブリックコメントに基づく修正を行い、年度内 に正式決定してまいりたいと考えております。

検討委員会では町民及び町が抱える課題(不安・困難)を委員全員で出し合うとともに、東京大学アイソトープ総合センターの児玉龍彦氏(代理・和田洋一郎准教授)の講演により放射能の健康影響や除染について知識を深めるとともに、その上で、暮らしの再生、ふるさとの再生のために必要となる取り組みについて検討を進めております。

また、有識者会議においては、各地域の避難者が集まる場づくり、研究機関等の協力を得た詳細なモニタリングの実施、広大な森林を除染するためにセシウム回収装置を備えた木質バイオマス発電の活用、復興への意欲を維持するためにも避難期における支援が重要などの提言を頂いているところであります。

本来であれば、避難指示を行った政府がその解除や生活再建のロードマップを避難者に具体的に示すことが必要ですが、それが示されない中で、町民の多くは今後の生活設計を迫られるという、厳しい状態に置かれています。

町としましては、国に対して責任ある対応を強く求めていくとともに、町民の皆さんの展望となり得るビジョンを、検討委員会、有識者会議の議論を踏まえながら策定してまいりたいと考えております。

以上、9月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の一部改正案件が5件、平成23年度の補正予算案件が6件、工事請負契約の変更案件が1件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長(吉田数博君) 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長(吉田数博君) 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については質問・答弁合わせて60分となります。一括方式は慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。

また、通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が、 2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上また円滑な議 会運営をするため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答 弁で了解したならば、その件について撤回するか、または、不足分 の答弁を求めることでご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

◇山 崎 博 文 君

○議長(吉田数博君) 2番、山崎博文君の質問を許可します。2番。

[2番 山崎博文君登壇]

〇2番(山崎博文君) おはようございます。2番、山崎博文です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。なお、質問方式は一問一答方式でお願いいたします。

3月11日の地震、津波そして翌日の原発事故から9カ月が過ぎました。こんなに避難生活が長期化するとは町民誰一人思ってはいなかったと思います。私はほとんど読書をしないのですが、二十歳の頃の若いときに読んだ本を最近思い出しました。若き医師が綴った愛の手記を書籍化した「飛鳥へ、そしてまだ見ぬ子へ」という本です。その本の中の医師の言葉に、「お父さんがいる。お母さんがいる。行きたいところへ行ける。しかし、誰もそれを喜ばない。当たり前だと笑ってすごす。食事を食べられる。夜が来ると眠れ、そしてまた明日が来る。空気が胸いっぱいに吸える。笑える。泣ける。みんな当たり前のこと。ただ、そんなたくさんのあたりまえの大事さを知っているのは、それを失った人だけ。」とあります。現在、浪江全町民が人災である原発事故により、こういった当たり前の生活を取り戻せるよう町も議会も取り組まなくてはならないと改めて痛感しているところです。

それでは、質問に入ります。馬場町長におかれましては、2期目の当選おめでとうございます。「おめでとうございます」と送る言葉が果たして適切であるかと言えるほど、浪江町存亡の機の4年間であります。そういう意味では付託された4年間は、平時の町政執行ではなく非常時の町政執行にあたるわけで、歴代浪江町長の中で

最もおもい舵取りをしなければなりません。帰町に関しては、あるゆる面で判断が必要でそれを基に最終的に総合決断をすることになる訳ですが、逐次、町民の帰町に対しての不安払拭に努めていただきたいと思います。私も微力ながらご協力できるものは協力したいと思います。

さて、今回は無投票の当選でした。つまり、町長はどのような考えで立候補を決意し、町民の皆さんとはどういった約束をするのか、ほとんど見えなかったかと思います。そこで、2期目に向けての施政方針をお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(吉田数博君) 答弁者、町長。

〇町長(馬場 有君) ご質問にお答えします。

行政報告にて、2期目に向けての決意を述べさせていただきましたが、この国難の時代に、行政が総力を挙げて取り組まなければならない諸課題は山積しております。こうした厳しい国難の状態にあって、避難期及び短期、中期的に考えて、次の5項目について敢然と挑んでいかなければならないと考えております。

第1に、当面の避難期における町民の皆様の生活の安定化であります。そのために一つは避難先での居住あるいは就労の支援を通し、安定した生活再建を目指していきたい。そのためには、災害救助法をフルに利用し、被災者事業等の展開を図ってまいりたいと思っています。

それから、原発事故の損害賠償被害者である私たちの立場を強く 訴えて、加害者たる東京電力に対して全面賠償を求めてまいりたい と考えています。

それから、大きな2番目の項目でありますが、町民と浪江町をつなぐ絆の強化が必要であると考えております。その強化のために町の情報の提供とコミュニティの復活のため広報・広聴に努めながら、町に帰れるようつながりを持ち続けてまいりたいと考えております。

仮設住宅への自治会の組織化、あるいは以前の行政区等の集会の 開催、町民同士の交流の機会、創出さらには子ども同士の交流の機 会を多く持って支援してまいりたいと考えております。

それから、絆の強化の2つ目でありますが、避難が長期化した場合の対応についても町民の皆様の意見を十分に聞き取りながら取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、大切なことは、やはり今回町民アンケートの中間報告が まとまりましたが、戻る人、戻りたいが戻れない人、戻らない人そ れぞれの視点がございます。その視点を大切について今後は復旧・ 復興計画を作成してまいりたいとこのように考えております。

それから、3つ目の項目でありますが、将来の浪江を担う人づくりであります。

その人づくりの1つ目として、従来の保育所、あるいは幼稚園、 小中学校、さらには高校の復旧と除染をされた環境にしていきたい と。いつ戻っても公共施設が利用できるような環境を一日も早く作 っていきたいと思います。

それから、2つ目ですが、子どもたちの学力向上のため、学習塾 や習い事への助成を厚くしてまいりたいと考えております。

それから、3つ目でありますが、避難先教育委員会との連携を強化して、十分な学習機会の確保と教育相談窓口の開設をして、スクールカウンセラーを充実させて、教育不安の解消に努めていきたいと思っております。

それから、人づくりの4つ目でありますが、雇用就業支援のための相談・カウンセリング・能力開発をきめ細かく展開をして、若者が帰町して働ける場、すなわち現在まであった既存の企業、あるいは新規立地企業について、強く企業誘致を行い、今その企業に対してインセンティブを与えた特別区を創設する必要があるのではないかと考えております。そういう形で創設をしていきたいと思います。

第4番目の項目でありますが、放射線の不安がないまちづくりの 実現に努めていきたいと思っています。

その1つ目でありますが、これは我々20ミリシーベルト以上を超える警戒区域、避難区域に今指定されております。

国の予算のもと、除染を徹底的に行って生活環境あるいは水、農作物の安全・安心の担保をとっていただきたい。確保をしていきたいと思っております。

それから、2つ目でありますが、モニタリングポストの設置を数 多くして、放射線管理に努め、その不安を払拭したいと思います。

それから、不安のないまちづくりの3つ目では、町民の誰もが被ばく検査が受けられる医療体制を整え、避難先での医療・福祉・介護サービスに万全を期してまいりたいと考えています。

それから、最後の大きな項目の5番目でありますが、防災・減災 に配慮したまちづくりに努めていきたいと思っています。

その1つとして、沿岸部に大規模な防波堤・防潮堤を整備して、 「海の見える高台」に新しい居住地域を設けていきたい思っており ます。

それから、2つ目には緊急避難道・広域交通機関網の整備に努めて、国道6号、114号線の整備並びにJR常磐線の復旧、常磐自動

車道の供用開始を早期にしたいと思っております。

それから、3つ目として、複合震災(大地震・大津波・原発事故) を踏まえた災害研究拠点として、「災害研究都市」のまちづくりを 考え、世界に発信できる地域にしていったらどうかと考えておりま す。

以上、2期目に向けての施政方針を述べさせていただきましたが、 これらの施策を実現するためには、極めて険しいハードルがあるこ とも認識しております。不退転の決意で「不惜身命」の思いで取組 む覚悟でありますので、旧に倍してご指導よろしくお願いしたいと 存じます。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- ○2番(山崎博文君) ただいま5つ施政方針のもとに町政執行にあたる。まず1つ目が安定町民生活が送れるための支援、2つ目に絆の強化、3つ目に将来の浪江を担う人づくり、4つ目に放射線の不安がないまちづくり、5つ目に防災・減災に配慮したまちづくりという5つの柱となっておりました。その中で、適時町長とは質疑を交わしたいと思いますが、今日は喫緊の課題ということで具体的に何点か質問したいと思います。

最初の町民生活が送れるための支援ということで、被災者の生活 支援についてであります。東電の賠償請求の支援で資料を提出して いますので、資料配付の議長の許可をいたたぎたいと思います。

○議長(吉田数博君) 資料配付のため暫時休議をいたします。

(午前 9時53分)

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前 9時54分)

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- ○2番(山崎博文君) 皆さんに資料がお手元にいったと思うのですが、 これは東電のホームページより抜粋したものです。11月15日に更新 されたもので、町民の皆さんの賠償請求に関し、行政ができる喫緊 の支援のひとつとして、提出いたしました。

生活に必要不可欠な家財道具等について家から持ち出しができないとの理由により、期間中に新たに購入した場合の具体的に対象となる物品例が記載してあります。まず町では把握していたかお答えいただきたいと思います。

〇議長(吉田数博君) 答弁者、産業振興課長。

- **○産業振興課長(高倉敏勝君)** 実費賠償されることは把握をしてございました。
- 〇議長(吉田数博君) 2番。
- O2番(山崎博文君) これは東電のほうからまだ請求していない方に は東電からのはがきで具体的に書いてあったようですが、ただ多く の町民がインターネットのできない状態にあるわけですから、こう いった貴重な資料を、ぜひフォトビジョンなどを使って情報の提供 すべきではないかとそう思いますが、どうでしょうか。
- **〇議長(吉田数博君)** 答弁者、産業振興課長。
- **○産業振興課長(高倉敏勝君)** おただしのように、現在損害賠償説明会の中では、そのような説明をしてまいりましたが、ホームページの内容等については、ご指摘のとおり広報が足りなかったということで考えております。

これにつきましても、今回の説明会の中でいろんな質問等がございましたので、それらを取りまとめてQ&Aということで、できれば1月の広報と一緒にお流ししたいなと進めているところでございますので、よろしくお願いいします。

- 〇議長(吉田数博君) 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** 今後さらに町民の立場で賠償請求に関してのサポートをお願いしたいと思います。

次に、絆の強化に関してですが、先月24日に千葉県柏市での議会との懇談会で出席者から「避難している近隣の浪江町民との交流をしたいため役場に問い合わせたところ、個人情報保護法により住所は教える事が出来ないと言われました。絆を深めたくても現実的には難しい状況にある。」という意見があります。

絆の面では、県内の仮設住宅では自治会も立ち上がり、また受け入れ自治体の住民との交流の機会も増え、ある程度徐々にではありますが、深まりつつあると思います。しかし県内の借り上げ住宅の町民や県外に避難している町民の絆を守るための具体的な町の支援はどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

- **〇議長(吉田数博君)** 企画調整課長。
- **○企画調整課長(谷田謙一君)** それでは、絆に関しご質問にお答えいたします。

今般の原発事故によりまして、県内外の民間借り上げ住宅などで 生活する町民は住んでいるところもばらばらなため、さらに誰がど こに住んでいるのかもわからず、町民同士の交流が大変難しい状況 となっております。不安の中で生活を送っている方が多くおられま す。 そのような町民の皆さんがどのような思いで生活し、ふるさとへの思いを抱いているのか。これらの方達の不安を少しでも解消するとともに絆をつないでいくことが大事と考えております。

避難されている町民は、誰でもよいので浪江町の人と会いたい。 とにかく現状や避難した時の話、不安や悩みなど誰かに話したい等々それぞれ感じておられます。これらの方達の不安を少しでも和ら げればと思いまして、まずは顔を合わせる場としての交流会の開催 を進めているところでございます。

さらに現在、町広報紙に大きくページを割きまして浪江の心通信 も掲載しているところであります。これらを通しまして町とのかか わり、つながりを持たせてまいりたいと思います。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- ○2番(山崎博文君) 今までは、どうしても仮設住宅の皆さんに目が向いていたと思います。引き続き支援が必要なのは当然ですが、議会懇談会でも感じましたが、今後は特に県内の借り上げ住宅の町民の皆さんや、県外に避難している町民の絆を守るために、具体的な町の支援をもっと積極的に有能な職員全体で検討していただきたいと思いますが、町長この点についてどのようにお考えでしょうか。
- 〇議長(吉田数博君) 答弁、町長。
- ○町長(馬場 有君) 山崎議員おただしのとおり、借り上げ住宅あるいは県外に避難した方々から、私も懇談会行ってまいりましてお話を聞きました。非常に情報がなくて、あるいは県内にいる方との格差があるというお話も承っておりますので、できる限り皆さんの格差を縮めるような形で交流の機会を多くもっていきたいと考えております。
- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** 私が考える絆については、あとで具体的に支援 ということで、後ほど質問をしたいと思います。

次に、雇用・就労の支援についてですが、国は失業手当の給付を 9月に90日再延長しましたので、支給の終了が今月と来月にピーク を迎える見込みと思います。今度は就業意欲が欠如するなどの理由 により延長は行われません。県は、今後10年の避難区域の復興事業 案の中で雇用の確保を図るため、双葉地方で再生可能エネルギーや 廃炉の関連産業の育成などの事業を示していますが、喫緊の課題と して絆づくり雇用も先月で終了のようですから、雇用・就労の支援 を強く国県に届けることが必要と考えます。また町独自の支援も同 時に検討していただきたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

〇議長(吉田数博君) 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長(高倉敏勝君) おただしのように、失業保険については長い方ですと、来年2月か3月ぐらいまで延びるかと思います。ただ現在ですと、非常に厳しい状態にあることは確かでございます。それから、現在の中では町として県のほうには、1つは重機オペレーター、建設関係がだんだん多くなっておりますので、重機オペーレーターの養成の講習会等を当面開いてほしいという要望はしてございます。

それから、町独自としましては、緊急雇用創出事業を現在もやっておりますが、こちら拡充をお願いして、平成24年につきましても現在にプラスした事業をお願いしたいということで要望を進めているところでございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- ○2番(山崎博文君) 先週から仮設住宅で出張職業相談を実施しているようです。これも町独自の支援として私は評価しますが、引き続き雇用・就労の支援についてはしっかり対応をお願いしたいと思います

次の質問事項の町政の課題とその対応についてに移りたいと思います。

被災後、我々議会は、議会の立場で要望活動や申し入れを実施しております。実施後は議会報や議会との懇談会などで内容を町民の皆さんに報告しています。「要望活動に対しての成果を持って来ない。」と皆さんにお叱りを受けるのですが、すぐにでも成果が現れればいいのですが、報告しながら活動の意義を理解してもらう努力をしているところです。

町長は、浪江町民の代表として町民の声を届けに国県に要望活動、 さらに東電に対して申し入れを実施していることは新聞報道などで 理解しております。先月の25日の災害対策特別委員会においては、 初めて前日24日に実施した要望活動について報告がありました。町 と議会とが連携しながら要望活動をすべきと思います。

そこで、今まで実施した国・県への要望活動や東電に対しての申 し入れについての内容などの詳細を教えていただきたいと思いま す。

- **〇議長(吉田数博君)** 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷田謙一君) それではご質問にお答えいたします。 町では、二本松市役所東和支所へ役場機能を移転した直後から、 東京電力及び国(首相・大臣・副大臣・各省庁)並びに福島県を含む各都道府県さらには、県内県外の市区町村長に対して、要望、要請・申し入れを行ってきております。

避難当初の3月におきましては、東京電力に対しましては、事故の早期収束、町民への直接謝罪、被災者への緊急支援(見舞金)などを求め、国に対しましては、事故の早期収束、被災者への支援強化、避難に関する支援強化を求めてきたところでございます。

その後、ほぼ毎月、国に要望を重ねているところでございます。

4月から5月にかけては、民間住宅借上げや火葬費用など避難生活支援の充実、事業者支援、教育環境の整備、健康管理、環境モニタリングの実施、インフラ調査支援、一次立入の早期実施を求めてきております。

6月には、各避難先における健康調査の徹底、他県での借上住宅特例の実施、賠償の早急な実施、被災者の生活資金の確保、被災事業者への事業継続支援、自家用車による一時帰宅の実施、仮設住宅の住環境の改善等を求めました。

7月から8月にかけましては、中間指針「精神的苦痛」の抜本的な見直し、早急な除染の実施、帰還プロラグムの早期策定、個人線量計の配布、行方不明者捜索のための海上捜索の実施等を求めました。

10月には、モニタリング・除染・ロードマップといった帰還環境の早急な整備、放射能不安への対応、損害賠償中間指針の見直し、国民健康保険等の免除継続、避難先での行政サービス向上等を要望しました。

11月には、町民懇談会等を踏まえまして、県外公営住宅の入居期限の延長や仮設住宅等の居住環境の改善、中間指針の全面的な見直し、ふるさと再生・帰還環境の早急整備、復旧・復興のための常磐自動車道の早期開通、健康影響調査の強化及び健康被害に対応する法制度の整備等を要望してまいりました。

さらに、除染なくして帰還なしの観点から、除染の早期本格実施 を強力に要請いたしてきております。

要望した内容につきましては、実施に移された案件も多々ありましたが、実現するに至っていないものや、解決が徐々に進むものもありますことから、今後も政府・東電等に対する要望活動は引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

〇議長(吉田数博君) 2番。

○2番(山崎博文君) その時々で課題が出ますので、その度に国県の ほうに要望活動を行っているということは理解できました。

そこで「よく町や議会は何をやっているんだ。」とお叱りを受けます。情報を共有するためにも公開・公表が必要だと思いますので、 国県への要望活動や東電に対しての申し入れなどについて、ようや く12月の「広報なみえ」でちょっとしたコーナーがあったようです。 さらに、その他いろいろなツールを使って町がやっていることを公 開・公表すべきだと思いますが、町長どのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) お答えいたします。まさにそのとおりでありまして、広報・広聴そういうものの強化をしていかなくてはなりませんので、情報の公開をしたいと思います。
- 〇議長(吉田数博君) 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** それでは次に、町では定期的に本部会議を開催しております。私たち議会に対して資料にて報告をいただいております。また適時、特別委員会で報告を受け質疑がなされているところです。

しかし、この本部会議がどのように進んでいるのかなど分かりませんので、会議の内容を教えていただきたいと思います。

- 〇議長(吉田数博君) 総務課長。
- ○総務課長(根岸弘正君) 災害対策本部会議でありますが、これは原則、毎週木曜日午前8時から1時間程度開催しております。

出席者は、町長、副町長、教育長ほか各班の班長及び各出張所の 主任というメンバーとなります。

会議の進め方でありますが、まず定例報告としまして各班から業務状況を報告していただくほか、その他重要な案件については、資料添付ということで報告をしております。

なお、課題・問題点等の協議事項があった場合は本部会議に諮る とともに、その対応状況について次回以降の本部会議で報告すると いうことになっております。

会議内容は、災害対応業務に関連する全ての事項を対象としております。ただ、班長等において広く情報の共有化を図るために、一般的な行政情報も報告するということにしておりまて、会議終了後、班員に周知するということになっています。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** それでは、大体思ったような進め方だと思いますが、改めて私のほうから提案したいと思います。

例えば今の時期ですと、直面する課題の一つに「冬の対策」があると思います。「冬の対策」という抽象的な課題を次回の本部会議までに各班の職員同士で具体的な対策として協議してもらうのです。

例えば、火災予防対策や交通事故対策、さらに健康対策など「冬の対策」は多岐にわたっており、それぞれの対策を講じなければな

りません。そして、次回の本部会議で各班からこのような具体的対策を発表し、さらにそれらを協議し多様な対応策をとるというわけです。

また、次回の本部会議の課題も何にするか各班で協議することも必要かと思います。町長初め職員全員が今避難しているわけですから、町民と職員が共有する課題があると思います。そういう意味では、町民の立場で自由闊達な意見やアイデアも出やすいのではないでしょうかと思います。

この点について、本部会議では各班長からまた出たことに関しては持ち帰ってということがありましたけれども、班長会議、本部会議だけではなくて、職員が全員一丸となって協議をして本部会議のほうに意見を集約をするという体制も必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(吉田数博君) 総務課長。
- ○総務課長(根岸弘正君) 借用する会議室の使用上の制約等もありますが、本部会議の内容の充実・強化は必要であると考えております。また、議員ご提案のように、各班ごとに課題に対する対応策を検討する件についてでありますが、実際、住宅支援班等については、毎週1回、勤務時間終了後に班内会議を開催しておりまして、班内業務に関する課題の共有化を図っていくということであります。

このような会議を通して、各職員からの提案事項等についても、 広く本部会議のテーマとして協議できればと考えております。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- **O2番(山崎博文君)** ぜひ本部会議ではマンネリ化した会議にならないようにお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。フォトビジョンについてです。 ある一人暮らしの年輩の方との話の中で「フォトビジョンは町からの情報を知るのに便利ですよね。他の町村からも評判がいいです。」と私が申し上げましたところ、年配の方が「私は申し込む時にパソコンなどと同様の操作が必要かと思い、申し込み申請をしませんでした。回りの方から操作方法を聞くとただ単に電源を入れるだけでいいんだと言われましたが、まだ、配布してくれるのかなあ。」と言われました。まず、フォトビジョン再申請を受け付けるのか、お伺いします。

また、こういった勘違いにより情報不足の方のフォローはどのようにするのか、あるいはしているのか、併せてお伺いいたします。

- 〇議長(吉田数博君) 企画調整課長。
- **〇企画調整課長(谷田謙一君)** それではお答え申し上げます。

フォトビジョンにつきましては、現在申し込みの方々には配布が済んでおりまして、約4,500世帯と多くの町民にご利用頂いているところでございます。

ただ、おただしのとおり、申し込むのを忘れたという方もおりまして、そのような方に対しましては随時配布してきたところでございますが、今般、広報1月号で再募集を行うということで、準備を進めているところでございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** 速やかに対応をお願いします。

突然ですが、町長、最近フォトビジョンを見たのはいつでしょうか。また、見ての感想がありましたらお願いいたします。

- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) きのう、いわゆる住民生活課の課長の左手にありましてそれを見ました。何といいますか、情報が古いものもあるようです。やはり、適時新しいものに切り替えていく必要があるのかということです。
- 〇議長(吉田数博君) 2番。
- ○2番(山崎博文君) フォトビジョンに関しては、県内外に避難している町民に対して情報を図るツールとして非常に有効であると思います。内容については、今ほど町長からもありましたが、まだまだ検討の余地があると思います。

例えば、町長がおっしゃったように、3日も過ぎている情報を削除しないとか、あとはテレビ放映のお知らせということで、こちらの映るローカル局名が掲載していないため、年配の方の多くが見られなかったとか。また、先週ですが自動車税等のいろいろな情報があったわけですが、情報の文字があまりにも小さくて読めないというような私は判断をしまして、町のほうにクレームがきていないのかと思っております。

もっと、情報を得る側の立場になるべきですし、内容もマンネリ 化してきていると思います。さらに内容の充実が必要と考えますが、 この点についてどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思いま す。

- **〇議長(吉田数博君)** 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷田謙一君) 現在は、各種制度の内容や放射線量の 測定結果等といった行政情報とか、イベント案内等を中心にお届け しているところでございますが、今後、避難状況がある程度落ち着 き、行政情報も一定程度行き渡る状況になりましたら、写真なども 表示できますので、その辺の特徴を生かしながら浪江町に関するイ

ベントの映像や現在の浪江町の映像などもお届けしたいと考えております。

なお、過去の情報につきましても、苦情等がありましたので、常 に内容の確認をしながら、見られている方の立場にたった情報の提 供ということで進めてまいりたいと思っております。

- 〇議長(吉田数博君) 2番。
- ○2番(山崎博文君) 魅力ある情報の掲載ということで具体的にまた 提案したいと思います。現在の情報の掲載は、町からの情報がほと んどです。つまり、一方向な訳です。もっとフォトビジョンや町ホ ームページなどを柔軟に利活用しても良いのではないかと思いま す。

例えば、先ほどの「冬の対策」の課題で申し上げましたが、火災 予防対策では消火器の使い方を掲載するとか、交通事故対策では雪 道での運転の注意、あるいは雪道の歩行の留意点、あるいは滑りに くい靴の紹介も私はいいのかなと思います。さらに、健康対策では 体の温まる料理メニューを町民から募集するのもいいのではないか と思います。その料理方法の紹介やエコノミークラス症候群予防の ための軽い運動の紹介等々、きめ細かい情報を掲載してはいかがで しょうか。

また、絆づくり・絆の強化では「伝言板コーナー」を設け、例えば今の時期ですと、年末年始を迎えますので、行政区やクラス会などの忘年会案内の掲載、さらに先ほどの個人情報保護法によって、県内外の避難している町民の絆を守りたくても守れないというとても貴重な声に応えるために、たとえば「…浪江会」の立ち上げたいという声の一助として、避難近隣地のご協力をいただける方を募集し、その方の名前と携帯番号を掲載する事の了承を得、立ち上げに関し、中心的にその方に活動していただく等々、町民からの方向の情報掲載も柔軟にしてはよろしいのではないかと思います。

フォトビジョンや町ホームページなどを見るのが楽しいと言っていただけるような内容の充実を図るべきだと思いますが、この点についていま一度お答えいただきたいと思います。

- **〇議長(吉田数博君)** 企画調整課長。
- **〇企画調整課長(谷田謙一君)** ご提案のように、その季節にあった内容などきめ細かな情報の掲載に努めてまいります。

また、現在各地区で交流会が計画されておりまして、発起人や連絡先などを入れた開催案内などを掲載することで準備を進めているところでございます。

さらに、広報紙の伝言板コーナーについても従来の広報では実施

してきてはおりませんでしたが、町民の絆をつなぐ役割ということで大変重要と考えておりまして、実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** 広報に関してはこれでいいと満足することなく 日々魅力ある情報の提供に努めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。放射線の管理についてです。まず先月29日の福島民友の記事に関して質問します。記事によりますと、本宮市の恵向応急仮設住宅の放射線量が、町が測定した高さ1メートルの空間線量が毎時0.27マイクロシーベルト前後で、その仮設住宅に2カ月前に引っ越してきたある方が室内を測定したところ毎時1マイクロシーベルトの場所があり、場所によっては2マイクロシーベルト前後があった。放射線量を低減するために床下にコンクリートを流し込む工事が28日から始まり、流し込んだ後は1マイクロシーベルト以上あった場所が0.3マイクロシーベルト前後に下がったという記事です。当然比較的高い放射線量が計測された場合は、床下に砂利をまいたり、コンクリートを流し込むなどの早急な対策が必要ですが、気になったのは町の線量調査です。

各仮設住宅などの線量がフォトビジョンなどで公表していますが、はたしてその線量が正確なのか、ちょっと疑問を持ちました。 線量調査は誰が実施し、その調査方法はどうなっているのか、お伺いします。

- **〇議長(吉田数博君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(植田和夫君)** ご質問にお答えいたします。仮設住宅の線量調査でありますが、月曜日は二本松、火曜日は本宮、木曜日は桑折・福島、それから金曜日は浪江とし、全部で52カ所を、町職員3名体制の中で線量調査を実施しております。

また、測定器は文部科学省より貸与された「NaIシンチレーション・サーベイメータ」を使用しております。

なお、調査の方法でありますが、地上1メートル、50センチ、1 センチでの測定を行い、地上1メートルの測定の数値公表しており ます。

次に、測定場所でありますが、郭内公園仮設住宅は、その敷地の 出入口付近で測定を行い、それから敷地の出入り口が仮設住宅と近 い所は集会所周辺、また仮設の戸数が多い所は、2カ所の測定を行 っております。

公表の方法でございますが、各仮設住宅の掲示板への掲示、フォトビジョンや町の広報紙などに測定結果を掲載しております。

放射線管理態勢の強化についてでありますが、仮設住宅入居者の 方においても、家族の健康管理のため、個人的に線量計を買われて、 測定を行っておる方も少なくないようであります。

また、町民からの放射線量に関する相談や、問い合わせなども最近、多くなってきており、町職員においての対応も難しく、その都度、関係機関や原子力発電所の放射線管理経験者のアドバイスを受けながら、業務を行っているところであります。

いずれにしましても、議員お尋ねのように、放射線管理について精通している人材確保や取り組みは必要であるところであります。

それから、放射線に関する課や班などの独立したセクションの必要性でありますが、現在、線量調査を含め、除染モデル実証事業を進めておりますが、国は、地域ごとの除染手法を検証しながら、その地域にあった除染計画を策定し、本格的に除染を進めるということであります。

本除染になれば、当然、町の対応が必要不可欠になると考えており、そういった独立した専門班や専門チームなどの設置についての検討も必要であると思っております。

〇議長(吉田数博君) 2番。

○2番(山崎博文君) 質問事項の2に入っております。改めてご理解いただきたいと思いますし、今課長から答弁をいただきましたが、私は新聞掲載に関しての答弁だけを求めただけで、実は要旨の中に放射線管理の強化が求められれば、その一貫としてということで、それの答弁も一緒にしたみたいなんですが、放射線管理の強化というのも必要だと思います。また、その一環として危機感として放射線について精通している人材の確保、例えば放射線取扱主任者などの有資格者を国県から派遣してもらうとか、新規採用するとか、正確に線量調査を行ったり、除染計画策定、健康管理、あるいは児童生徒の教育など町独自の放射線に関する取り組みが必要でないかと思います。今、課長から答弁をもらいましたが、放射線管理の人材確保や独立したセクションの必要性は認めるということでしたが、今早急にやらなければならない取り組みであると私は考えます。

そこで、本除染になればではなく、明日にでもそういう精通した 方を人材を確保するべきだと思いますが、そういう検討するべきと 思います。町長からいま一度その点についてお伺いいたします。

〇議長(吉田数博君) 町長。

○町長(馬場 有君) 8月26日だったと思いますが、政府のほうから 除染計画が発表になりました。それで我々の警戒区域並びに計画的 避難区域は、年間20ミリシーベルトを超える地域だということで、 国が責任をもって、そして国の予算全部で除染をしていくという方 針が出されております。したがって、放射線の管理についても、国 の管理をしていくという形になっておりますので、我々がやらなけ ればならないところは細かいところが出てくると思います。

そういう形の中で、今、山崎議員のおただしのとおり専門的な知識をもった方々のアドバイスなり、指導を仰ぐ機会は非常に多くなっていると考えております。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** 今後、放射能と長期的に向き合わなければならないと思います。放射線に関しては万全な態勢を再度お願い申し上げます。

それでは、質問事項3の震災後の教育行政について移ります。

まず、ガラスバッジの現況と管理態勢について質問します。9月 10日からガラスバッジを配布したと先月の災害対策特別委員会で報 告がありました。児童生徒の健康管理には必需品です。そこで、県 内外問わず現在の配布状況はどうなっているのか。これは教育長で しょうか。健康保険課長でしょうかお伺いいします。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** それではお答え申し上げます。

9月10日より県内に在住する幼児、児童、妊婦にバッジ式線量計の第1回の貸し出しを実施しているところであります。配布状況でございますが、幼児385個、小学生94個、中学生58個、高校生473個、妊婦37個、予備といたしまして32個の合計1,079個を現在貸し出ししております。

測定開始より3カ月後の回収のため、結果につきましては、現在 測定中であります。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** 9月に県内在住者、幼児、児童、妊婦1,079個貸し出したところですが、県外は対象者はどうなっていますか。
- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** 県外につきましては、線量が低いこと、 さらにバッチをつけることでいじめの対象になりかねない子供が懸 念されまして、現在は配布しておりません。
- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- ○2番(山崎博文君) そこで健康管理に最も重要なのは、児童生徒一人一人の積算線量管理だと思います。これも災害対策特別委員会で放射線量を3カ月ごとに測定し、放射性物資から常に健康を守るように努めていると報告がありましたが、もう少しどのように健康を

守るために取り組んでいるのか。配布から3カ月が経ちますので、 積算線量の管理態勢ははどのようになっているかなど、詳細や公表 の有無についてご説明いただきたいと思います。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **○健康保険課長(紺野則夫君)** 積算線量の管理態勢ということでございますが、積算線量計は3カ月間測定いたしまして、線量測定結果については個別に送付いたします。その測定の結果について町でデータ管理を行いながら、弘前大学の被曝医療総合研究所の健康に対する助言を受けたいと考えております。

それから、公表につきましてでございますが、町の広報等でその 結果についてお知らせをしていきたいと考えております。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- ○2番(山崎博文君) 町の管理態勢ですが、線量測定結果は個別に配布し、結果は町でデータ管理を行い、弘前大学の研究所の健康に対する助言をいただくということで理解しました。引き続き態勢の強化を図っていただきたいと思います。

また、公表はこれからとのことですが、例えば学校だより、答弁にもありました町広報、あるいはフォトビジョン。また、川俣町教育委員会では、最近福島市でもそうですが、新聞などで公表するということになって今公表しておりますが、子供たちや保護者の皆さんに学校生活などが安全であると理解してもらうことが私は必要であり、公表のあり方には配慮も必要かと思いますが、数字を示すことによって安心していただけると思いますので、あらゆるツールを使って公表すべきと考えますが、どうでしょうか。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** 議員おただしのとおりそのように私も 考えております。

その結果につきましては、すべての広報、学校の新聞、それから 新聞等にも公表してまいりたいと考えております。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** それでは、次の浪小・浪中の学校運営について 質問をいたします。答弁のほうを簡単に、私のほうも質問を簡単に いたします。

まず、8月25日に浪江小学校・浪江中学校が開校いたしました。 子どもたちは被災以来、次々と避難先が変わり、ようやく学校に通 えるようになっても今までの仲間がちりぢりになり、教育環境も大 きく変わり、今までに経験したことのないストレスを感じながら開 校を迎えたと思います。まもなく2学期が終了しますが、子供達の 学校生活はどのように送っていたか、その点についてお伺いいたします。

- 〇議長(吉田数博君) 教育長。
- ○教育長(畠山熙一郎君) 8月25日の開校以来ということになりますが、避難先では不慣れな環境の中で学校に行き渋るという子供が少しはおったようでございますが、学校の規模が比較的小さいということで、ある意味きめ細やかな指導などができることがありまして、子どもたちは比較的顔見知りの仲間と一緒に、きめの細かい指導を受けるという環境で少しずつ慣れてまいりまして、ほとんどの生徒が今元気に通学をしている。学校に行くのが楽しいと、そんな状態と理解しております。
- 〇議長(吉田数博君) 2番。
- ○2番(山崎博文君) 子供達は、順応性があるとはいいますが、まだまだ被災前の浪江小・浪江中の学校生活とまでは言えないと思いますので、引き続きあらゆる面でのケアをお願いしたいと思います。次に、当初開校前に見込み数をお聞きしましたが、見込み数よりも大幅に減少したと私は記憶しておりますが、なぜ減少したか、分析についてお伺いします。

また、中学生が開校時より若干増えていると先ほど行政報告でもありましたが、この点についても理由をお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(吉田数博君) 教育長。
- ○教育長(畠山熙一郎君) お答えいたします。

私どもは二次避難が始まりましてまもなく4月下旬ですが、その 後の仮設等移動を見込みまして、学校の準備をし始まったところで あります。

その当初は、小中学校とも1学年1ないし2クラスぐらいであろうかと予想したわけでございますが、実際は子どもたちは開校時は小学生が28名、中学生が33名となりました。この理由につきましては、当初もくろんだ時期と開校時期との間には4カ月ほどの開きがございまして、この間に子供達がおかれている環境が大きく変わったんだろうと。お家の事情もありますし、何よりも放射線に関する情報が出てまいりまして、遠くにいる方ほど二本松近辺に戻ることをためらう傾向が多くなります。その辺が大きな理由なんだろうと理解しております。

それから、中学生が15名増えてございますが、今申し上げた状況 の中ですが、子供達を受け入れたあとで、あるいは相談の段階で学 校の趣旨、それから学んでいる子供達の情報なども伝わっていくと いうことがありまして、その結果、聞かれた方々が学校に対する評価を高めて転学を考えるということだろうと思います。

- 〇議長(吉田数博君) 2番。
- ○2番(山崎博文君) 時間がおしています、間もなくなので、今②の要因とか聞きましたが、飛ばして⑦のほうにいきたいと思います。実は、②から⑥までは、浪小・浪中1カ所に集約することを検討しても良いのではないかというふうに考えて質問をしてまいりました。例えば、小規模学校のデメリット、小・中2カ所の学校の整備費や維持管理費、特に効果的・効率的な除染費の負担増等々、また来年度の全児童生徒数の自然減など総合的に考慮するならば、2カ所より1カ所に集約したほうがいいのかと思います。当然子供達に教育費をかけるのは私も理解しております。この1カ所に集約する
- 〇議長(吉田数博君) 教育長。
- **〇教育長(畠山熙一郎君)** お答えいたします。

という点でどのようにお考えかお伺いします。

学校を1カ所に集約したことを仮定いたしますと、教員あるいは 子供達の日常的な交流が活発にできることになりますので、そうい う意味でのメリットは確かにございます。

ただ、現在のことをまず考えますと、下川崎の小学校につきましては、今の状態、少人数ではありますが教室などは常に全部を使っております。それから中学校の針道のほうですと、教室は若干空いているのですが、一緒にするまでの余裕はございません。なおかつ小学生があそこまで通うということについては、新たな問題が出てくるのだろうと考えますので、今の時点で集約を急いですることは必ずしもベターではないと考えます。

ただ、今議員ご指摘のように一緒にすると小学校、中学校が一緒に勉強することが可能です。この辺についてはこれから私どもの町がどのような状況におかれるのかによっていろいろ考えなければなりませんので、そういう状況の中で、必要な考え方、あるいは示唆に富むものであろうとそのように理解をして、研究だけは進めてまいりたいと思っております。

- O議長(吉田数博君) 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** さらにもう一歩踏み込みたいと思います。魅力 ある特色ある学校にするために、小中一貫教育の導入を検討してみ てはどうかと思います。

9年間の系統的・継続的な一貫した教育が可能となり、小中学校の事業内容が連続性を図ることにより学力向上が期待できます。

教育長、小中一貫教育についてどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(吉田数博君) 教育長。
- ○教育長(畠山熙一郎君) 小中一貫教育につきましては、6年生と3年生を合わせることで、小学校から中学校へ移る時のギャップと申しますか、それを防ぐことができる。あるいは長いスパンで教育を考えるということで大きなメリットはござます。ただ、そうかといって小学校には小学校の独自性というものがあります。中学校にも独自性がありますので、独自性と融合をいかに図るかということが、教育課程あるいは施設の面からも非常に重要な問題になってきます。そのためには、周到な準備が必要でございますので、今のお話はこれからの問題として少し時間をかけて考えていくほうがいいのだろうと思ってございます。
- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** 浪小、浪中も当然ですが、それ以外の避難している子供達の心のケアを万全に対応をお願いしたいと思います。

それと、ランドセルに関しては、19番議員から質問があると思いますので、私は今回はやりません。

最後に、マスコミ、今日の行政報告にもありましたが、「帰還」という言葉を使っております。私はどうも言葉に違和感があります。 辞書でひきますと「遠方から帰ってくること。特に、戦場などから基地・故郷などに帰ること」と書いてあります。避難先は戦場ではありませんし、浪江町は基地でもありません。ぜひ帰町という言葉を使っていただきたい。

また、過日実施した町民アンケート調査の結果、約3割が「町に 戻らない」という回答でした。特に子を持つ親が多かったわけで、 その子供達を考えれば、3割という数字はもっと上がると思います。 そこで、町長はこのアンケート調査をどのように受け止めたか。 帰還ではなくて、帰町あるいは帰郷という答弁を使いながら最後に お答えいただきたいと思います。

- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** ご質問にお答えいたします。

私も最初のうちは、3月11日からはじまって、最初の言葉ついたのは帰町という、町に帰るということだったのですけれども、いろいろマスコミなりが帰還という言葉を使っていたものですから、漢字の意味合いでも帰還というのは、そうなのかなと思いながら現在まできました。議員がおただしのとおり、やっぱり帰町というのがただしい使い方かと感じがします。

それから、アンケートは、戻らない、戻りたいけれども戻れない という方も、戻りたいけれども戻れないというのは、ある程度復興 ・復旧・除染に期待をしている結果があるわけです。ですから、そういう気持ちを大切にしながら、アンケートを作った中で答えていただいた方々の思いを、これからも帰町に向けて一生懸命取り組んでいかなければならないと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** 終わります。ありがとうございました。
- **〇議長(吉田数博君)** 以上で2番、山崎博文君の一般質問を終わります。
- ○議長(吉田数博君) ここで10時55分まで休憩いたします。

(午前10時41分)

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前10時55分)

◇佐々木 英 夫 君

○議長(吉田数博君) 19番、佐々木英夫君の質問を許可します。 19番。

[19番 佐々木英夫君登壇]

〇19番(佐々木英夫君) 19番、佐々木英夫でございます。

中の栗を拾ったわけですから、覚悟はできていると思います。この 4年間、一生懸命町民のために頑張っていただきたいと思います。 まず政治を志したときの思いを、苦しいときは考えてください。 まず私が一般質問に出しました、帰れるのか、帰れないのか意思決 定を早く。これは私の意見でなく、町民の声です。何回か懇談会に 行ったときに、皆さん大部分の人が帰れるのか、帰れないのかとい うことでした。そこでお伺いいたします。そういうことは一日も早 く方向性を見つけるべきだと。そうでないと、自治体が消滅するの ではないかというきらいがあります。これはチェルノブイリでベラ ルーシの自治体がなくなっていた。浪江もそういうことは考えられ る。やっぱり帰れないんだったら、もういいですよという人達がア ンケートでも30%上がっているんだね。残りの60%については、あ の質問の仕方がうまいですよね。全部もとに戻す。全く放射能がな い時代にする。それから何人かが帰って大丈夫だと言ったら帰って もいいですかという質問ですから、やっぱりそこにマルを付けざる を得ないんだよね。あれね、町長が言うように3年で帰りたいとい

まず町長当選おめでとうございます。当選したということは、火

う希望を入れたとすれば、もしそれをできなかったら、この人たち

は帰らないという形になる。そうしたら80%近くの人達は浪江に帰 らなくてもいいという。心がどんどん、最初は帰りたい。でもだん だん帰れない。もう帰らなくてもいいという心にはそういう時間が 経つに連れて出てきているんです。だから早く形を変える。なびか れてしまう。やはり町長のトップとして我々に何をするかというこ とを考えてみたときに、やっぱり早い時期に決断が必要だと。国の 話を信じてあれしたんではだめだと私は思っております。まず、我 々が国の言った話もこんなふうに感じました。放射能と戦っている のは敵が飛行機で責めてくるのに、竹槍を持って戦うようなもので ないかと。まったく戦時中の話ですよ、今、国が考えていることは。 まず、国を信じないと言うことは何かというと、水素爆発の議論を する必要がないとか、それから津波が信じられなかったとかあるい は想定外だったとか、炉心融溶を回避できたといっているのです。 でもそんなことはない。きのうの夜の件です。福山さんという方が、 日米秘密協議会というのを開いたときに、素早くアメリカ人はこれ は大変なことになりますよと言ったというんです。それは何かとい うと、メルトダウンがあるといったんです。それを東京電力はない と頑張ったのです。それで2カ月後にやっぱりその通りでした。こ んな東電の言い切る馬鹿な話がありますか。この連中は我々を馬鹿 にしているのではないかという気がいたします。

ですから、あまりにも国の言う話、東電の言う話にはぜひ町長、 ワンクッションおいて危機に向かうという考えでいただきたいと思 っております。

そこで、まず帰れるか帰れないかということについて。

それは長期的なものもあると思います。それともう一つ、2番議員の山崎さんが言った絆のことに一言言うと、私絆については質問していませんから。町長は、町を一つにしていきたい。これが絆だと。それから谷田課長、心通信で繋がっていきたいという話。なにか大事なことを忘れていませんかと言いたいんですよ。それは何ですか。家族でしょう。家族が一つにならないで、絆も何もあったものではないと私は思います。それは出なかったのは思っていも出なかったんでしょうから。国会の一川さんみたいな人もいますけれども、こちらの議員、あるいは職員の中にはそんなことを思っている人は一人もいないと思うし。まず家族が一つになる。年寄りだって孫と住みたい。同じテーブルで食事をしたいと思っているんです。爆発の前は、みんなそれぞれ学校に出すときも食事を一緒にして、送り出したそういう時代に戻りたいと思っているのですね。だからまず最初の絆は家族です。その次、町民が一緒になりましょう。そ

れでみんなで一つの輪を作って、町の形を整えようではないかというのが絆だと思います。その意味でも早く、家族が一つになれる方法を考えれば、まったく問題ない。一カ所にみんな集まって、それから町の人が頑張りましょうというのであれば、正しい方向でないかと思いますので、その辺どう考えますか。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁者、町長。
- ○町長(馬場 有君) お答えいたします。まさに今佐々木英夫議員がおただしの通り、やっぱり日々の平和な暮らし、これはやっぱり家族があって初めて平和な暮らしになると思います。そして家族の周りに隣近所の方々がいる、そして友人がいる。そういうことが今まで日々の暮らしで我々はずっとやってきたんです。それが今度の事故でばらばらにされてしまったということ、大変残念に思っております。

今回の町民アンケートの結果においても、やっぱり若い方が戻らない。戻りたいけれども戻らないという方々がいらっしゃいます。これは何のためかというと、子供の健康の心配なんです。したがって、私どもは戻れないという方々が、戻らないという意思表示をなさっているというふうに解釈しています。しかし、3分の2の方は戻りたいという方もおいでになります。そういう方々の気持ちも大切にしていかなくてはならないと思っております。

したがって、この絆については、きめ細かく、家族を中心にした、 あるいは隣人、友人、地域社会をもう一回再生していく必要がある ということで絆を強めていきたいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- **〇19番(佐々木英夫君)** そうしますと、前回の議会までは、町長は2年から3年以内に帰れるような方向で行きたいと思っているということで言いましたけれども、今でもそれはそう感じておりますか。
- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) お答えいたします。まず私は2年あるいは3年以内で帰町したいという考えで今も変わりません。そのためには除染が必要だということ。それから若い方が帰って、就労の場につける受け皿もきちんとつくっていかなくてはならない。そして、インフラの整備はもちろんやっていかなくてはならないということで、高いハードルになるとは思いますけれども、2年から3年の間に帰町していきたいということには変わりはありません。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- O19番(佐々木英夫君) 先ほど除染という言葉が出ました。除染ということについては、私は、あまり期待していないです。除染という

のは、この前、弘前大学の教授が来たときに、「先生、除染という のはあれは放射能は消えるんですか。」と聞いたら、「消えない。 同じ量のものがただ移るだけだ。」「じゃあ吹き飛ばしているんで すか。外に行っただけですか。」といったら「そうです。」先生が こんなことを言うんです。「ほうきで掃いたようなものだ。ここに あった放射能をこっちに移しただけですよ。」ということを言われ ました。私もそれは本当だと思います。数量は変わるわけではない。 30年間は絶対に消えない。「じゃあどこに行くんです。」といった ら、土の中にささったり、一番いるのは粘土質。ここにみんな溜ま っているんだということを言っていました。だから、ある放射能は なくならないのです。いずれにしても長崎、広島あたりから比べる と、やっぱり60年後にあのとおり原爆があってもみんな戻ってやっ ています。しかし、広島の原爆の160倍だと言われているんです、 今回の爆発は。だからそこよりも、もっとすごいところに戻りまし ょうという考えは時間がかかりますよということをいいたいです。 2年や3年で戻れるとは思いません。50ミリシーベルトあるいは20 から50ミリシーベルトなら戻れるように除染はしますよといってい ましたよね。ということは、請戸、幾世橋、中浜、棚塩あたりは戻 すのですか。ないんだから。ほかの津島とか、権現堂、川添、あの 辺は戻れないわけですから、あれだけの小さなところだけ、あの地 区だけ戻っていいですよという話はちょっと私はおかしいような気 がします。最近も、妊婦40万円、子供も40万円。他の人は8万円な んていう数字が出ている。じゃあ聞きますけれども、18歳以下は40 万円ですよと。1カ月生年月日が1カ月違った人はどうするんです か。何かに基準は必要ですよ。だけどこういう基準を考えている国 は、私よりも劣ると思っているんです。一律20万円にすればいいん ですよ。そして妊婦さんは子供がおなかの中にいるから大人だと言 うことで20万円で、40万円もらえることにします。あとは子供も大 人も20万円ずつ、一律20万円ずつ。そうすれば、私は1カ月違った だけでおかしかったのではないかという考えも持たなくて済むんで す。これは町がどうこうするということではないですよ。こんなこ とを考えている国の話を信じてはだめだというんです。全く国会議 員も素人ですよ。元々国会議員になる前はみんな素人でどんどん上 がっていったわけだからね。うちらの議長だって今から国会議員に なる可能性もあるわけです。本当ですよ。まだ若いんです。頑張れ ばできる。ということは、今こうして我々と一緒にしゃべる仲なん ですけれど、国会議員だからって急に優秀になるわけないんだから、 それが国会議員ですよ。この人たちの、それは官僚がいろいろと助

けてくれるでしょう。あるいは何だというと、国のためにだけ守っている。我々のことなんてひとつも考えていないと私は考えます。だから、町長はこの4年間頑張るのはこのことなんです。まったく被害を被っている住民のことなんか全く考えない。そのためには、課長も心を一つにして頑張っていただきたいと思うわけです。

先ほども2年から3年で帰れるということをいいました。そうなったらば、3年でもし帰れなかったときに、町民はばらばらになってくるのではないかと思いますが、その辺はどうですか。

- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- 〇町長(馬場 有君) お答えいたします。

時間が経過すればするほど心が折れていくということになると思っています。したがって、そんなに長くは待てないというふうに考えておりますから、そういう意味では2年3年を一つの正念場として、何としても戻って町を再生していきたいと考えております。

ただ、議員おただしの通り最悪の場合もシナリオとしては考えていかなくてはならない。例えばどういうことかというと、今の応急的な仮設住宅では、これはそんなに長く住めないです。やっぱり恒久的な住居を造っていかなくてはならないという形にもありますし、あるいは若い人が就労の場所がなくてどんどん離れるような状況になってしまったのでは、町の活力も失ってしまいますので、そういう形のものを含めて考えていかなくてはならないと。最悪のシナリオも視野に入れるということも必要かと考えております。以上です。

〇議長(吉田数博君) 19番。

O19番(佐々木英夫君) この町を守るのは、トップに立っている町長なのです。だからこの町をなくすのも、つくるのも町長の腕にかかっている。私はそう思っています。それでやはり2年、3年のことを考えていったらば、すぐきてしまいます。あれよ、あれよでもう1年ですよ、爆発してから。だから3年なんてすぐ来ますよ。だからはやいところ修正していかないと間に合わなくなってくる。やはり政治というのは、5年、10年先のことを見据えて考えていくことが正しいのではないかと私は思っております。

さっきから悪口ばかり言っていますけれども、本当にあの人達が 議論していることは本当におかしいような気がします。私もいつも 考えるのですけれども、浪江町は被害者ですよね。これは被害者で ないとわからない。なぜかというと、他の町村、全国に原発があり ますよね。この人達は何とも思ってないです。今回玄海原発の人達 の、あの程度ぐらいなら大した騒ぎにはならないけれど、あれ今回、 浪江と同じような爆発を起こしたときには改めて町民は思うでしょう。だけどまだそこまでいっていない。我々ももんじゅとかあっても、浪江の方は大丈夫だろう。大熊の原発は大丈夫だと考えて何とも思わなかったです。だからそれをどうするかなんて、欲しい人には作らせておけばいいです。やらせておけばいいです。今、浪江町がどうするかということだけ考えていかなければ、必ずそれは賛成してもらえる。やっぱり町民にできることは何かというと、政治の仕事というのは町民に夢を与えることだと。じゃあ、どんな夢ですか。今みんな思っているのは、一つの場所を大々的に町が、町民が1カ所に住める、そういう場所をつくってもらえるのかなというのがどこの場所に行ってもみんなそう言っています。

だから今、アパート、仮設ちりじりなっている人を早く1カ所に 集めたいという希望は持っていませんか。

- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) お答えいたします。先ほども答弁申し上げましたように、最悪のシナリオになった場合にはそういうことになるだろうと考えておりますけれども、今の時点では、除染の実証実験が始まりました。やっぱりその姿を見ながら決断をしていかなくてはならない時期が必ず来るだろうとは考えております。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- O19番(佐々木英夫君) そうすると、今私が言ったことも一緒に並行して進まないと、行ってみたがだめだったとUターンする時間はないと思います。だから、やるときには今町長が言っていることも進めるだろうけれども、そうでなかったときのことを考えて別な方法も考えるということはありますか。
- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) その通りだと思っています。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- O19番(佐々木英夫君) いずれにしても以前の線量に戻すということはなかなか難しいということだと思います。しかしながら今、請戸、 幾世橋その辺は浪江町で一番線量が少ないところ。しかしそれに戻 そうなんて言って頑張ったって他の地区はなかなか難しいと思うのです。あれ全部国の言う除染をしたってどこに流れていきます。請 戸の方でしょう、幾世橋の方でしょう。津島からだって、津島の木を切って土をはいだなんていったって大変なことでないでしょうか。だから元の線量に戻すなんていうことはなかなか大変だと思う。 そして3月11日以前の線量に戻しましょうと、私達はそう思っています。だけれども、国なんかはどうせ最悪の場合は土地を買い上げ

ればいいんだろうぐらいの簡単な考えしか持っていない。 ですから、その辺からいくと町長としてはどういう方向で進める と思いますか。

- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 放射線の知識については私は専門でなくてわかりませんけれども、いろんな学説、いろんな学者そういうの方々が放射線については見解を述べております。そういう中で佐々木議員がおっしゃるとおり、低減化はできないんだということにはちょっと私はわかりませんけれども、やっぱり低減化する技術も持っている大学のグループあるいは研究グループがあるというふうにも聞いておりますので、この除染チームがやはりそういうものを実証実験の中で示して、それが効果のある除染の方法だという一つの技術が私は出てくるのではないかというふうに思っておりますので、そういう議員おただしの通りになるのか、ちょっと私の知見ではわからないということであります。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- O19番(佐々木英夫君) 除染についての大学教授がいろいろ研究している、あれをゼロにするということはまだできていないということです。ということは消毒してそれが消えましたということはできない。過去の歴史から言っても、チェルノブイリ、スリーマイル、アメリカだっていろんな実験をしています。でもそれができていない。日本だけできるということは考えられないという気はいたします。だから、簡単に2、3年でできるならいいですよ。消えましたよ。そしたらば、みんな待ってくれると思いますよ。しかし、数量が10あったものが8ぐらいでなんていう話では誰も納得しないという気はします。

町長が今言ったように、大学の教授という話。この前、弘前大学の教授が私どもに講演したときには、質疑応答の中で、「放射能消えますか。」「消えません。」「じゃあ、除染したやつはどこに行くんですか。」「脇にいっています。」今まで私の家を除染してもらったら、私の土地はなくなるけれども、隣の家に行って放射能が高くなっている。これが教授の話ですよ。だから、浪江町だけ、町内だけ良くなったって、除染されたからって良くなったって津島の人だって浪江の人間、苅野、大堀の人だって浪江の人間。ここも除染しなくてはならない。やはり平等にやらなくてはならないとしたらば、その放射能どこに行きますかといったら、我々のところに流れてきますよ。だから、この前の南相馬でやったときに測ったらば、どんどん流れて鹿島の方の海の近くまで放射能がすごく強くなったとい

う話をこの前聞きました。そういうふうに放射能というのは、どこにでも飛んでいくということがあるわけです。それであれは重いそうです。それで行く前にどこかの土に潜ってしまうということもいっていました。だからこんな扱いにくいものはない。議員で言えば佐々木英夫みたいな扱いにくい。だからそういうことも頭の中に入れてひとつ戦ってもらいたいと思うのですがいかがですか、町長。何とかそういうことできますか。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁、町長。
- ○町長(馬場 有君) ずっと原発事故以来、戦ってきたつもりで、今後とも戦いは続くと思っています。そういうことで佐々木議員からいい提案をいただければ、そのことに基づいて、何なりと提案なり、要求なりしてまいりますので、よろしくご指導いただきたいと思います。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- O19番(佐々木英夫君) それではきょうの新聞に、原発が双葉郡に中間貯蔵施設、おそらくこれ大熊あたり原発の中だと思います。ここにしようという発案が出てきました。以前、菅さんがいたときに来ましたよね。県知事に考えておくと言った。考えておくことは、やりますよと全く同じだと思うんです。こういうことでできているわけです。浪江に帰りたいという気持ちはありました。除染されれば帰りたい。しかし、こんなものを持ってきてもらってすぐ脇に危険で帰れますか。あるいは中のあれは160億分の何とかなんて言うぐらいのすごい放射能があるんですよ。その近くでここから塀を隔ててそこはすごい量なのです。その浪江は全くその隣ですよね。そこに住みなさいと言われて、いつまた飛んでくるかわからない。これでもやっぱり町長は住ませようとしますか。
- 〇議長(吉田数博君) 答弁、町長。
- ○町長(馬場 有君) 今朝のマスコミの報道ですけれども、これは私は一切連絡を受けていませんし、双葉郡にましてや中間処理施設を建設するなんていうことは聞いたこともありません。どこから出たのかそれはちょっとわかりませんけれども、やはりこれはいわゆる原発大臣に強く抗議を申し上げたいと考えています。今議員おただしのとおり、そんなに濃いものが私どもの町の近くにあれば、これは本当に住めない状況になって来ますので、これはいろいろと疑問を呈していきたいと考えております。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- **○19番(佐々木英夫君)** それを聞いて安心いたしました。ということは、民報新聞はいい加減なんだ。もしいたらごめんなさい。

それから、なぜ絆とか、家族が一つになった方がいいというのは、 あっちに戻ってもらえればそれに越したことはない。しかし、子供 の甲状腺がんが大人の21倍、20分の1で子供たちが甲状腺がんにな る可能性がありますよということが出てますから、私もそれはチェ ルノブイリで出たデータですから、果たして日本人はもっと強いか ら大丈夫かという気がします。それにしても子供と大人ではこんな に違うということです。となれば、当然親達は子供が心配で帰って こないです。だから町長の気持ちはわかります。なんとか1カ所に 戻りたい。これはふるさとを捨てる人はいませんよ。私だってどん なにぼっこれな家でも、相当年数経つ家で私は建築の設計やってい ますから、つぶれたのでは誰も設計頼みに来る人がいないと思った からブレスを貼っておいたらつぶれなかったんですよね。あんなぼ っこれが残ったんです。それはなぜかというと、私はここに戻りた い、ここの家に住むんだという気持ちから一生懸命補強しました。 耐震診断もしました。そこからやったものは、あの地震でさえもっ たんです。だけれども戻れない。死のまちと言った大臣がいました ね。あれで責められましたね。あれ当たり前の話です。たまたま金 曜来たときに行ったときも本当に死のまち、そのとおりです。鳥も いなければ何もいない。死がいの猫犬がいるぐらい。これは死のま ちって言って何が悪いのだということを言いたいけれども、言った 本人はお調子に乗ったからでしょうね。だから私も言葉を謹んでや っているつもりですけれども、ときどきぺろっと出てくるときがあ りますから、そのときは勘弁してください。

それで16日にステップ2終了だと国では言っていました。町長は これ信じますか。

〇議長(吉田数博君) 町長。

○町長(馬場 有君) ステップ2が間もなく終了するだろうということは政府にも、災害対策本部の本部長の方から話は聞いております。さらには東京電力から今までの進捗状況ということについても連絡がありました。ただ、きょうの新聞で、ちょっと新聞の名前を忘れましたけれども、外国の方はステップ2終了については疑問だというような記事が載っていた新聞がありましたけれども、本当にメルトダウンを起こしたところが、完全に冷温停止になっているのかどうか。この辺についてはやっぱり厳しく追及していきたいと思います。16日に果たして終了する宣言をするのか、その辺についてはどうかということは新聞報道では知っておりますけれども、私の認識においては、まだ正確なところはわからないという状況であります。

〇議長(吉田数博君) 19番。

〇19番(佐々木英夫君) その辺の状況を一日も早く把握して、いろいろ対策を立てていただきたい。ここには、見切り発車だということですね。これも民報です。ときどき民報もいいこと書くのです。

それで1号機から3号機の燃料は、溶けて原子炉格納容器に落ちている。そんな状態で、中何にもわからないです。誰もまだわかっていない。国もわかっていない。それは見切り発車というのはこの通りですよ。だから16日のステップ2なんて言っていますけれど、あてにならない。だから私は除染も本気にできないと。除染すればそこの場所はなくなるけれども、どこかに飛んでいっているんですよ。それで土をはげばいい、もちろん土をはげば少なくなるでしょう。その土をどこに運ぶのですか。葛尾から苅野、大堀、浪江、大変な量です。こんな土、1カ所に集めることなんてできないです。だからこんな馬鹿なことを考えるんですよ。私も馬鹿だなと思いますね。浪江の地域ずっと歩いてみればわかるんでしょ。大体町長前言われて、浪江には山林は70%だ。この土をはぐなんていうことは、えらいことですよ。ましてや津島はすごい放射能の量が多いんです。だから徹底的にやらなかったら、我々と同じく少ない数字でいくということは考えられないと言う気がします。

それでその例えば除染して、帰町しますよと。放射線量をどのように、どのぐらいの数字まで浪江はなると考えておりますか。

- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) どのぐらいまで落ちるかというご質問ですけれども、今の状況ですとセシウム134については2年後に半減するということは聞いております。それに技術者が加わればもっと減ってくると思いますので、現在の線量の高いところ、あるいは中間ぐらいに高いところの状況をやっぱりこれからの除染の技術で見守っていきたいと思いますけれども、政府の方の先ほどの山崎議員の質問にお答えいたしましたけれども、除染計画の中には、2年後には50%を低減させたいという計画があるようですけれども、やっぱりそういう形になっていくのではないかと考えます。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- O19番(佐々木英夫君) そうすると、3月11日以前の線量がこれは 0.04から0.06ということですが、その数字まで持っていけるのか。 あるいは持っていけないとした場合には、やはり町民は戻ってこな いと断言します。断言して後で責任なんてとわれると困りますけど、 そういうふうに町民は言っています。やはり怖い。だからさっき言 ったように、飛行機で攻めてくるものを、竹槍を持って何とかしよ うという考えと全く同じなんです。レベルが低すぎる。でも、しょ

うがない国がやることですから。だから町長のような優秀な人達が 国に教えてやらないとだめなんです。その辺まで何とか、3月11日 以前のような形まで持っていけると解釈しますか。

- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 大変厳しい状況であるとは認識しております。できれば3月11日以前に戻してもらいたいというのが我々の願望でありますけれども、現実的には、そこまでこの2年、3年の中で以前に戻るかということは確かなことは私の認識では言えないということでご理解ください。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- O19番(佐々木英夫君) わかりました。前に進まないと時間がなくなります。ただ、1号機なんかも炉心溶融回避できたということを言っているわけです。データを解析したらばそういうふうになった。しかし、東電として困難だと言っているんですね。それがだんだん時間が経つに連れて、東電側もやっていることが全くまずいと言うことがどんどん新聞に載ってきているんです。ですから、東電の言うことなんか聞かないといっても、東電から金をもらうのだからしょうがない。そういうことでぜひ今まで言ったことも含めて、頑張っていただきたい。

[「もらうのではなくて払わせるんですね。加害者ですから。」と呼ぶ者あり]

- ○議長(吉田数博君) 私語は慎みください。
- O19番(佐々木英夫君) 今、町長が言ったことが当然なんですけれども、しかしそんなことは全く考えていない。だから今損害賠償請求なりなんなりやっていますよね。これは入っていません。これはだめです。だったら元の我々が爆発する前に戻してくれって本当は言いたいんですよね。何も我々好き好んでこんなことしてくれなんて言われていないもんね。ということも含めて東電もっと懲らしめてやればいいんです。

次に質問に移ります。ランドセルを返してですけれども、いかが でしょう。

- **○議長(吉田数博君)** 答弁者、教育総務課長。
- **〇教育総務課長(屋中茂夫君)** 小学生のランドセルを返してという通告に対して、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、請戸小学校のランドセルでございますが、これは自衛隊の 方が行方不明者の捜索の中で5月にランドセルを持ち出していただ いたということでございます。ご質問にありますように、思い出の ランドセルですから一日も早く持ち出してやりたいというのはみん な同じでございます。職員でも、警察でも、自衛隊でも、ボランティアでもこれまで頼めなかったのかということですが、働きかけは行っておりません。警察、あるいは自衛隊に対してお願いしたとしてもこれはまず無理かと思います。職員やボランティアにお願いしたとしても、持ち出すに当たってはどうしても放射線量が障害になります。現在、ランドセルをおいたままの学校は、浪江小学校、幾世橋小学校、大堀小学校ですけれども、浪江小学校の場合は、11月18日の線量計測ですが、毎時1.31マイクロシーベルト、幾世橋小の場合は毎時0.54マイクロシーベルト、大堀小の場合は毎時6.5マイクロシーベルトです。ちょっと大堀小の方は高い値が出ております。そんなわけで持ち出すにも時間がかかると考えているところでございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 19番。
- O19番(佐々木英夫君) 放射線が多い、屋中課長の心配がそのとおりだと思いますが、先ほど町長も、他の課長も言っていた除染、これこそ除染するべきではないですか。こんなの簡単でしょう。だから除染すれば持ってこれると思いますので、屋中課長だってやっぱり自分が小学生がだったら、何を持ってくればいいかといったときは、ランドセルがそこにあった時は持ってきたいと思いませんか。
- 〇議長(吉田数博君) 教育総務課長。
- **〇教育総務課長(屋中茂夫君)** 私も人の親でございますので、そのように思います。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- O19番(佐々木英夫君) とすれば、一日も早く持ってくれば、除染すればいいんです。それと、この前のパンフレットだったか我々もらったときに、一番放射能を通しにくいのはコンクリートだと。浪江小学校はコンクリートなんです。ということは、一番通しにくい場所にあるんです。だから安全なんです。それでもなおかつ多いときには除染をすればいいということですので、早急にそういう考えを持つ気はありませんか。
- 〇議長(吉田数博君) 教育長。
- ○教育長(畠山熙一郎君) お答えいたします。

基本的な考え方は今ほど教育総務課長が答弁をいたしましたとおりでございます。実は、この問題いろんな方々からご質問いただいておるものですから、11月の校長会でも取り上げました。いろいろ協議したわけですが、結論から申しますと実施に向けて前向きに検討するということではございましたが、ただいま教育総務課長が申し上げましたいろんな状況がございます。その上で、ひとつ私から

あえて付け加えさせていただきたいと思ったのでございますが、私 ども公的な立場で教育に携わるものが、子供たちを相手に何か事を しようとするときに思うことがいくつかありますが、そのうちの一 つは、そのことが本当に子供たちのためになるような形でできるの か。そのことが一つでございます。

よかれと思ってしたことでも、かえってそのことが子供たちを苦しめたり、あるいは悲しませたりすることがたまにあるということを案ずるからでございます。

もう一つは、私達のかかわり方が対象の子供たちのすべてに平等な形でそれができるか。そのことももう一つ大事なことでございます。不公平感を与えることで子供たちを悲しませてもいけない。この二つはやっぱり忘れてはいけないのだろうと。そういうことを前提にこれから検討してまいりますけれども、なにせ非常に特殊な状況、背景、そして一つの学校は今申し上げたように持ち出してもらえたというような経過もございますので、そういった全体を考えながら、通常のような判断がどこまで通じるのか、可能な限りの配慮をしながら努めてまいりたいということでご理解いただきたいと思います。

- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- ○19番(佐々木英夫君) 教育長、子供たちのためになるのかということを今言われました。屋中課長に聞いたら、ランドセルは重いんだと言っているんです。それで1カ所に、例えば6年1組の皆さんここに置いておきますよ。自分のためにならない、私は嫌なんだという人は来なければいい。欲しい人だけ来ればいい。あとは学校で、町で預かればいいですよ。だから、まず学校から持ち出すこと。そうすれば、皆さん手元にすぐ入りますよと。それで欲しい方だけどうぞおいでください。子供のために持ってきたのが子供のためにならないと言うのであれば、何も渡さなかったらいい。それで、先ほど屋中課長みたいに放射能が大変多い。これも確かだと。だとすれば除染。土地なんか除去する前に、こっちの方を早く除染した方が子供のためになるという気はします。どうでしょうか。
- 〇議長(吉田数博君) 教育長。
- **〇教育長(畠山熙一郎君)** 今ほどいろいろ申し上げましたけれども、 そういう中でもちろん今議員からご指摘いただいたのも含めまして いろいろ考えてまいりたいと思います。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- O19番(佐々木英夫君) ぜひ進めてもらいたい。考えただけではだめなんです。前に進まないから。考えたらば実行に移すということに

お願いする。どうでしょう。

- 〇議長(吉田数博君) 教育長。
- **〇教育長(畠山熙一郎君)** なるべく実行するために考えるというつもりでございます。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- 〇19番(佐々木英夫君) 実行に移す方向に考えてください。でもこの前も町長にいった。浪江・小高原発は止めますかといったときなかなか出なかった。いろんな理由をくっつけてきた。私もどこがどうなんだか、やるのかやらないのかと思ったとき、私はやらないという方向で感じましたけれどどうですかと言ったら、町長は潔く進めませんと言ったんです。教育長もどうですか、この辺。
- 〇議長(吉田数博君) 教育長。
- ○教育長(畠山熙一郎君) ちょっと細かいお話で恐縮ですが、仮に持ち出しをしますと、除染ということで話がありましたが、子供が安全に持ち帰るまでに除染可能なのか。あるいは仮にその子供がランドセルを手に入れた場合に、それを部屋の中に置くなり、学校にまた持って行くなり、そういうことが可能なのかということまでやっぱり私らは考える。そういう意味で少し時間がかかると思います。
- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- O19番(佐々木英夫君) そうですね。私は浅はかだったと反省しております。しかしながら、子供の夢を一日も早く届けてもらいたいというのは、私ならず親にしてもそう思っています。先ほど言った除染できるかどうかも含めて至急研究して、一日も早く渡してもらいたいということでございます。

それから次に移ります。被ばく検査を急いで欲しいということですが、私もまだ検査を受けていません。だけれども不安です。一つには、もう70になったらせいぜい20年か30年後にしか出てこないのだから、私それまで生きていませんから心配ありませんけれども、やっぱりあっち痛い、こっち痛い、ガンになったと言われると不安です。

そこで、町民が大体一律に被ばく検査を受けられるというのは、 この辺の形を進めている状況を持って説明してください。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- ○健康保険課長(紺野則夫君) それではお答え申し上げます。

18歳以下の子供と妊婦、2,615人に対しまして、千葉県の放射線 医学総合研究所、それから東海村の日本原子力研究開発機構で実施 いたしました。さらに、県が購入いたしましたホールボディーカウ ンターによりまして156名が検査しております。また、近日中に新 潟県のホールボディーカウンターにより、約300名を検査する予定になっております。残りの約1万8,400名についてでございますが、今議会でホールボディーカウンターの購入予算を計上いたしました。議決をいただいたのちに、直ちに発注を行い、仮設の診療所に設置予定でございます。医師が検査に当たるために、診療所の業務を行いながら検査することになりますので、一日約30名程度の検査計画になると考えております。したがいまして、月600名といたしまして2年6カ月、いわゆる30カ月ほど最低でもかかる予定でございまして2年6カ月、いわゆる30カ月ほど最低でもかかる予定でございます。これはあくまで町独自で実施する場合の日数でございます。これでは、相当に日数がかかるということでございまして国、県に対しまして県外、それから遠方の避難のために県内に来れない方に対しましては、早期に検診できるような体制を整えてもらうよう要請をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(吉田数博君) 19番。
- ○19番(佐々木英夫君) まだ受けていない人が1万8,400名です。こんなにいるんですね。この人達はみんな毎日不安を持って生活しているのではないかと思います。それで2、3年かかると。その2、3年かかる中で最初の人達はいいですよ、順番が早かった人達は。一番最後の人達は不安どころではないですよね。今言ったいろんな方法を聞いてみて、空いているところがあったらそこに入れたいという心がけは大変必要だと思いますが、どこから順番を決めるにしても、やはり1日も早くやるということは、これ1台しか買えないのですか。国で補助しないということ新聞に載っていましたけれども、東電に要求してみてどうですか。
- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** 現在のところ1台のみの購入を考えて おります。
- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 補足答弁お答えいたしますけれども、特に県内で、福島県で5台購入するわけです。それで、1台を貸し出しをするという形でやっておりますけれども、やっぱり県内に1万4,000名おりますので、やっぱり県内のすべての方に早くやっていただくために、福島県で購入したホールボディーカウンターをとにかく何台でも貸してくれという要請をしております。さらに県外に出ている7,000名の方がいらっしゃいますけれども、やっぱり県外の避難している自治体についても、例えば大きな病院にホールボディーカウンターがあれば、そこで優先的に私どもの町も避難している方々

の検査をやっていただきたいということで、各自治体の県庁には、 総務省を通しながらお話をさせていただいております。

うれしいことに、新潟県に避難している方々のために新潟県知事に御礼に上がったときに、町長さん、今何が心配ですかという話をされまして、私ども放射線が高いところに避難しましたので、ホールボディーカウンターを早くやりたいんだという話をしましたらすぐに、柏崎の原発にある作業員のためのホールボディーカウンターを使って、浪江の町民の皆さんに検査していただけるように働きかけますという話をもらいました。ところが今度は東京電力で、作業員用で今壊れていると、できないという返事が返ってきたんですけれども、そういうことではだめだということでまたやっていただいて、新潟でもやっていただけるようになった経過がございます。いずれにしても、早めに検査できるような体制は取っていきたいと考えております。

- ○議長(吉田数博君) ただいまの町長の答弁の中で、「補足」という答弁ということでございますが、議長において補足ということはあり得ないので削除をさせていただきます。 19番。
- **○19番(佐々木英夫君)** 国をはじめ、東電はじめ、県も含めて信用するということはなかなか難しいです。

被ばく検査については、20番議員も一般質問でやっていますから、 そこは詳しくはまた1番議員が質問したと思いますが、一日も早く 全員が受けられる方向に私は進めてもらいたいと思っております。 ぜひその放射能については、本当にばかばかしい話です。こんな事 で浪江町を離れて、お墓参りもできない。今我々死んだといったら、 浪江のお墓に入れない。そして仮設に、もちろんアパートの人も言 っていましたけれども、こんなところで死んでお葬式出すのかと言 っていました、これは痛くぐさっと刺さってくるわけです。待ちな さい、間もなく間もなくと言ってます。町長が帰してくれるからと 言っていましたけれど、町長を信用しているのだから、私まで嘘つ きになるんだよ。私のせめて、せめて最後の町民に対する真実だけ は守ってくれるのが町長しかいないと思っておりますが、一日も早 く、除染がだめなら次のことを既に考えておく。一年経ったのです から、次のことを考えておかなかったらだめだと思います。無駄に はなりません。例えば帰れないときのことを考えて進めていっても 決して無駄にはならないと思います。それを含めて前に進んでもら いたい。そういうことで私の質問を終わります。

○議長(吉田数博君) 以上で、19番、佐々木英夫君の一般質問を終わ

○議長(吉田数博君) ここで昼食休憩のため、午後1時30分まで休憩 をいたします。

(午前11時48分)

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 1時30分)

◇紺 野 榮 重 君

〇議長(吉田数博君) 午前中に引き続いて一般質問を行います。 14番、紺野榮重君の質問を許可いたします。 14番。

[14番 紺野榮重君登壇]

〇14番(紺野榮重君) 紺野榮重でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。質問方法は一括質問でございます。

2期目の町政の件、その中で2期目の政策について伺いますとありますけれども、これは山崎議員が先ほど質問されましたので、答弁は結構でございます。

それから、浪江町復旧、復興のための道路、鉄道の整備、除染モデル実証事業の件とそのほかの除染、町の復旧、復興に対しての町長の基本的な考え、家屋流失された地域の件、そして最後に財政の件、その中で平成24年度の予算編成に当たっての基本姿勢というふうなことでお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、町長の2期目の当選、誠におめでとうございます。しかも、無競争の当選は過去4年間の評価、そして東日本大震災、原発事故に対して一生懸命対応されたことが評価されたことと思います。2期目の町長就任は16日にありますが、そこで、2期目に向けた基本的な政策方針を伺います。

浪江町復旧、復興のための道路、鉄道の整備。

まずは、復旧復興のために欠かせないのが交通路の確保であります。東京大学の児玉教授の講演で、南相馬市の場合は、公共施設の点と点を結んで除染をして市民の帰宅を促した。しかし、双葉郡の場合は、基幹となる道路、いわゆる線、公共施設の点と点を除染して町を復興させるべきだと話されました。また、避難していることでのストレス、デメリット、帰ることでの放射能に対するストレス、浪江町に帰れる線量であれば多少デメリットがあっても町民一体と

なって除染をし、復興すべきだと話されました。私は、まさにその とおりだと思います。

常磐高速道路、浜街道、6号線、山麓線、114号線、288号線、JR常磐線が重要であります。現在は、いわき方面から原町に行くにも、あるいは反対に原町からいわき方面に行くにも、遠回りして時間と燃料の浪費は大変なものであります。被害状況はどのようになっているのか、わかる範囲で結構ですので、お伺いいたします。

常磐高速道路は平成23年度開通の予定になっておりましたが、この災害でどのように計画変更になっているのかお伺いいたします。

浜街道整備については、原発サイトを残してルートは決まっておりますが、東日本大震災で海に近い道路は防波堤の役割を持たせると報道されておりますが、浪江町の浜街道はどうなるのか、町の考えをお伺いいたします。

浪江町町道の件ですが、整備、復旧は町の管理ですので、当然町での復旧になると思います。一時帰宅の際、車の入れない地域が見られました。町道の手入れはどのように考えられているのかお伺いいたします。

次に、除染モデル実証事業の件とそのほかの除染でありますけれども、12市町村除染モデル事業の説明を町当局から伺いました。3つのグループで浪江町はA市町村グループ、南相馬市、川俣町、浪江町、飯舘村の4市町村。浪江町では2カ所、1つが津島松木山地内、津島中学校、津島保育所、活性化センター、総面積5町6反。2つ目が権現堂矢沢地内、ふれあいセンター、コスモス保育園、地域スポーツセンター、浪江駅、面積15町5反。概要説明では総予算は100億円、11月中旬に調査をして、除染作業をして、結果を3月中にまとめると説明を受けました。このことは、現在どのように進展して、今後どのように進められるのかお伺いいたします。

また、11月7日の新聞で、12月自衛隊を派遣して来年1月本格除染、対象庁舎は双葉町など3カ所、隊員は300人と報じられました。ここで浪江庁舎は対象になっているのかというふうな質問をしたかったわけでありますけれども、状況は刻々と変わって、12月7日の新聞で、7日から2週間の予定で楢葉、富岡、浪江、飯舘で自衛隊900人、庁舎除染と記載をされておりました。1月から本格除染とありましたが、今後はどのような工程になるのかお伺いいたします。

児玉教授の線と点を結んでの復興からすれば、歓迎すべきであります。さらに、警察署、消防署も復興に欠かせない重要な公共施設であります。そのほかの公共施設も除染するように交渉すべきかと思いますが、この点についてもお伺いいたします。

また、今後避難区域が計画避難区域になった場合には、飯舘の菅野町長の言われるように、県、国に任せておいたのではだめだと、町民一体となって除染すべきだと言っておられましたが、浪江町独自の計画も必要かと思います。

次に、町の復旧、復興に対しての町長の基本的な姿勢をお伺いい たします。

町としての復旧、復興計画はどのようになるのかは、復興検討委員会が12月中に概要を示し、来年3月には計画を提示することになっているものと思います。そこに、やはり町長の考え方が十分に反映されなければならないというふうに思います。基本的に町長はどのように考えられるのかお伺いいたします。

新聞で、低線量地、来春にも解除の見出しで発表された中で、警戒区域、計画的避難区域を放射線量に応じて新たな区分に変更する報道がありました。解除準備、居住制限、長期居住困難の新たな3区分であります。それぞれの年間線量が定められました。解除準備区域は20ミリシーベルト未満、町としてこの線量を容認するのか。町としての新たな基準というふうなものを考えられているのか。国の基準に沿って3区分に対応するのかお伺いいたします。

また、11月26日、野田首相の高線量地買い取り検討の報道がありました。ということは、長期居住困難地域を指していると思います。

次に、家屋流失された地域の件でありますけれども、家屋流失された地域、請戸、棚塩住民の声としては、移転については早目に町としての構想を示してほしいというふうなことでありました。9月の一般質問では、家屋流失した南棚塩、請戸、中浜、両竹の集落は、もとの場所には建設は困難だろうと答弁をされました。もとの場所に建設できる、あるいはできない、許認可はどのような手順になるのかお伺いいたします。

町としての方向をどのように進めるか、南棚塩、請戸地区の方々と話し合いは持たれたのかお伺いをいたします。集団移転をするとすれば、構想あるいはアンケートはどのように希望されているのかお伺いいたします。

請戸地区は、ある程度高台で海の見える場所とすれば、工業団地として確保してある大平山の造成も考えられます。また、南棚塩は、棚塩霊園の南側に造成を考えておられる方もおるようでありますけれども、南棚塩地区の共有地も候補地として考えるべきではないかと思います。ご提案を申し上げます。とにかく早く構想を示さないと、地域がばらばらになってしまいます。復興検討委員会の議論として早く検討していただくように具体策を提示をしますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

次に、財政の件でありますけれども、非常に厳しい避難生活の中、 健全財政というには言いづらい面もありますが、私は基本としては 後世に負担を強いることのないようにが原則と思います。災害があ ったからといって、借金がなくなるわけではありません。町の姿勢、 トップの姿勢が大事だと思います。歳入の面では、固定資産税等町 税16億円減額の影響をどのように対応するのかお伺いいたします。

町民との懇談会で、東電の見舞金2,000万円、電源立地等初期対策交付金約8,000万円、23年度の申請をしないと新聞で拝見をいたしました。申請しないのは南相馬市と浪江町と伺いますが、この交付金はどのような市町村が対象なのか、この交付金を受けるとどのような縛りがあるのか、お伺いいたします。

また、懇談会で貸付金制度の件で意見をいただきました。貸付金制度はもう締め切ったのかと、あのお金は返さなくてもいいそうだ、締め切ったのは不平等だと言われました。町、県貸し付けの目的と回収の考えはあるのか、どのようにするのかお伺いをいたします。

最後に、平成24年度の予算編成するに当たっての基本姿勢をお伺いいたします。

税収入が激減する中、24年度予算編成で基本とすることは何なのか。そして将来の財政健全が担保できるのか、お伺いいたします。 以上でございます。不明な点がありますと再質問、再々質問をさせていただきます。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、建設課長。
- **〇建設課長(原 芳美君)** 復旧、復興のための道路についてご質問に お答えします。

まず、道路の被害状況ですが、国・県道の被災状況について申し上げますと、原発事故によりまして、警戒区域、浪江の立ち入りが制限されておりますが、その中で、国道6号は原発事故対応のために一部復旧工事を実施したと聞いております。なお、県管理道路の詳細な被災状況がつかみ切れていないということであります。

次に、常磐道ですが、震災までの進捗で申し上げますと、双葉町の国道288号にかかる羽黒川橋の上部工が完成半ばであったことや、路盤工が着手してまもなく被災したということであります。今後の計画としては、航空写真を活用した被災状況の把握のための予備調査に着手したと聞いております。

次に、浜街道、県道広野小高線ですが、国の中央防災会議や県の 津波対策検討会において、今回のような最大クラスの津波には海岸 堤防と道路緑地による「多重防御」の考え方が検討されました。そ の中で、減災対策の効果が期待できる方策の一つであることが示されております。

次に、町道の手入れの件ですが、立ち入りが制限されている中で、 マイカー立ち入りなどの安全確認ができなかった地域も含めた復興 に向けた予備調査の準備をしております。

なお、余震が続く中での立ち入りであり、万が一落石等で戻ることが困難な地域については、立ち入り班で検討し、一部制限したものと理解をしております。

- 〇議長(吉田数博君) 企画調整課長。
- **〇企画調整課長(谷田謙一君)** それでは、JR常磐線の被害状況についてご説明を申し上げます。

福島県内におきましては、新地駅、富岡駅の駅舎の流失や線路の流失、さらに橋梁の落下などでございます。宮城県内におきましても、坂元駅の駅舎流失や線路の流失、瓦れきの堆積など重大な被害を受けておりまして、今なお広野駅-亘理駅間が不通となっております。

このような中、亘理駅 - 原ノ町駅間につきましては代行バスでの輸送を現在しておりまして、その内の相馬駅と原ノ町駅の間につきましては、年内に鉄道の運行を再開する予定となっております。

- **〇議長(吉田数博君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(植田和夫君)** 除染モデルの実証事業の件とその他の 除染ということで、①番、現在どのように進展しているかのご質問 にお答えいたします。

除染モデル実証事業の進捗状況でございますが、現在は事前調査 を始め、仮置き場に関しての説明会を開催し、ご理解とご協力のお 願いをしているところでございます。

2点目の自衛隊の除染計画について、除染作業に伴う一定の復興という目的で行われる陸上自衛隊による役場庁舎の除染計画でありますが、12月7日から約1週間程度とし、現在除染作業を進めております。また、警察署や常備消防署等の追加の除染につきましても、今後、福島県除染推進チームのほうへ要望してまいりたいと考えております。

それから、町独自の除染計画も必要ではないかというお尋ねでありますが、国は、警戒区域と計画的避難区域を除染特別区域と指定し、責任を持って計画、履行するとしております。まず除染モデル実証事業を先行して行い、地域ごとの除染手法を検証し、その地域に合った除染計画を策定し、本格的に除染を進めるということであります。今後国において策定する除染計画につきましても、当然町

との協議を基本に策定し、本格除染を進めるとしております。

4番目の町の復旧、復興に対しての長期の基本的な考えの①番、町としての帰宅の線量基準の考え方について、政府は11月時点おいて、福島第一原発の原子炉を冷温停止状態にする収束作業のステップ2完了後、放射線量に応じて解除準備区域や居住制限区域、長期居住困難区域といった新たな区分に変更し、比較的線量が低い地域を優先して従来の区域の解除を来年3月末ごろまでに実施する方向で検討しているということでありましたが、今般、新聞報道では、福島県に伝えた避難区域の見直し内容は、長期居住困難区域内について土地を買い上げた上で、公共目的に使用するエリアを確保する方向で調整に入ったということと、区域の設定時期は未定とし、今後関係市町村と協議をして地域を決めるとしております。

〇議長(吉田数博君) 町長。

○町長(馬場 有君) 町の復旧、復興に対しての復興検討委員会に対して町長の考え方についてでありますけれども、先ほども答弁いたしましたように、戻る人、戻りたいけれども戻れない人、戻らない人、3極に分かれておりますので、それぞれの視点を大切にしながら町の再生を図っていくように検討委員会の皆さんには計画を、ビジョンを示していただきたい、このように話をしております。

ふるさと浪江の再生を図っていくということは、多くの町民に対する共通の願いであるという認識をしております。したがって、町民、事業者、行政が同じ目線で力を合わせて私たちのふるさと浪江を再生していくこと、そして震災以前どおりに皆さんと一緒に学び、働き、家族とともに生活できる幸せな暮らしの道に、前にとにかく出て行きましょうということを委員会のほうには申し上げております

〇議長(吉田数博君) 企画調整課長。

〇企画調整課長(谷田謙一君) 続きまして、(5)番の家屋流失された地域の件、集団移転の構想はあるのかについてご質問にお答え申し上げます。

津波被害があった地域につきましては、その多くが流失するなど 深刻な被害を受け、その方々の住宅の確保が重要課題の一つと認識 しております。

住宅の確保は生活の場の確保ともなることから、地域住民の意向を含めた上での検討が必要と考えております。今般実施いたしましたアンケートによれば、津波被災者の39%がもとの居住地付近の高台を希望していること。次いで、17.4%が浪江町内、12.1%がもとの場所、22.3%が浪江町以外での居住を希望されております。もと

の居住地付近の高台が最も希望が多いことから、今後、高台地域で の住宅整備についても視野に入れて検討を進めてまいりたいと考え ております。

なお、具体的な内容につきましては、関係町民との意見交換会等 を実施するなど、より詳細な意向を把握した上で検討を進めていき たいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 総務課長。
- **〇総務課長(根岸弘正君)** 税収面に対する影響と対応についてお答え いたします。

平成23年度、この町税収入につきましては、課税延期や減免によりまして当初予算18億6,600万から16億6,900万円の減収を見込まざるを得ない状況となりました。そのための代替財源としまして、9月補正におきまして歳入欠陥債6億1,000万円の借り入れを予算化したところであります。

ただ、今年度におきましては、庁舎移転に伴う行政機能維持経費、あるいは災害弔慰金町負担金の特殊財政需要について特別交付税の特別交付ということで現在まで約18億円の交付を受けております。このため、今議会の補正予算として提出しておりますが、歳入欠陥債の発行をしなくても予算ができる、平成23年度はそういうことである程度の財源の見通しがついたというような状況になったところであります。

- **〇議長(吉田数博君)** 企画調整課長。
- **○企画調整課長(谷田謙一君)** 続きまして、電源立地等初期対策交付 金の考え方についてお答えを申し上げます。

まず、交付対象者でございますが、原子力発電、地熱発電、水力発電など9つほどの対象電源がございます。その対象電源が設置される地点を、その区域に含む都道府県または市町村というふうな対象者になっており、当町では、浪江・小高原子力発電所の立地を推進してきたことにより交付されてきたものでございます。ただ、今回の事故によりまして、大変な苦労を強いられており、現在の段階でとても新設ができる環境にないということで、今回交付金の申請を見送ったという経緯がございます。

縛りについてでございますが、発電用施設の周辺地域における公共用の施設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図るということでございまして、さらに発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するというふうなものとなっておりまして、交付の対象が定められているものでございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 福祉こども課長。
- **〇福祉こども課長(木村 潔君)** 貸付金の目的と回収の考えについて お答えいたします。

浪江町災害生活援助資金特例貸付金につきましては、原子力発電所の事故による緊急避難指示により避難された町民に対し、当座の生活費として18歳以上の方を対象に2万円を貸し付けたものであります。申し込み受け付け期間につきましては、3月27日から5月30日であり、浪江町社会福祉協議会で貸し付け及び回収業務を実施しております。

貸し付けの内容につきましては、据え置き期間が2年、償還期限は据え置き期間を経過後5年となっております。また、貸し付け状況でありますけれども、件数が1,940件、金額が3,880万円であります。なお、11月末現在で12件、24万円が償還されております。

次に、県社会福祉協議会の緊急小口資金特例貸付金でありますが、これにつきましても町特例貸付金同様、当座の生活費を必要とする世帯に対して1世帯当たり10万円、4人以上の世帯または身体障がい者のいる世帯は20万円を貸し付けたものであります。申し込みの期間は4月8日から5月13日であり、据え置き期間は貸し付けた日から1年、償還期限は据え置き期間を経過後2年となっております。貸し付け状況でありますけれども、件数が280件、金額が3,800万円であります。なお、11月末現在で7件、13万円が償還されております。これらのいずれの貸付金につきましても、償還の時期が来ましたら、事前に償還に関する通知を担当としてお知らせしたいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 総務課長。
- 〇総務課長(根岸弘正君) 平成24年度の予算編成に当たっての基本姿勢ということでありますけれども、通常でありますと地方財政計画に基づいて予算編成に入るということになりますが、平成24年度の予算編成につきましては、全町避難状況が日本全国にわたるということや、浪江町の除染の進捗状況が不明であることから、災害復旧事業等、具体的な事業計画が立てられない状況にあります。また、歳入につきましても、町税の課税免除等によりまして自主財源が確保できず、特別交付税等、国による財政支援に頼らざるを得ない状況であります。

このように、歳入歳出の明確な見通しがない中での予算編成となるわけでありますけれども、町民の避難生活支援、町内インフラの復旧等、浪江町の復旧、復興に向けた事業について国、県との連携を強化しつつ取り組んでまいりたいと考えているところでありま

す。

- **〇議長(吉田数博君)** 14番。
- **〇14番(紺野榮重君)** 再質問をさせていただきます。

復旧、復興のための道路、鉄道の件では、20キロ圏内で被害状況の把握、なかなか難しい、警戒区域には入れないというふうなことで、それでも6号線はそういう中で大体整備されているということでありますけれども、やはり今後はこの道路状況、そういうことの把握が大事だと思いますので、できるだけ早くこの把握をしていただきたいと思います。

それから、町道に関しては、だんだん計画的避難区域等になった場合には町道も整備されなければならないと思います。そういう中で、行政区とのタイアップもしながら協力してやっていくべきだと思います。

それから、浪江町で2カ所のモデル事業が行われるということでありますけれども、工程表の中で大変なのは仮置き場の問題であると思います。そういう中で、町民に対して説明会を行っているということが、了解を得ることが大変な作業だと思いますが、了解は今、進行中ということでありましたが、了解は得られそうなのかどうか、そのことをお伺いしたいと思います。

それから、国の新しい避難区域の設定の中で、長期居住制限、あるいは居住制限、解除準備というふうな区域が設けられました。解除準備は20ミリシーベルト未満、居住制限が50ミリシーベルト未満で20ミリシーベルト以上、長期居住制限が50ミリシーベルト以上というふうなことが新聞で発表されておりますが、このことを町長はどういうふうに受けとめられているのかという中で、町としても独自の線量を考えられるのか、そのことをお伺いしたいと思います。

1つは、なかなか難しいあれですけれども、3月11日以前の線量、そういうことに戻す、あるいは1年間1ミリシーベルト以内にすると、あるいはそれ以外の、この国で言っている20ミリシーベルトではなくて、それの半分にした上で浪江町は帰るんだということをどういうふうに考えられるのか、お伺いいたします。

それから、中間貯蔵施設ということで、けさほどの民報の新聞にもありましたが、この中間貯蔵施設が、浪江だけではないと思いますけれども、長期居住制限地域あるいは居住制限、そういうところを買収してつくるというふうなことになれば、これは大変な問題で、町の復旧、復興というよりも、帰る人がいなくなるんではないかと心配するところであります。その辺のところをどういうふうに考えるのか、お伺いいたします。

それから、家屋が流失された地域の件でありますけれども、アンケートでは高台のほうに39%、浪江には17.4%でしたか、そういうふうに希望があるということでございました。このことは非常に今後の重要な課題だと思います。高台に造成地をつくるということは、お話あったわけでありますけれども、それを今度は大体どこにつくるのかということを示していただきたいと思います。

また、あるいは町で持っているこの土地をできるだけ開放することも一つの方法だと思いますし、または、あるいは土地所有者の寄附等も募るのも一つではないかと思いますので、ご提案を申し上げます。

財政の件では、ことしは特別交付税等18億円の交付を受ける中で 大丈夫だということでありますけれども、今後はそういうふうなこ ともだんだん少なくなるという思いの中で、収支のバランスを常に 考えていかなくてはならないんではないかと思います。

それから、お見舞金とそれから交付税の問題ですけれども、お見舞金、この2,000万円に対しては、当初町長はまずお見舞金よりも避難所に行って避難者に謝罪が先だと言われました。また、もうつは、人口対比の中で浪江町で1人に対して970円だと。そういう額では受け取れないというふうなことであったかと思います。多くの町民も、その考えに賛同された方も多かったと思いますし、私もなるほどと考えさせられました。しかし、今、冷静に考えれば、お見舞いはいただくほうが、多い少ないというふうなことを言ういただいたからといって、東電に物を申せなくなるわけではないと思います。2期目のスタートの中で浪江町の復興のために使うべきかと思います。それで、このお見舞金は保留されているのか、断ったのか、お伺いいたします。

それから、電源立地等交付金は確かに原発立地市町村に対しての 交付であるかもしれませんが、今回の原発事故で新規の原発をつく れる状態にはないと思います。また、県も福島の原発は廃炉にして いく方針を打ち出されました。浪江町で交付金を申請して該当しな いとすれば仕方がありませんが、交付金を受けて復興のために使え るのであれば申請すべきだと思います。いかに町民のために県、国 の交付金を利用することが大事ではないか、どのように考えられま すかお伺いいたします。

それから、貸付金の目的と回収の考えというふうな中では。

- **〇議長(吉田数博君)** 14番、1分です。
- **〇14番(紺野榮重君)** はい、わかりました。では、途中で終わります。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁者、町長。
- ○町長(馬場 有君) 私のほうからは、再質問では3点ありました。 その1点は、新聞報道による解除準備区域、居住制限区域、長期 居住困難区域の関係でありますけれども、これは私どもには一切連 絡もありませんし、協議もしたこともございません。したがって、 新聞記事に出たことが非常に驚いているところであります。

新聞報道によりますと、地元市町村と協議をしながらと書いてもありましたし、あるいは県のほうにも連絡をしたと書いてありますけれども、実は、昨日その新聞報道について正確かどうかということで、国の福島県防災対策本部の柳澤本部長に連絡をしたところ、そういうことはない。それから、その区域の名前について3種類、3分野に分かれていますけれども、そういう言葉もないというような話でありまして、全くこれは大変なことだということで、私もちょっと本部長のほうには、やはり政府としてきちっと整理をしておいていただきたいという話をさせていただきました。

それから、2点目の中間処理施設の報道でありますけれども、やはりこれも細野大臣が昨日か昨日来ですか、福島県の県知事と、それから大熊町長とお話をしたというふうな記事が載っておりましたけれども、これも一切私どもには連絡もございません。それから、中身がどういうような話だったかも確認はされておりません。

それから、3点目の東京電力の見舞金の2,000万の件でありますけれども、これは、現在まで留保という形で留保しています。

ただ、やっぱり残念なのは、今の損害賠償請求の問題でありますけれども、どうもお金を払ってやるから申請書を出せと、そういうような目線が、やっぱり加害者である目線ではないんです。そこで見舞金をいただいて、お前らに見舞金を払ったんだからというような目線に帰ることも予想されておりましたので、やはりそういう形の中で、私はこの見舞金は町民一人一人の方々に払うべきものである、そして謝罪をするべきであるという観点から、私は今留保しております。

考えてみていただきますように、損害賠償の法律的な判例というのは、交通事故の自賠責にのっとった形で算定しております。やはり、交通事故を起こした東京電力が、私ども町民にまず謝らなければならないと思うんです。謝って、そして見舞金を出さなくてはならないんですよ、普通は。普通そうじゃないでしょうか、交通事故を起こした場合は。そういうことで、見舞金は町という形の見舞金ということなんですね。ですから、それは私は違う。町民一人一人に謝罪を入れた見舞金を支払ってくれと。当時、考えてみますと、

我々着の身着のままで逃げておりまして、お金が全然なかったんです。お金がない中で、どういうふうにしてこの寒い時間をしのぐのか。それから食料をどうして買うのか。あるいはガソリンをどうして買うのか。そういう状況も、本当に悲惨な状況の中におりましたことは、議員おわかりのとおりだと思います。

したがって、お金の使い方については、やっぱりお金の価値のある使い方をしていただきたいということで、私は鼓副社長に申し上げました。そういうことで、意味を解さなかったのかどうかわかりませんけれども、そういうような状況になったということでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

- 〇議長(吉田数博君) 企画調整課長。
- **〇企画調整課長(谷田謙一君)** 続きまして、家屋流失された地域の件についてお答えを申し上げます。

ただいま、議員のほうから高台についてはどこにつくるのか示してほしい、さらに町の土地の解放や、土地の所有者の寄附を募ったらどうかというふうなご提案がございました。どの件につきましてもごもっともなんですが、まず現在の段階では、警戒区域の中に入っているというふうなこともございます。そういうふうな中で、アンケートはとったわけなんですが、39%の方がもとの居住地付近の高台を希望するというふうなこともございます。そういうこともございますので、これにつきましては関係者といいますか、地権者、関係者、そして津波で流された方たちと話し合いをしながら方向性を出していきたいと考えております。

続きまして、電源立地の交付金関係でございますが、交付を受けて復興に使ったらどうかというふうなご提案でございますが、先ほど説明しましたとおり、この初期対策交付金につきましては、対象電源が設置される地点を含む区域に交付されるものだということで、今まで申請していただいてきたものでございます。そういうふうな中で、今回の事故で推進の状況ではないということでありますので、今回見送ったということでございます。推進をしないという中で受け取ることはできないということで見送ったという経過がございますので、よろしくお願いしたいと思います。

- **〇議長(吉田数博君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(植田和夫君)** モデル事業の仮置き場の理解を得られるのかというご質問でございますが、これは、まずモデル事業を早急に進めて、その検証をしながら本格除染に入って、浪江町に早く戻るということでございますので、まずは住民の理解は、国はもちろんのこと、町自体も含めて努力していきます。よろしくお願いし

ます。

- 〇議長(吉田数博君) 14番。
- ○14番(紺野榮重君) 今、後ろのほうからアドバイスがありますけれども、線量の基準というふうなものを言っていないんではないかということもあるんですけれども、私の先ほど言ったのは、結局、新聞の発表で50ミリシーベルト以上と、それから20ミリシーベルト以上50ミリシーベルト未満と、それから20ミリシーベルト未満、そういうふうに3つに区分けしたんですけれども、帰れる基準を国としては20ミリシーベルトということにしましたけれども、それを浪江町としては、町長としてはそれを受け入れるのか。それとも別な、今までの言われている、もとのというふうなことになれば、0.2とか0.3ミリシーベルトの低線量になるわけですけれども、そういうふうなことか。それとも1ミリシーベルトというのか。それともそれ以外のそういうふうなことにするのかということをお伺いしたいと思います。

それから、いろいろの新聞発表で、まだ町長の知らないことが発表されているということは非常に問題だと思いますし、これから非常に双葉郡に長期帰宅困難地域とか、そういうものに用地買い上げをして中間貯蔵施設をつくるということになると、非常に問題でありますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

お見舞金のことにつきましては、町長の思いというものはわかりました。私もこれは懇談会でいろいろ質問されることでありますので、そのよう伝えたいと思います。

それから最後に、時間がなくて質問途中で終わって再質問ができなかったんですけれども、いろいろ貸付金の問題では、既に返されている人もいるという中で、私の友達も、返さなくてもいいんだという中で、そういうふうな考えのもとに借りている人もいます。そういうことで、やはり正直な方がばかを見ないような、現在は返さなくてはならないんだということを再認識してもらうということと。それから広報等でこういうものが、返されている人がありますということを示していただきたいなと思います。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 大変失礼いたしました。再々質問にお答えいた します。

線量の基準についてのご質問ですが、やはり基本的には1ミリシーベルト以下ということが一つの基本になると思いますけれども、政府としては、従来から言っていた20ミリシーベルト以下、そういう形の値を示されております。したがって、1ミリから20ミリ、ど

こがどうなのかということでありますけれども、これは判断が非常に難しいと考えています。特に、やっぱり20ミリシーベルトを超えてしまうと、どういうふうに人体に影響が出てくるのか。そういう問題もありますので、ですから、軽々に何ミリが基準かというふうな形には、ちょっと私には判断ができませんけれども、1ミリから20ミリの間というような判断で今後いろいろ検討してまいりたい、このように考えております。

- ○議長(吉田数博君) 福祉こども課長。
- ○福祉こども課長(木村 潔君) 貸付金の回収についてでありますけれども、県の社協のほうの10万、20万のほうが1年過ぎたらやってきますので、来年の4月から5月13日には1年の据え置き期間がたちますので、その辺は早目早目に広報等で周知したいと考えております。なお、町のほうは2年据え置きなものですから、1年以上ある前になかなか広報もできないということで、県の回収が始まってすぐ町のほうも来年ありますよということで知らせていきたいと思います。
- **〇14番(紺野榮重君)** どうもありがとうございました。
- **〇議長(吉田数博君)** 以上で14番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

◇馬 場 績 君

○議長(吉田数博君) 続いて一般質問を行います。

20番、馬場績君の質問を許可いたします。 20番。

[20番 馬場 績君登壇]

○20番(馬場 積君) 日本共産党の馬場績であります。

質問の第1は、県内原発の全基廃炉という画期的な福島県の復興 計画と町の復興ビジョンについてお尋ねいたします。

福島県は、去る12月1日に決定をした復興計画案によれば、今回の原発事故の痛苦の反省のもとに、県内の原発についてはすべて廃炉とすることを求めるとの方針を決めました。復興の基本理念には、原子力に依存しない安全、安心で持続的に発展可能な社会づくりと福島の再生、復興を柱とすることを明らかにしました。県知事は記者会見で、県民を守り、若者や子供が安心して暮らせるようにするためには、県内全原発の廃炉を目指すことを決断したと述べ、歴史的な方針の転換を表明したことは、ご承知のとおりであります。もちろん、そこまでに至る背景には、得たものよりも失ったものが余りにも大きいこの原発事故の現実、避難者は15万人を超えてなおも

ふえ続け、汚染米検出の拡大、赤ちゃんのミルクからもセシウムが 検出される、たまり続ける原発の汚染水と海洋放出問題など、安定 冷却どころか放射能に翻弄され、振り払うことのできない原発の危 険、その客観的事実は、県知事をしてこれまでの原発推進政策の認 識に根本的変化を引き寄せたものと私は受けとめました。私は、爆 発的な自然エネルギーの転換こそ原発事故の「フクシマ」から「新 しい福島」に立ち上がる歴史的な決断であると評価を惜しまないも のであります。

そこで、お尋ねいたします。町長は、福島県の復興計画に示される原子力に依存しない社会を目指し、環境との共生が図られた社会づくり推進のため、県内原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを求めるとした県の基本理念について、どのような認識をお持ちか。さらに、浪江町の復興ビジョン、そして今後策定されるであろう復興計画にこれを反映させるか、明確な答弁を求めるものであります。

次は、福島大学の災害復興研究所と町独自のアンケート、この2 つのアンケートと町の復興計画にかかわる問題についてお尋ねをい たします。2つの角度から質問いたします。

まず第1に、当面の生活再建の要望に具体的にどう対応されるのかということであります。震災前と後の仕事について、福島大学のアンケートでは無職一学生含みの数字です一と答えた町民は、震災前6.1%、パート・アルバイトの割合は9.2%でした。震災後はどうか。これが57.3%、パート・アルバイトについては4.7%。つまり、無職の割合が9.39倍。パート・アルバイトは約0.8倍前よりも減ったということであります。ここから何を酌み取るか。そしてまた、町のアンケートではどうなったのか。就労したいが現実には就労していない、これは31.9%であります。この項目の回答の特徴は、そう答えた人の中には、震災前は就労していないと答えた人13.3%の人が、就労したいが就労していないと答えていることであります。つまり、震災による貧困が増加していると読み取れることであります。

私は、現実に進行している被災者の生活の現実を放置するわけにはいかない。阪神大震災でも大きな問題になりました孤独死、高齢者のますますの生活の貧困など、心配される問題はたくさんあります。今回の原発事故で避難生活を余儀なくされている町民のこの働きたいという要望に町はどう応えるのか。避難生活の現状と、これからの精神的、経済的打撃、なかんずく復興、復旧へ向けた町民のエネルギーの蓄積と活用に、その対応次第では大きな影響を与える

ものと考えます。キーワードは、復興への行動であります。静かに 立ち上がる。そして働いて収入を得ることのできる条件整備が必要 であると思います。

具体的に提案をいたします。1つは、雇用の相談に正面から乗ることであります。2つは、職業訓練の施設をつくること。当然のことながら、国、県にこれを求めて実行させるべきであります。3つ、復旧、復興など目標を持って活動ができる施策について、多くの町民の声を反映させ、各仮設の自治会の意見なども反映させながら、NPO活動を展開することではないかと考えます。そして、後でまた触れますけれども、人間らしい生活保障をどう築くのか、今後の対応についてわかりやすい答弁を求めるものであります。

第2点は、原子力安全・保安院や東電などが出す限られた情報でも原発は依然として不安定であることが明らかであります。その状況下で帰りたいという抑えようのない心情と、放射性物質の汚染とその危険から帰れないとの思いを強くしている町民、まさに心も体も二分されているのが現状であります。町長の答弁からもそのことは垣間見えております。

なお、福島大学のアンケートでは、戻らない25.6%、他の町民の帰還後と答えたのが31.2%、これを加えれば、すぐには戻れないと思っている、大くくりではありますけれどもそう思っている町民は約57%、6割であります。34歳以下のそれは約8割になります。35歳から49歳でも66.7%、約7割の町民は戻れない、戻らないと考えていることがわかるのであります。町のアンケートでも、生活基盤が整備され、他の町民が戻れば戻るが43.7%、まさに心が言っていることがわれであります。そして、戻らないが32.5%、前者はすぐには戻らないという意思の表現であると考えれば、これを合わせれば、町が言う3割ではなくて、76%の町民が戻ることに消極的であり、否定的傾向が強いと推測できるわけであります。その立場に立つことが、私は今後の復旧、復興に大きな意味を持つものと考えます。

町の復興ビジョン案では、町内どこでも放射線の心配をせず、安心して生活できるようにしようとなっております。このことに私は反対するものではありません。しかし、率直に言って、放射性物質による浪江町の高濃度汚染の実態から、このスローガン的な方向づけは、私は乖離したものではないかというふうに感じざるを得ません。これまでも繰り返し申し上げてきたように、土壌、森林、水質、河床、海洋、海底のきめ細かな汚染調査をまず先行させることではありませんか。どこまで進んでいますか。お答えください。徹底し

た除染は住民合意で進めることであります。余りビジョンに青写真を描き過ぎれば、町民はなおも不安と動揺が増幅するばかりだと私は思うわけであります。そして、どうすればいいのか。復興、居住地の確保による安全、安心な生活環境の確保を具体的に検討に入ることではありませんか。町長の考えをお聞きします。

さらに、原発災害は安全のしきい値がないと言われておることは、 ご承知のとおりであります。この特異な災害が原発災害である。迷 える町民を帰還という大くくりの中で決して強制するようなことは してはならないというふうに思うわけであります。この基本姿勢を 貫くことが重要であると考えますけれども、町長はどのように対応 されるのかお答えください。

そして、原発災害の早期賠償をあくまでも求め続ける、実行させることは極めて重要であります。このことについては、後でもまた触れます。

復興ビジョンは、単なる復興のスケッチではなく、今町民が抱いている不安、心の揺れ、それを支えながら具体的に、町民が静かに行動できる具体性のある展望を示すことだと私は考えるものであります。お答えください。

次は、除染についてであります。

浪江町では、津島活性化センター周辺と浪江駅周辺のモデル実証事業の計画が示されました。この事業は、政府の委託を受けた原子力研究開発機構が発注者でありますが、これまで原発建設にかかわってきた大成建設、鹿島、大林組の3グループがこれを受託することになっておりますけれども、このことをして、復興利権ではないかとの批判も出ていることはご承知のとおりであります。

除染について、東京大学アイソトープ総合センター長の児玉教授は、南相馬市の除染やその取り組みを初めから支援をしてきております。しかし、一方ではこうも公の場で語っております。「屋根などに付着した放射性物質は、素材の中にしみついたペンキと同じ。幾ら高圧除染をしても取り除けません。屋根、雨どいも交換するしかない」と指摘をしております。

そこで、お尋ねをいたします。モデル事業は、実証試験的なものなのか。それともこの事業に取り組むに当たって既に効果のほどを実証済みの事業なのか。1カ所当たりの事業費は幾らなのか。周辺住民の説明会が開かれているというお答えもありましたけれども、そこでどのような意見が出されているのか。住民の声をどう進めるのかお答えください。

また、事業実施に伴う仮置き施設の安全は担保されるのか。政府

が言う貯蔵30年以内も貯蔵することになるいわゆる中間施設の見通 しはあるのですか。見通しもないまま高汚染濃度の除染物質を仮置 きする期間は何年ですか。最終処分場の見通しはあるのですか。そ のことについて政府はどういう見解を示しておりますか。

先ほども議論になりましたけれども、命はぐくむふるさとが中間 貯蔵基地になるおそれはないのか。聞いていない、町長の答弁であ りました。しかし、ないと断言できる保証はあるのですか。聞いて いないからそれでいいのですか。モデル実証事業の全体像を議会も 含めて町民に示すべきであります。そのことを県や国に対して強く 求めていくべきであります。一歩踏み込んだ答弁をお願いしたいと 思います。

次は、復興ビジョン、今後の復興計画と町民の合意形成のあり方についてお尋ねいたします。

町は、復興ビジョン策定のため、有識者会議、検討会議で論点整理の最中でありますが、復興計画策定に向け、それぞれの段階において町民の合意形成をどのように進めるのかということであります。中心点は、論点になるであろう帰還の問題に絞ります。

11月19日の民報新聞の報道でも、11月19日が一番早いんですけれども、民報新聞でも明らかにされたとおり、政府は住民帰還の枠組みについて、放射線量に応じて年間20ミリシーベルト未満を解除準備区域、同じく20から50ミリ程度を居住制限区域、50ミリシーベルト以上を長期帰還困難区域、設定の検討に入ったとの報道がありました。長期帰還困難区域の土地の買い上げや借り上げの検討も同時に報道されております。これは政府の警戒区域、計画的区域見直しそのものであります。

先ほどの紺野榮重議員に対する答弁でも、一言の説明もなかった、柳澤本部長に問い合わせたところ、私も知らない、そういうふうに答えたということでありますけれども、摩訶不思議であります。そのまま信じているのですか。さらに、町長もごらんになったかもしれませんけれども、12月7日の朝日新聞によれば、年明け通常国会に関連法案の提出を考えている、提出を目指す、ここまで報道されております。町の復興ビジョン、復興計画の根幹にかかわる問題であります。展開次第では町の分断も予想される避難区域見直しと町の復興ビジョン、復興計画策定をどのように進めるのか、極めて重要な問題だと考えております。このことも踏まえて、見直しによる新しい局面での方針の提起を我々議会と住民にどのようにお示しをするのか、町長の答弁を求めるものであります。

次は、町民の被曝と健康管理についてであります。

低線量被曝については、後段でも触れますが、ようやく浪江町でもホールボディーカウンターの設置が決まろうとしております。これまでは放射線医学研究所、あるいは福島医大での甲状腺検査などの範囲でしかありませんでした。県外在住者と議会との懇談会でも被曝の不安は共通して出された問題であります。特に、津島に避難した約8,000名はもちろん、すべての町民が一日でも早く被曝測定ができるように願うものであります。これまで先行検査を受けた町民あるいは検査を受けていない町民が混在しておりますけれども、18歳以下、あるいは妊婦など優先的検査の方針と計画について、そして県内遠隔地在住者、あるいは県外在住者の検査機会の確保をどのように保障するのかお答えください。

先ほど2年半、約3年にも及ぶという答弁がありましたけれども、 果たしてそれでよろしいのですか。大学にあるホールボディーカウンターの利用など、幅広く、せめて1年以内に全町民の検査が終わるように具体的に検討すべきであります。お答えください。

乳幼児の被曝影響検査は、特に感受性が高いことが被曝の臨床データでも証明されていることは、ご承知のとおりであります。さらに、町独自に母親と子供、18歳以下の血液検査、希望者全員の母乳検査を実施すべきであると考えますが、対応についてお答えください。

甲状腺検査についてでありますが、県は、18歳以下の検査を11月から開始しました。その後は平成24年度から20歳までの隔年検査、いわゆる1年置き、2年に1遍ということです―を継続する方針を示しておりますけれども、特に初期症状の早期発見・早期治療が重要であります。18歳以下の医療無料の制度の実現と、隔年ではなく毎年の検査を実施すべきだと思います。町の対応、さらに国、県に対する要望、このことについてお答えいただきたいと思います。

6月と9月の定例議会でも、その必要性と制度化を求めてきました被曝健康管理手帳の発行についてであります。

このほど明らかにされた県の健康基本調査による外部被曝の推定線量でも、浪江、川俣町山木屋、飯舘村の住民4割相当が行動記録を提出した約4カ月半の短期間であるにもかかわらず、年1ミリシーベルト以上の外部被爆があったという深刻な推計値が発表されました。内部被曝は排除されております。低線量被曝による健康被害の例証は、原爆症認定集団訴訟やチェルノブイリ被曝などからも明らかにされております。問題は、長期に及ぶということであります。オール福島で被曝健康手帳の発行を国に求めると同時に、先行して浪江町の医療診断健康被曝手帳を町独自に発行すべきと考えます。

お答えください。

原発被災という特殊な状況下での税の賦課は、国の責任において減免継続を措置すべきであると考えるものであります。来年度以降の国税、県税、町税、その他公租の減免措置についてどうなっているのか。現時点での状況と今後の取り組みについてお答えいただきたいと思います。

次は、原発災害避難と教育行政についてであります。

第1点は、文科省の小中高の放射線副読本についてであります。 議会の災害対策特別委員会でも簡単な報告がありました。それぞれ の段階で、原発事故や放射線障害や汚染の現実をどう教えるのか、 ご苦労があると思います。レベル7の大事故を起こした福島第一原 発について、地震、津波、そして原発事故の原因と実態について のように副読本には言及されているのでしょうか。長期にわたって 放射線が人体に与える影響について、そして低線量被曝の障害について、ICRP、国際放射線防護委員会が定めている年間の追加被 曝は1ミリシーベルトまでということは、副読本ではどのように被 われているのでしょうか。放射線の医学的利用と同時に、原子力発 電所の危険性はどのように教えるのでしょうか。学問は真理であり ます。科学であります。児童生徒の素朴な疑問に答え、歴史的な事 実をありのままに生徒も教師も正しく理解できる副読本に改訂され る必要があると考えます。教育長の答弁を求めます。

未曾有の原発災害は、教育現場にも未曾有の事態を引き起こし、 関係者はその対応に混迷をきわめたと思います。今後も、想定外の ことがたくさん出てくるかもしれません。さて、原発避難における 児童生徒、教職員の現状でありますが、不登校、抑うつ症など教育 現場における憂慮すべき傾向についてであります。アンケート調査 など、現状把握はどのように取り組まれているのでしょうか。かか る現状とスクールソーシャルワーカーの有意性と今後の拡充につい て、町はどのように対応するのか方針をお示しください。

次は、進路指導の実態についてであります。

まず、県内と県外の児童生徒の避難の実数をお示しください。これは先ほどの行政報告でもありましたから、これは答弁なくても結構です。

進路にかかわる2つの問題についてお尋ねいたします。県内、県外に避難する児童生徒で、浪江小学校・中学校に転入を希望する児童生徒、さらに、県内から県外に転出する、希望する児童生徒の現状はどのようになっているのでしょうか。これも重複しない範囲でお答えください。特に中学3年生の高校進学に伴う移動と現状把握

はどのようにされているのでしょうか。報道されたように、川内村で開催された3者面談、保護者との相談会など開催の必要性があると考えます。対応の現状について簡潔にお答えください。

第2点は、いわき市や南相馬市への転出希望者が増えていることはご承知のとおりであります。サテライト校や小高工業、原町高校、相馬農高の単独開校などによる進学希望があるのにもかかわらず、仮設住宅、民間住宅ともに不足しており、親子ともどもどうすればよいのかわからない。県教育委員会の責任ある対応が求められているわけでありますけれども、現場では大変混乱をしているのが現状であります。市町村として、浪江町ばかりではありません、市町村として米100俵の精神で悩める15の春は出さない、そのために責任を持って対処すべきと考えます。お答えください。

最後に、損害の全面賠償にかかわる問題であります。

何が根本問題か。これまでも明らかにしてきたとおり、それは原発事故によって失った物的、経済的、精神的損害をすべて償えということであります。3月11日前に戻せということであります。12.3、双葉郡総決起大会で掲げた双葉郡の復興なくして日本の復興なし、原発被害の完全賠償そのものであります。住居は生活文化そのものであります。仮設住宅であればなおのこと悲惨な思いをしているわけであります。これまで積み上げてきた価値と誇りを根こそぎ奪われたという憤りであります。

しかし、東京電力は、12月2日に公表した社内事故調査委員会の中間報告でも、事故を引き起こした津波は想定を上回る規模であるとして、あくまでも人災であることをいまだに認めようとしていなのであります。しかし、02年、国の地震調査推進本部が示した見解に基づいて、東電みずから試しの計算を行い、15.7メートルの津波が襲ってくるという予測結果を出していながら、安全対策を何一つとってこなかったことを見ただけでも、人災であることは明らかではないでしょうか。表裏一体の責任が当然国にもあるわけであります。そのために我々はなりわいのすべてを失ったのであります。人生設計をすべて狂わせられてしまったのであります。

しかし、情けないと嘆いてばかりはおれないのであります。立ち上がらなければならないと思います。人間として目標に向かって生き続けなければならないと考えます。12月3日の大会決議文にある、健康で文化的な生活を求める、いわゆる憲法25条にふさわしい生活の保障を損害賠償と並行して求めていくべきであります。お答えください。

次は、遅れている東電の損害賠償を急がせることであります。明

らかにされた支払いの実態は、個人向け請求書類発送7万件に対し、 12月5日現在、個人の賠償金振り込みは2,340世帯、約53億円だけ だということであります。最近までの請求件数は約2万3,000件だ と東電で確認しました。支払いはその10%でしかありません。割合 で示すならば2万3,000件ですから、約10%でしかありません。

- ○議長(吉田数博君) 20番、あと1分です。
- **○20番(馬場 積君)** 請求に対する概算払い、とりわけ年末ですから 概算払いを求めるべきだと思います。

次は、賠償請求に対する町独自のきめ細かなサポート体制の強化について、どのように取り組むかお答えいただきたいと思います。

最後に、税収が確保できない、特別交付税もぎりぎりというのが 現状だということが先ほど答弁にありました。しかし、避難対応の 財政出動は待ったなしであります。歳入欠陥債に頼らない地方交付 税の安心交付こそ避難自治体の緊急財政措置であると思います。来 年度予算編成と財源確保についてどのように対応されているのか、 あるいはどのような見通しがあるのか、改めてお答えいただきたい と思います。

議会議員の1人として、町の存続と町民の命、暮らしを守るために全力を挙げて奮闘することをお約束いたしまして、私の質問を終わります。不明の点は再質問、再々質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁、町長。
- **〇町長(馬場 有君)** ご質問にお答えいたします。

今般の福島県の総合計画の見直しに際し、県知事が東京電力福島 第二原子力発電所の廃炉を表明いたしました。東京電力の原発事故 により、双葉郡、そして本県が極めて深刻な被害を受けた状況を踏 まえれば、必然的な方針と認識しております。

次に、我が国、さらには本県における脱原発の方針は既に規定路線となっており、原発事故で深刻な被害を受けた当町としても、脱原発は当然の前提になるものと考えております。復興ビジョンにおいても脱原発の考え方については、主要な記載において盛り込んでまいりたいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(高倉敏勝君)** まず、当面の生活再建に関する雇用の 相談の件についてお答えをします。

現在までハローワーク、それからふるさとふくしま巡回相談ステーションということで、こちらのほうは県のほうの事業でございますが、これは8月から現在までまだ続いております。現在まで243

件のご相談がございました。そのようなことで、借り上げ住宅の方につきましても、フォトビジョンを通じて就職相談についての広報等もなお強めていきまして、今後も継続して雇用者相談に乗っていきたい、そして私どもの中でも職員が同行して、現在進めております支援機構のほうで仮設住宅、11月19日、それから12月4日と動いてまいりましたが、きのうも私どもの職員が郡山のほうに出向きまして、今後について相談をしてきてございます。こちらについても、今後できるだけ同行しながら雇用の相談についてできればいいなと考えてございます。

次に、職業訓練の施設に関しての要望でございますが、こちらに つきましては、平成24年度の事業要望等の照会が来ておりますので、 これにあわせて国、県に要望していきたいと考えてございます。

次に、町の復興、復旧に向けた活動の一環ということでございますが、こちらにつきましては、NPO団体、今、設立申請している団体、何団体かございます。こちらのほうも含めて、町の生活の安定とそれから雇用の確保について、今後どのような活動ができるのか町民の皆様の声を聞きながらいろいろな施策を検討させていただいて、復旧、復興に向かっていければと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 企画調整課長。
- **〇企画調整課長(谷田謙一君)** 続きまして、戻る戻らないの町民の意思と復興計画の方向性をどう示すかについてお答えを申し上げます。

議員おただしのとおり、今回の2つのアンケートから見て、すぐには戻れないと考えている方が相当数おられ、特にこの傾向が若い方に強いことは間違いございません。理由といたしましては、放射線量の低下が期待できないとか、原発事故が収束しない、生活基盤の復旧、復興が困難、就労の場や仕事の確保が困難などがありますが、今回のアンケートによりますと、一方では条件つきを含めて町へ戻るとの回答が64.4%にもなっておりまして、約3分の2の町民が現時点で戻る意向を示しております。

ただ、おただしのとおり、具体的な進展があって初めて戻ることができるものでありますので、具体的なステップが必要と認識しております。現在、復興委員会の議論におきましても、あまり先のことだけでは現状では理解を得られないのではないかというふうな意見が当然出ております。そういう中で、長期的なビジョンだけでなく、町民は短期的なビジョン、短期的な実現の姿を強く求めていることなどの議論がなされております。

委員会では、そのような議論を踏まえまして、短期・中期・長期

というステップごとの将来像、重点的に取り組むべき事項の検討に入っております。町といたしましても、長期的な展望だけでは、この差し迫った局面におきまして、町民の理解を得ることは困難と考えております。そういう中で、具体的には何ができるのか、何が実現されるべきであって、そのために何をなすべきかというふうな考え方で今後取りまとめていく考えでございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(植田和夫君)** 3番目の除染についての1点目、モデル事業と住民合意について問うについてご質問にお答えいたします。

除染モデル実証事業の概要でありますが、学校、公園、農地、河川、道路などいろいろな除染対策を取り上げ、それらに対してさまざまな除染方法を試行することによって除染に必要な技術、ノウハウや作業員の安全確保に必要な知見の集積を図るとともに、除染技術の利活用や作業安全確保の方策の確立を目指すとしております。

現在におきましては、事前調査を初め、仮置き場に関しての説明会を開催し、地域住民の方々へご理解とご協力をお願いしているところでございます。先般行われました仮置き場予定地の高瀬地区の説明会では、なぜ他の地区からのものを高瀬地区に仮置きしないればならないのか、モデル事業エリア内になぜ仮置きしないのか、できないのかというような意見が多く出されました。国は警戒区域を除染特別区域と指定し、責任を持って計画、実行するとしており、モデル事業で発生した除去物、廃棄物は国が責任を持って管理するとしております。いずれにしましても、住民合意がなされなければ、この除染モデル事業を進めることが困難となります。当町といたしましても、国との協議を重ね、住民合意を基本に慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、モデル事業でございますが、当町2カ所において事業費は 約6億円を予定しております。

2点目の事業実施に伴う仮置き場、中間貯蔵、最終処分場についての見通しはあるのかについてご質問にお答えいたします。

環境省は、廃棄物の中間貯蔵施設の建設に向け、平成23年度内に 警戒区域内瓦れきの調査に入るということでございます。県内の除 染作業で発生する土砂と警戒・計画的避難区域内にある比較的放射 線量濃度が高い瓦れき等を搬入する方針であります。

その概要でありますが、放射性廃棄物は当該市町村内に仮置き場 を設置し、3年程度仮置きした後は、福島県内のみに設置する中間 貯蔵施設で管理をし、貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を 完了するとしております。しかしながら、中間貯蔵施設の県内での建設場所について、環境省は方針を明らかにしていない状況にあり、仮置き場についても現在未定の段階にあります。

- **〇議長(吉田数博君)** 企画調整課長。
- **○企画調整課長(谷田謙一君)** 続きまして、復興計画と町民の合意形成のあり方についてお答えを申し上げます。

今回の復興ビジョンの検討におきましては、原発事故が収束していない、また本格的な除染計画が示されていない、帰還のめどが立っていないなど十分な判断材料がない中での検討を余儀なくされており、非常に難しい検討に迫られている現況にあります。

そのような中で、長期総合計画で考えております協働のまちづくりの考えに基づきまして、他町村では実施していませんでした高校生以上、16歳以上の全町民アンケートを実施したところでございます。さらに、町民懇談会を実施し、町民の皆さんの想いの把握に努めたところでございます。また、町民の方々を中心とした浪江町復興検討委員会で検討を進めていただいているところでございます。

現在は、復興ビジョンの検討の段階ではありますが、策定する内容の実現に当たっては、浪江町役場だけでは実現していくことは困難と考えております。今後、具体的な取り組みを進めるに当たりましては、協働のまちづくりの観点を踏まえながら多くの町民、団体との協働を進めていくことが必要と考えております。

なお、先ほど答弁がございましたが、警戒区域の見直し関係につきましてでございますが、先ほど町長、さらに住民生活課長のほうで表明いたしましたとおり、一部報道はなされているところでございますが、現段階において国より具体的な話は出されているものではございません。ただ、今後これらの見直しが当然されるものと考えておりまして、その辺の動きに注視しているところでございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** それでは、町民の被曝と健康管理についてご質問にお答えを申し上げます。

初めに、WBCの活用についてでございますが、現在、0歳から18歳以下の子供と妊婦の方が優先として検査を行っております。未検査の町民に対しましても、18歳以下並びに妊婦の方を最優先に実施するよう県に要望中であり、また当町で購入して実施する検査においても、同様に子供、妊婦、若い世代を優先した検査計画を考えております。

次に、県内遠隔地、県外在住者の検査機会の確保でございますが、 津島診療所において検査体制を構築し、県内・県外ともに検査案内 を行い、町独自の検査を実施してまいります。また、遠隔地で来町できない方につきましては、福島県が購入予定の移動式WBCの活用、それから他県所有のWBCが利用できないか、ただいま検討、協議を進めておるところでございます。また、1年以内に検査が終了できるように国、県に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、乳幼児の現況検査についてでございますが、初めに、血液、母乳の検査実施についてでございます。内部被曝、外部被曝の視点から、国が責任を持って検査するようお願いしております。現在、血液、尿検査につきましては、原発事故当時より時間が相当に経過しているために、各検査機関、いわゆる医療機関では現在行っておりません。母乳検査につきましては、現在、県内・県外の授乳中の母親並びに妊産婦の把握に努めているところであります。今後把握でき次第希望調査を行いまして、産後のお母さん方の不安を取り除けるよう母乳の検査を行ってまいりたいと考えております。

次に、甲状腺機能の検査をについてでございますが、甲状腺検査につきましては、県の健康管理調査により、二十歳までは2年ごと、以降には5年ごとの検査が指示されております。しかしながら、健康不安を解消するためには毎年の検査が必要であり、早急に県と協議をしてまいります。

さらに、健康被害が出た場合の医療費無料化でございますが、これは健康被曝手帳と関連してまいります。被爆者援護法に基づいた健康手帳と同様の法制化が必要と考えており、国に対し、法制化について強く要望してまいりたいと考えております。

次に、被曝健康管理手帳の発行と生涯健康調査でございますが、 福島県におきましては現段階で被爆者援護法に基づく被曝者健康手 帳交付の検討はなされておりません。県の健康管理実態調査に基づ く健康管理体制によりまして、健康診断、健康調査を生涯できるよ うな体制づくりを県と協議してまいりたいと考えております。

しかしながら、長期間にわたる健康不安があることから、被曝健 康管理手帳の発行は必要と考えております。発行に当たりましては、 甲状腺機能についても答弁いたしますけれども、被爆者援護法に基 づいた健康手帳と同様の法制化が必要と考えております。国に対し 法制化を強く求めるとともに、手帳の発行について要望してまいり たいと考えております。

町独自の発行についてでございますが、例えば町独自で健康手帳を発行した場合、その効力等も含め、今後協議しなければならないと考えております。

〇議長(吉田数博君) 税務課長。

○税務課長(大浦泰夫君) 3の諸税減免継続について、(1)少なく とも現行特例措置を次年度も継続を求めるか問うにお答えいたします。

東日本大震災及び原子力災害に係る町税等の取り扱いにつきましては、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する町税等の減免に関する条例により減免措置を講じているところですが、次年度におきましても、依然として警戒区域及び計画的避難区域が解除されない状況におきましては、本年度と同様の取り扱いができるよう国、県と調整してまいりたいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 教育長。
- **〇教育長(畠山熙一郎君)** それでは、4番の避難中の教育行政についてのご質問にお答えします。

まず(1)の文部科学省の放射線副読本についてでございますが、 この副読本は、小学生、それから中学生、高校生向けに3種類、子 供たち用、それから教師の解説書というふうに分かれてございます。 ここでは、小中学生対象のものを中心にお答えすることにいたしま す。

まず、副読本の内容でございますが、放射線等の基礎的な性質について理解を深めるということを作成の中心にしてございますことから、内容的には一般的なレベルで終始しておる、こんなふうに申せます。ご質問いただいたことにつきましては、具体的にお答えいたします。

まず、事故の原因と実態についての言及ですが、小中学校のいずれの副読本の冒頭にも同様の文章が見られまして、中学校の例で申しますと、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、マグニチュード9によって東京電力株式会社福島第一原子力発電所で事故が起こり、放射性物質ョウ素、セシウムなどが大気中や海中に放出されました。」これだけでございます。それから、また国際放射線防護委員会、ICRPに関する年間1ミリシーベルト、このことでございますが、これは中学校の副読本にだけ見えまして、放射線は曝ということを図で示したものがございます。そこの横にラインを切ってありますところの1ミリシーベルトの部分に「一般公衆の年間線量限度」この文字だけでございます。

ただ、このことについて補足説明が教師用の解説書にございまして、そこでは人工放射線、自然に対する人工ということですが、人工放射線の量という項目がございまして、そこに2つ、医療からの放射線、それから原子力施設などからの放射線(平常時)この2つ

がありまして、このうちの原子力施設などからの放射線という部分でございますが、その中で、「原子力施設には原子力発電所や核燃料製造工場、原子力の研究炉などが、このような放射線物質を取り扱う施設では、周辺の住民が受ける放射線量を管理している。その量は法令で年間1ミリシーベルト以下になるように定められている。」こういった実態でございます。

このような内容に関する評価でございますが、10月30日の朝日新聞の社説で触れております。一部でございますが、「さすがに原発の安全性を強調する記述はなくなり、放射線の人体への影響や身を守る方法にページを割いた。低い放射線量を受けた場合、がんなどになる人が増えるかどうかは明確でないとも説明、福島事故による放射線、放射能汚染の広がりには踏み込んではいない。」こう論じています。あえて私の印象を申し上げますと、この社説の論調と全く同じでございます。

続きまして、(2)の児童生徒及び教師の現状について、登校拒否、抑うつ症などの現状把握をというご質問ですが、浪江町にあった学校に在籍しておりました児童生徒につきましては、これまでもたびたびご説明しましたが、学校ごとに状況把握に努めておりまして、具体的には学校だよりで相談を呼びかけたり、電話連絡などの折には様子を尋ねたりはしておりますが、全員の詳細を把握することは極めて難しくなってございます。そのため、不登校のすべてを掌握することはできておりませんが、学校関係者以外からの情報や相談などもいただいておりますので、こういったことの具体的なケースがあった場合には、その都度スクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーなども交えて対応を検討しまして、直接会える場合には直接面談をしたり、あるいはそれができない場合には以前の担任などや管理職などが電話とかで相談に応じている、そういうことが状況でございます。

なお、さらにきめ細かな状況把握が必要ですので、11月末の校長 会の折にそのことを徹底をしておきました。

なお、教職員につきましては、大半が兼務校に赴いております。 これを校長や教頭が訪ねて直接会って状況を聞いたり、相談に応じ てまいりました。当初は、先の見通せなさ、あるいは避難生活、あ るいは兼務先という特殊な職場環境の中で心身の疲れを訴える教師 も決して少なくはございませんでしたが、夏休み以降は大分減って おりました。11月中旬以降に各校長がすべての教職員と話す機会、 直接会う機会がございました。その報告を受けますと、抑うつ症な どで特に対応を要する教師は見られないということではございまし たが、今後とも注意深く見守りながら必要な対応に努めてまいりた いと考えております。

3番目の進路指導の実態についてでございますが、①の進路指導にかかわる3者面談のところでございます。新しい年度に向けまして、児童生徒の移動が見込まれますが、浪江小中学校への転入はもちろん、高校などの進学のことなども含めまして、相談あるいは必要な教育委員会との連携に努めて進めておるところでございます。

中学3年生につきましては、なれない土地での避難生活をしながら卒業後の進路を決めるまでにはさまざまな問題が伴います。 浪江町の各中学校では、これまで機会をとらえて情報提供や生徒の実態把握、必要な相談に努めてまいりましたけれども、進路の問題に直面している生徒には必要な情報が手に入ること、それから生徒自身が自分の状況を客観的にとらえて必要な進路実現のための努力をし、そしてそれを周囲の者が支える環境が、これまで以上に必要になってきていると認識しております。

ただ、その場合も現実的な問題がございまして、高校入試に関しましては、ご存じのように同じ福島県内でも浜、会津、中とか地区ごとに高校の状況が違いますので、受験の対応がかなり違っております。ましてや県外のことになりますと、さらに大きな違いがあります。そして、得られる情報は限られております。また、子供たちも数カ月、もう半年以上に及ぶ避難生活の中で、学習の状況や家庭の事情なども、その後浪江町におった状況とは変わっておりますので、私どもが直接子供たちに対応することよりは、当面は今子供たちが実際にお世話になっている学校を中心に、その学校のほうが地域の進学情報にも詳しいですので、まずはそこに積極的に相談することを呼びかけたいと思っております。その上で、側面からのアドバイス、助言ということになるんだろうと考えてございます。そういったことも校長会で確認をしております。

なお、川内村で実施したという3者面談のことでございますが、 今申し上げたようなこと、それから浪江の学校の子供たちが広く、 かなり大勢が散らばっているというような状況からしますと、対象 者をそこまで拡大して実施することについてはなかなか難しいと考 えざるを得ないところでございます。

それから、高校進学と住宅確保の現状についてですが、サテライト高校などに関連しまして、県教育委員会が通学の便に供する宿舎を確保して提供するという話は聞いてございますが、私が承知している限り、具体的な対応策はこれだけかと思います。

高校生活と住宅の問題では、サテライト校発足当時に私ども浪江

町としましては二次避難の居住地の選定とか、あるいは通学バスの 運行といった面で最大限の努力をしたと認識をしております。平成 24年度の新年度に向けてどのようなことが可能かは、全体的なこと はまだ見えておりませんが、相談などをする中で見えてきた具体的 な状況について、子供たちが少しでも進路決定ができるように住宅 の面も含めてできることはしていきたいとお答え申し上げます。

- **〇議長(吉田数博君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(高倉敏勝君)** 損害賠償関係についてお答えを申し上 げます。

まず、25条に基づく生活保障についてでございますが、これにつきましては、先の9月2日に国とそれから電力に対して県の原子力損害対策協議会のほうから全面賠償を求めるということで出されております。こちらをもとに、当然我々が望むということは11日以前の生活に戻ると、これは当然のことであります。ただ、町民がこうむった被害、損害すべて賠償を求めていくということでございます。町独自としても、10月17、18日に国へ、それから10月19、民主党、11月8日に衆議院の議院運営委員会、こちらのほうに損害賠償の対応の見直しの要望をしてきたところであります。今後につきましても、この生活保障について、生活全般について、当然見直しを図っていただきながら、それを求めるということで我々関係課と協議しながら、国、そして電力のほうに強く要求していくというふうに考えてございます。

次に、概算払いの請求でございますが、現在、個人事業主については3カ月ごとの概算払いをするような形で進められていることはご存じだと思います。ただ、おただしのとおり、個人請求分についてはそれらの方針は一切出されておりません。これについても、実はきのう損害賠償対策の担当課長会議がございました。私も出席して、会議の後、それについて損害賠償の課長とその辺についてお話をしてまいりました。ただ、県としては、そこまでの流れが来ていないというのは事実でございますので、今後、これらにつきましても県の原子力損害対策協議会と連携して、当面そちらを通して概算払いができるような形で国等にあわせてお願いをして進めていきたいと考えてございます。

次に、きめ細かなサポート体制につきましてでございますが、最初に申し上げました支援機構については、こちらのほうでございましたので、訂正させていただきます。

まず、こちらにつきましては、まず顧問弁護士によります賠償説明会について、けさほど町長の行政報告の中にも申し上げましたが、

36カ所ほどやっております。この中で、いろんな意見を出されておりまして、やはりもう少し細かな説明を欲しいというふうな要望はいただいております。それにつきましては個人、主に電話相談、それから現在、多岐にわたる巡回相談等があるものですから、どうしても混乱していらっしゃるということも聞いておりますので、我はど申し上げましたが、10月31日から歩いております。こちらにつきまして、先ほどと重複しますが、きのう郡山のほうの事務所に私どもの担当の職員が行って、今後の体制について相談をしてきたところでございますので、こちらについてできるだけ同行するようにして、そしてご案内を申し上げるということで進めていと考えてございます。

こちらにつきましては、現在決まっているもののみ申し上げますが、1月7日、それから14日、15日、1月21、22日、2月5日につきましては、浪江町の仮設住宅を歩いて、そこの中で個別の相談会を開くというふうなことで、きのう現在でございますが、聞いてきておりますので、このような形でできるだけ細かな相談体制ができるようにご連絡、そしてこれらにつきましてはその地元の自治会等と細かく連絡をとりながら進めていければなと、そして申請漏れがないように支援していきたいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 総務課長。
- **〇総務課長(根岸弘正君)** 避難自治体の財源保障、予算編成について お答えいたします。

来年度の予算編成につきましては、歳入歳出の不確定要素が多く、 例年のような予算編成をすることが難しい状況にあります。

まず、税でありますけれども、その大きなものはやはり固定資産税、町民税になります。固定資産税につきましては、来年度についても課税免除になるものというふうに考えております。町民税につきましても、今年度約9割の人が減ということでありますので、税の方向についてはその分、税収というものはその分落ちるんだろうということであります。

国では、税の落ち込みについては歳入欠陥債をということで後ほど地方交付税で対処するというようなことを言っておりますけれども、後年度に負担を残す歳入欠陥債ではなく、特別交付税等の交付によりまして財政運営をしていきたいという考えを持っていますので、やはりこれは国等に強く要望をしてまいるというふうに考えているところであります。

○議長(吉田数博君) 一般質問中ですが、ここで10分間休憩をとらせていただきます。35分まで休憩をいたします。

(午後 3時24分)

〇議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 3時35分)

〇議長(吉田数博君) 20番。

〇20番(馬場 績君) サテライトに関する資料配付をお願いします。

○議長(吉田数博君) 資料配付のため暫時休議をいたします。

(午後 3時35分)

○議長(吉田数博君) 再開をいたします。

(午後 3時35分)

〇議長(吉田数博君) 20番。

○20番(馬場 積君) おおよそ順序に従って再質問したいと思います。 浪江町の復興ビジョン、あるいは今後の復興計画に浪江町の基本 理念として県内原発の全基廃炉を明記するかというお尋ねをいたし ました。町長としては、脱原発が当然の前提であるということなの で、そうなるという答弁がありました。表現の文言はさておいて、 先ほどもお尋ねをしましたけれども、福島県の復興計画の中に示さ れる文言は極めて明快だというふうに思います。原子力に依存しな い社会を目指す。環境との共生が図られた社会づくり推進をする。 そのために、県内原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを 求める。極めて明快であります。

基本的にはこの立場で復興ビジョン、あるいは復興計画の策定に 当たるというふうに確認してよろしいかどうか、いま一度町長の見 解を求めたいと思います。

それから、2つのアンケートとの関係で幾つか質問をしましたけれども、1つは、働きたいけれども仕事がないということについては、私はやっぱり放置しておけないと。もちろん100%というわけにはいかないにしても、やっぱり働く意欲を創出すると。生活の条件からすれば、そういう気持ちにならざるを得ないということはわかると思うんですね。だけれども、アンケートでそう答えているわけだから、町民に寄り添って、働きたい人に全部その働き口を確保するということは、私は難しいと思いますよ、それは。難しいと思

うんだけれども、町として、働きたいという意思をこう引き出すということとあわせて、町がそこまで寄り添っていると、親身になって相談に乗るということが、避難生活の中でやっぱり生き続けるという、そういう気持ちにつながってくると思うんです。極めて大事だと思うんです。

ハローワークの相談はハローワークの相談。そうではなくて、町として、働きたい人の相談、言ってみれば何でも相談でも構わないんだけれども、そういう体制をつくると。ちゃんとその相談窓口をつくるということが大事だというふうに私は思うんです。そういう取り組みをなされるかどうかお答えをいただきたいと思います。

それから、戻る戻らないの問題についてでありますけれども、正直、町民は非常に揺れていると思うんですね。しかし、もう同じことになるけれども、帰りたいけれども帰れないというのが実情ですよ。したがって、私はやっぱり企画課長も答弁されたように、短期の具体目標を示すということが非常に大事だと思います。短期の具体目標の中に、先ほど住居関係の質問にもありましたけれども、やっぱりばらばらになっている家族を取り戻すということとあわせて、地域のコミュニティーを大事にした復興居住計画をやっぱり同時進行で検討していくべきではないかと思うんです。そのことに対する答弁がありませんでした。抽象的な答弁はありましたけれども、そういう方向で町でも検討に入るということが必要ではないかと思います。お答えください。

それからあと除染についてでありますけれども、私は除染そのものを否定するつもりはありません。やっぱり今度の県議選でも、住み続けられる福島県、徹底した除染をやれと。これはやっぱり県民の総意でしたよ。それはそのとおりなんだけれども、同時に、除染の問題については非常に難しい問題があるのではないか。

例えば、この前、三瓶宝次議員なども参加したチェルノブイリ原発調査団の報告、これは11月3日の民友新聞でありますけれども、ベラルーシの専門家は、福島の農地除染については果たして効果があるのか。ベラルーシでは、全くやっていないとは書かないけれども、除染については成果が上がっていないと。森林の除染についても行われていないと。だから、繰り返しになるけれども、放射能をここからここに移すことはできるけれども、除染によって放射能は消えないんですよ。放射線は消えないです。放射線という原子はそういう性格なんですね。だけれども、やっぱり生活空間はできるだけ線量低いほうがいいわけだから、除染をするということは、それは全否定はしません。しませんけれども、浪江町のように文字どお

り真っ赤な地図に染められている地域の中で、果たして除染の効果がどれだけあるのかと。もっと大胆な言い方をさせてもらえば、莫大なお金を投資して、果たしてそこに戻れる、そういう除染効果というのはあるんだろうか。

飯舘村では、向こう20年間3,224億円のお金をかけて除染すると、だから戻ると言っているわけだけれども、村民はほとんど懐疑的だという声が伝わってきます。除染に対する考え方について、もう一度町長についてお聞きをしたいと。その意味で、やっぱり戻る場合の線量の基準を町としても明確に持つということは大事だと思うんですね。先ほど紹介したアンケートでも、年間の追加被曝1ミリならば戻ると、そう答えている人の数はかなり多いわけです。したがって、国では20ミリ以下ということで、ゼロから20まで幅があるわけだけれども、果たしてそれでいいのか。だから、ここで結論は出ないと思うんだけれども、放射線の問題というのはそういう問題だと。したがって、町民に除染の問題、帰還の問題を提示するとするならば、やっぱり許容できる線量基準について浪江町としてはこう考えるというものを検討していく必要があると思うんです。今ここでは数字的には。

- ○議長(吉田数博君) 20番、あと1分です。
- **○20番(馬場 積君)** 明らかにできないと思いますから、そういう方 向で検討するかお答えください。

それから、あと1分だな。サテライトについては再々でやります。 健康管理についてですけれども、やはり、健康被曝手帳、名称は どうでもいいと思うんだけれども、少なくとも浪江町民は安心して 医者にかかれる、あるいは自分の健康状態を記録をしておける、そ ういうものとの関係で、何らかの形で町民に被曝健康手帳……

- **〇議長(吉田数博君)** 時間です。
- O20番 (馬場 積君) を発行すべきだと思います。お答えください。
- 〇議長(吉田数博君) 答弁、町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 復興ビジョンの理念に脱原発の明確な文言を示すのかというご質問でありますけれども、これはおただしのとおり、明確に文言を入れていきたいと考えております。

それから、働きたいけれども職がないという方、これは本当に大変深刻な問題ですので、ハローワークも一生懸命やっていただいておりますけれども、私ども町としましても、やっぱりそういう相談窓口、カウンセリング、そういうものは強化していきたい、つくっていきたいと考えます。

さらに、短期の具体的目標を設定して復興居住計画を考えたらど

うかというご質問でありますけれども、先ほど午前中のご質問にお答えいたしましたように、最悪のシナリオも考えながら進めていきたいということで、何とか検討をこれからしてまいりたいと考えます。

それから、除染の費用対効果についての考え方でありますけれども、やはりこの問題については、我々知見を持っていませんので、いろいろ専門家と相談しながら、弘前大学との協定も結んでいますし、それからアイソトープの児玉先生も一生懸命我々の除染のためにお骨折りをしていただいております。そういう専門家との相談をしながら許容基準を設けられれば設けていきたいということを提示したいと考えております。

それから健康管理、それから健康の手帳ですか、そういうものについても、やはりこれは大変SPEEDIの問題がありまして、いつも国あるいは県のほうに要望に行くときには必ず、我々SPEEDIの公開がなかったものですから、そういう避難状況で避難しているということを再三述べています。それについて、私は一番心配なのが町民の健康だと、そういうものについて国は責任をどうするんだというような話をしております。そういう意味で、やはり法制化を強く要求をしながら臨んでいきたいと思います。

これは、我々の次代を担う子供が20年、30年後に大変なことになってしまったというふうになれば、これはもう大変な問題になりますので、そういうことで、やはり因果関係は3.11のことだということをはっきり示すようなものを担保にしながら法制化を強く要求していきたいと考えております。

〇議長(吉田数博君) 20番。

○20番(馬場 積君) 健康被曝手帳、町民の被曝についてでありますけれども、もちろん法制化を求めていくということなしには、安定した保障はないわけだから、そこはやっぱり外すわけにはいかないと思いますけれども、当面、町として健康被曝管理手帳みたいなものを作成して、予想できない。

この前、水戸に行ったときに、ある女性の方が髪の毛が抜けると。 あと何と言ったっけ、あの人。

[「のどをちょっと」呼ぶ者あり]

○20番(馬場 積君) のどの調子が悪い。それは避難というストレスからくることかもしれませんけれども、それぞれがいろんな形でいるんな不安を抱えているわけです。だから、それはいろんな不安は別にしても、健康被曝手帳みたいなものを町でつくれば、もし、原爆認定症みたいな裁判になるとすれば、そのことが有力な証拠になる。

るわけだから、それをやっぱり記録しておけるような、そういうものをどうしてもつくる必要があるというふうに思うんです。ぜひ検討をしていただきたいと思いますが、これはもう答弁要らない、お願いします。

それから、町民の被曝について、血液や尿の検査については既に 時間が経過しているので、これについては効果が疑われると、した がって町としてもその考えはないと。

〇議長(吉田数博君) 静粛に。

O20番(馬場 積君) ということですけれども、実は、原子力の研究機関で働いている人に直接聞きました。そうしたらば、彼らはやっぱり特殊な健康調査をやることが労働安全衛生法で義務づけられているんだそうですね。それから、原発労働者の場合は、3カ月に1回検査するんだそうです。町民のこれは3カ月に1回検査するということは難しいかもしれないけれども、浪江町民はレベルの差こそあれ被曝しているわけですよ。血液検査して何がわかるかというと、白血球の減少傾向についてデータ把握できるということですから、これも先ほどの健康管理という点からも、それならもっと早く私はやるべきだと思うんだけれども、血液検査はこれからでも十分できるわけだから、これも検討すべきだと。

これは何も浪江町だけの問題ではないと思います。ある意味では、もう全県的な問題だと思います。同じような検査をやるということだから、大変いいと思うんだけれども、やっぱりオール福島でこれも求めていくと。場合によっては希望する人に町独自でやっぱり血液検査をやるということも考えていくべきではないでしょうか。かかった費用は東電に請求すればいいわけだから、それはそうですよ。因果関係がはっきりしているわけだから。ということ、私はやっぱり低線量であっても被曝障害については決して軽く扱うべきではないと。放射能を余り恐れてはだめかもしれないけれども、正しく恐れるというふうに、この前の弘前大学の先生もそう言ったんだな。その立場で必要な検査はやっていくというふうにしてもらいたいと思います。お答えください。

それから、さっきのサテライトの問題で、これは県の教育委員会のホームページからとったものです。福島高は自校、原町高と相馬農業は宿泊施設をつくるという検討中だと、小高商業、小高工業についても、小高商業、小高工業は仮設ということだから、自校方式で開設するということです。

問題は、いわきもそれはそうなんだけれども、こういう形で集約 されるわけだから、明星大学に。そうすると、もう既にそういう相 談は住宅支援班のほうにもたくさん来ているということを直接原課長から私も聞いております。ここで原課長にお尋ねをしたいんだけれども、大体いわきとか南相馬とか相馬に移住したいと、しかし住宅がないということで相談を受けた件数は、おおよそでいいですから、何件ぐらいありましたか。このことに対して県の対応はどういうふうに言っていますか。それを聞いた上で結構なんですけれども、要するに県では明確な方針を示していないんです。迷うのは家族なんです。まさにこのままでは、場合によっては親子ばらばらによると。原発で避難していながらまた切り裂かれると。しかも、子供の教育の段階で、そういうことはあっていいのかと。はっきり言うならば、銭金の問題ではないと。本当に県の教育委員会は責任を持ってそういう要望にこたえていくべきだと思います。教育長はその現場の声を踏まえて、やっぱりはっきりした返事もらうまで帰ってこないぐらいの、県の教育長と談判しないと道は開けない。そのぐらい重要な問題で、深刻な問題だということです。

それから、東電の賠償の問題では、実は2回目の請求書が来まし た。そのことについて、何人かから電話をもらいました。何人かの 人は開封しない。見たってまた面倒くさくなるから封も切らないと いうのが1つ。見たけれどもやっぱり同じだと。あとさっきも言っ たけれども、まとめられないんですよ。これは、実は双葉町で独自 につくった請求書。ある意味では、自分の気持ちで請求できるんで す。この請求書を見ると、請求するのが楽しくなるぐらい。いや、 ちょっとここでは言いませんけれども、これ、心の損害。何項目か にわたってチェックして、だから私はこれだけ慰謝料を請求すると いうこと。それから、家族関係について踏み込んだ精神的損害、請 求の項目があります。これは、私はやっぱり、どういう形で請求す るかは個人の考えによるんだけれども、町として、先ほど言ったよ うな何カ所かで相談をすると、それはそれで必要です。同時に、今 浪江町では何件ぐらい請求したかわからないけれども、圧倒的多数 は請求していないんだから。先ほども言ったように、全体で2万 3,000だというんでしょう。支払いが終わったのも2,343件だっけか。 二、三百件だったんでしょう。という現状を踏まえて、損害賠償請 求を進めるための取り組みが必要だと。

それで、双葉町では原子力損害賠償紛争解決センター、支援機構 それぞれ請求書を送って、それぞれ書いてもらって、町で雇った弁 護士を通して原子力紛争解決センターのほうに送るんだと。ではそ の間どうするんですかというふうに言ったらば、どうしてもお金が 必要だという場合には、町のほうで一時、限度額はあるんだけれど も、貸し付けをしますと、そういうふうにも言っていました。

だから、双葉と同じ方法をとるかどうかは別にしても、とにかく 損害賠償は、これ生活再建の全体ですから、それがまだ町長も何度 も言っているように上から目線の請求書であるがために請求できな いでいるんです。これは放置できないわけではないかと。

- ○議長(吉田数博君) 20番、あと1分です。
- O20番(馬場 積君) 損害賠償請求をサポートする具体的な方策について、私の提起したことも含めて、あるいはほかの町村の取り組みも含めて、大いに参考にして前進をさせる取り組みが必要だと思うんです。どうされるのか。最初課長答弁して、その後。あと2分あるって。
- ○議長(吉田数博君) 時間です。答弁、町長。
- ○町長(馬場 有君) 当面の健康管理手帳の関係でありますけれども、これは、従来から答弁していますように、いろいろと今検討しております。そういうことで、具体的になるかどうかまだ時間がかかるというふうに思いますが、理想的に言えば、町の条例化に基づいて、条例化をして、そしてつくっていくと。これは厚生労働省がどう言うか、それはちょっとわかりませんけれども、そういうことを踏まえてやっぱり検討していきたいというふうに思います。

それから、血液検査の件でありますけれども、果たしてどのぐらいの効果があるのかどうか、これはちょっと調べさせてください。 担当の課長が、時間がたっているのでというふうに答弁、先ほどありました。そういうことで、一度ちょっと調べさせていただきたい。 弘前大学の教授の方が、いわゆる染色体の。

- O20番 (馬場 績君) 床次先生。
- ○町長(馬場 有君) ええ。それの、何といいますか、毀損状況、それを調べてもいいんではないかというような話が出たんですが、ただ、値が高く設定されているものですから、現実的には合わないんですね。例えば500ミリシーベルトぐらいでないと、そのいわゆる細胞の染色体の損壊がわからない。ですから、機械的にはもうちょっと低くできるような話もあるんですけれども、相当やっぱり200ミリとか300ミリぐらいまでしかできないんじゃないかというような話もございました。そういうことで、床次先生も有識者会議に入っていただいておりますので、もっと先生の話を聞きながら、ちょっと精査をしてみたいというふうに考えています。以上です。
- 〇議長(吉田数博君) 教育長。
- **○20番(馬場 績君)** 建設課長の答弁を聞いてから。

- 〇議長(吉田数博君) 建設課長。
- **○建設課長(原 芳美君)** 住宅支援班の中で相談件数はちょっと手元に数字はございません。私が相談を受けた件数は約10件だったと思うんです。そのうち南相馬市がサテライト校の関係で3件です。そのほかについては、いわき市の関係が7件ぐらいが私が相談を受けた件数でございます。

以上です。

- **○20番(馬場 績君)** 三瓶係長は約100件と言っているんだよ。
- 〇議長(吉田数博君) 教育長。
- ○教育長(畠山熙一郎君) 子供たちが困らないように決意を持てというご指摘でございます。もちろんそういうつもりで、ただ、どういう方法があるのかについては、本当に難しい問題が山積しますが、何とかできる努力はしてまいります。
- **〇議長(吉田数博君)** 産業振興課長。
- ○産業振興課長(高倉敏勝君) 賠償の件でございますが、双葉の様式については私も確認をしております。私のほうの担当も集まって、確認させていただいております。それがどういうふうな形でいくかは別にしまして、我々産業振興課の賠償担当班としては、今までのような形で、ご相談に乗っていきたい。それから、先ほど言いましたように、支援機構と一緒に歩いてそこで相談を受けるというふうな形で現在は考えてございます。
- 〇議長(吉田数博君) 以上で20番、馬場績君の一般質問を終わります。 20番。
- **○20番(馬場 積君)** 以上で馬場績の一般質問を終わりますけれども、ホールボディーカウンターの検出限界値については、上げるんではなくて引き下げて正しく検査できるようにお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。
- ○議長(吉田数博君) 通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(吉田数博君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 本日はこれで散会をいたします。

なお、あすは午前9時から本会議を開きますのでよろしくお願い 申し上げます。

(午後 4時04分)

1 2 月定例町議会

(第2号)

平成23年浪江町議会12月定例会

議 事 日 程(第2号)

平成23年12月14日(水曜日)午前9時開議

日程第	1	議案第63号	町長等の給与の特例に関する条例の一部改工によいて
			正について
日程第	2	議案第64号	職員の給与に関する条例の一部改正につい
			7
日程第	3	議案第65号	職員の給与に関する条例の一部を改正する
			条例の一部改正について
日程第	4	議案第66号	浪江町税条例等の一部改正について
日程第	5	議案第67号	浪江町国民健康保険税条例の一部改正につ
			いて
日程第	6	議案第68号	平成23年度浪江町一般会計補正予算(第
, , ,,,			6 号)
日程第	7	議案第69号	平成23年度浪江町国民健康保険事業特別
P 17 70	•	mx / C / J O O · J	会計補正予算(第2号)
ы 10 <i>к</i> ж	0	***	
日程第	8	議案第70号	平成23年度浪江町国民健康保険直営診療
			施設事業特別会計補正予算(第2号)
日程第	9	議案第71号	平成23年度浪江町公共下水道事業特別会
			計補正予算 (第2号)
日程第1	0	議案第72号	平成23年度浪江町農業集落排水事業特別
			会計補正予算 (第2号)
日程第1	1	議案第73号	平成23年度浪江町介護保険事業特別会計
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	補正予算 (第2号)
日程第1	2	議案第74号	工事請負契約の変更について
口性护士	4	哦采 另 / 4 /	上ず明只大別の多叉にフいて

出席議員(20名)													
1番	愛 澤	格	君		2番	山	崎	博	文	君			
3番	山本	幸一郎	君		4番	吉	田	数	博	君			
5番	若 月	芳 則	君		6番	横	Щ	精		君			
7番	渡邉	文 星	君		8番	泉	田	重	章	君			
9番	橋 爪	光雄	君	1	0番	田	尻	良	作	君			
11番	渡 部	貞 信	君	1	2番	鈴	木	辰	行	君			
13番	佐 藤	文 子	君	1	4番	紺	野	榮	重	君			
15番	佐々木	恵寿	君	1	6番	小	黒	敬	三	君			
17番	勝山	一美	君	1	8番	三	瓶	宝	次	君			
19番	佐々木	英 夫	君	2	0番	馬	場		績	君			
欠席議員((0名)												
									-				
地方自治法		:の規定に	こより				で職	氏名					
町	長			副	町	長							
	馬場	有	君			上	野	晋	平	君			
教	育 長			代	表監査								
t.,t	畠 山	熙一郎	君			山 	内	清	隆	君			
総務課	長兼会計行			企	画調整								
o., →.	根岸	弘 正	君		_ ,, ,, ,,,	谷	田	謙		君			
税務	課長			住	民生活			_					
-t- Me I-	大浦	泰 夫	君	-1.		植	田	和	夫	君			
産業振	興課長	t it mitt		建	設課	•							
	高 倉	敏 勝	君	Let		原		芳	美	君			
福祉こ	ども課長	\data		教	育総務								
	木村	潔	君		VE VV 35	屋	中	茂	夫	君			
上下水	道課長	VI. VI.		生	涯学習			حادات	ali sea				
6th	星	光美	•	76 F		島	田	龍	郎	君			
健康保	:険課長兼済			務 長									
	紺 野	則夫	君										
中女 カナル	III ## 1 -2 -	大の時に	h										
職務のため		自い職氏	名	-11-		≑ ⊓							
争務	局長	ᄣᆇ		書		記迹		**	<u> </u>				
-#-	宮口	勝美				瀧		美色	上江				
書	記	\											

鈴 木 清 水

◎開議の宣告

○議長(吉田数博君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

〇議長(吉田数博君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎9月定例会での議事進行について

〇議長(吉田数博君) ここで、議事に入る前に9月定例会の際の馬場議員の一般質問中における勝山議員の議事進行の件について、議会 運営委員会の協議を経て一定の結論を得たので報告をいたします。

そもそも議事進行に関する発言は、議事進行上の問題について議長に対し、質疑や注意または希望を述べるためのものであります。今回の議事進行については、馬場議員の質問が重複なのではないかという点と、不穏当な発言があったのではないかという2点について、議長がなんら行動を起こさないことに対する注意であったと思います。これに対しては直ちに休議し、議運を開催し意見を聞いた上で議事として、重複問題とは言っても、各人の切り口の違い等により、議長としての発言を止めることは不可能である。各議員の良識を信じ、本会議について許可をした旨を報告し、議事を進めた経緯にあります。

よって、このことに関して議事整理上がなされていると判断をしております。

残るは馬場議員の不穏当な発言と勝山議員の馬場議員の猛省を促すと言う発言の問題であります。馬場議員に対しても今後このような発言がないよう口頭で注意を申し上げました。

また、勝山議員に対しても、議事進行とは、あくまで議長に対するものであり、質問者に対するものではないということから、口頭注意を申し上げました。9月議会における一連の問題につきましては、議会運営委員会での審議も踏まえこのように対処しましたので、ご報告を申し上げます。

なお、今後ともスムーズな議会運営に努めてまいりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

◎議案第63号から議案第74号一括上程、説明

○議長(吉田数博君) お諮りいたします。日程第1、議案第63号から、 日程第12、議案第74号まで一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。

よって日程第1、議案第63号から日程第12、議案第74号までを一括議題といたします。

日程第1、議案第63号 町長等の給与の特例に関する条例の一部 改正について、町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第63号 町長等の給与の特例に関する条例 の一部改正についてご説明いたします。

本案は、町長等の給料月額特例期間が平成23年12月15日までとなっていることから、改めて平成24年1月1日から年度末の3月31日まで町長等の給料月額を減額するため、本条例を改正するものであります。町長については、本来支給額の50%を減額、副町長、教育長については、それぞれ30%を減額するものであります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- ○議長(吉田数博君) 日程第2、議案第64号 職員の給与に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告に準じ、職員が退職した場合の給料月額を死亡した場合を除き日割り計算とするため、所要な改正を行うものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

- **〇議長(吉田数博君)** 内容説明、総務課長。
- ○総務課長(根岸弘正君) それでは、資料の条例新旧対照表によりご 説明を申し上げます。

第7条の第2項になります。「病気のためその職に耐えず退職を したとき、又は」を削るものであります。これは職員が死亡以外で 退職した時には給料額を日割り計算にするように改めるものであり ます。

次に、別表第1の改正であります。今回の改正につきましては、 2級77号級以上、3級61号級以上、4級45号級以上、5級37号級以 上、6級29号以上になります。

行政職級等の該当者につきましては、163名でございます。うち今回の改訂による該当者は78名ということであります。全体の改定率は0.2%ということになりまして、1人当たり月額628円であります。今回の予算の影響額になりますが、月額で12万9,527円となります。

附則でありますが、これは平成24年1月1日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

O議長(吉田数博君) 日程第3、議案第65号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第65号 職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告に準じて給料構造等における経過 措置額を引き下げるため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

- **〇議長(吉田数博君)** 内容説明、総務課長。
- **〇総務課長(根岸弘正君)** それでは、資料の新旧対照表によりご説明 を申し上げます。

本改正は平成19年3月31日に給料等の改正がございました。そのための経過措置の改定であります。附則第7号の給料の切り替えに伴う経過措置の改正でありまして、経過措置額を引き下げるためのものであり、100分の99.42を100分の98.93に引き下げるものであります。この改正による対象者は45名でありまして、その平均引き下げ額は、1人475円となります。

附則でありますが、この条例は平成24年1月1日から施行するものであります。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉田数博君) 日程第4、議案第66号 浪江町税条例等の一部 改正について、町長から提案理由の説明を求めます。 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第66号 浪江町税条例等の一部改正について説明をいたします。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応として、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号)により地方税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細については、税務課長が説明いたします。

- **○議長(吉田数博君)** 内容説明、税務課長。
- ○税務課長(大浦泰夫君) 議案第66号 浪江町税条例等の一部改正について。資料の浪江町税条例新旧対照表によりご説明いたします。

1ページをお開きください。第1条関係です。第26条は町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料3万円以下から10万円以下に改正するものであります。

34条の7は、寄附金税額控除を5,000円から2,000円に改正するものでございます。

2ページをお開きください。第3号第2項は、寄附金税額控除を5,000円から2,000円に改正したことによる条例の字句の改正であります。

3ページをお開きください。第36条の3は、所得税に係る更正又 は決定事項の申告義務で規定するとした字句の改正であります。

36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料で、「納税義務者の内」を「納税義務者が」に字句の改正をするものであります。

過料については3万円以下から10万円以下に変更するものであります。

4ページをお開きいただきたいと思います。第53条の10は、退職所得申告書の不提出に関する過料であります。過料の額は3万円以下から10万円以下に変更するものであります。

第61条第9項は、地方税法の条文に係る変更で、固定資産税の住宅用地の課税標準の特例であります。

同じく10項も地方税法の条文に係る変更で、固定資産税の小規模住宅用地の課税標準の特例であります。

第65条は、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料で、 3万円以下から10万円以下に変更するものであります。

5ページ、第75条は、固定資産税に係る不申告に関する過料で、 3万円以下から10万円以下に変更するものであります。

第88条は、軽自動車税に係る不申告等に関する過料で、3万円以下から10万円以下に変更するものであります。

第100条の2については、たばこ税に係る申告に関する過料で、 10万円以下の過料を科すると新設したところでございます。

6ページをお開きください。第105条の2は、鉱産税に係る不申 告に関する過料で10万円以下の過料を科すると新設したところでご ざいます。

第107条は、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料で、 3万円以下から10万円以下に変更するものです。 第133条は、特別土地保有税の納税管理人に係る申告に関する過料で、3万円以下から10万円以下に変更するものです。

7ページをお開きください。第139条の2は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料で、10万円以下の過料を科すると新設したところでございます。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例の 条文であります。

8ページをお開きください。第8条は肉用牛の売却による事業所 得に係る町民税の課税の特例であります。

免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合につきましては、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえで、その適用期限を平成27年度まで延長するとしたところでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。第10条の2第3項は、 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとす る者がすべき申告で、高齢者の住居の安定確保に関する法律に規定 する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産 税の減額措置について、対象サービス付き高齢者向け住宅である一 定の貸家住宅とした上で、その対象資産の新築期限を平成25年3月 31日まで延長したことによる条文の改正であります。

第16条の3第3項は、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の 課税の特例であります。平成21年4月1日から平成23年12月31日ま での間の上場株式等の配当所得に対する3%の軽減税率の特例を2 年延長することとした改正です。

11ページをお開きください。第16条の4第3項第2号は、土地の 譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例であります。平 成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の譲渡所得に対する 3%の軽減税率の特例を2年延長することとした改正です。

12ページをお開きください。第17条第3項第2号は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例であります。平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の長期譲渡所得に対する3%の軽減税率の特例を2年延長することとした改正です。

13ページをお開きください。第18条第5項第2号は、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例であります。平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の短期譲渡所得に対する3%の軽減税率の特例を2年延長することとした改正です。

第19条第2項第2号は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町 民税の課税の特例であります。平成21年1月1日から平成23年12月 31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%軽減税率の特例を2年延長とする改正であります。

14ページをお開きください。第20条の2第2項第2号は先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例であります。平成21年1月1日から平成23年12月31日までの先物取引に係る雑所得の3%軽減税率の特例を2年延長することとした改正であります。

15ページをお開きください。第20条4第2項第2号は条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例であります。平成21年1月1日から平成23年12月31日までの条約適用利子等及び条約適用配当取得の3%軽減税率の特例を2年延長することとした改正であります。

同条第5項第2号は条約適用配当等に対し、所得割の納税義務者が支払いを受けるべき条約適用配当額は平成21年1月1日から平成23年12月31日までの条例適用配当等の3%軽減税率の特例を2年延長することとした改正であります。

次に、16ページをお開きください。第2条関係の浪江町税条例の 一部を改正する条例であります。

17ページ、第2条第9項は、個人の町民税に関する経過措置であります。上場株式等の配当所得については平成25年12月31日まで町民税の軽減税率を1.8%の特例を2年延長することとした改正であります。

同条16項は、上場株式等の譲渡については平成25年12月31日まで町民税の軽減税率1.8%の特例を2年延長することとした改正です。

18ページ、同条21項は条約適用配当等については、平成25年12月 31日まで町民税の軽減税率1.8%の特例を2年延長することとした 改正であります。

次に、第3条関係の浪江町税条例の一部を改正する条例であります。18ページ、第1条第1項第4号は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日と改正したところでございます。

新旧対照表につきましては、以上であります。

条例の附則でありますが、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、寄附金税額等における特例控除額の特例、上場株式等に係る配当所得にかかる町民税の課税の特例、土地の譲渡等、長期譲渡、株式等に係る譲渡所得、先物条約利子に係る町民税の課税の特例、保険料に係る個人の町民税の課税の特例は、平成24年1月1日から施行することとしたところでございます。

第1条第1項第2号の各税目の不申告に関する条例に関しては、

公布の日から起算して、2月を経過した日としたところでございます。

同条第3号の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関しては、施行期日を平成25年1月1日からとしたところでございます。

第2条第1項は、町民税に関する経過措置であり、寄附金税額控除については、町民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する寄附金について適用することとしたところでございます。

同条第2項は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、平成25年度以後の年度分の個人町民税について適用し、平成24年度分までの個人の町民税については、なお、従前の例によるところとしたところでございます。

第3条につきましては、固定資産税について、平成23年度以後の 固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税につい ては、従前の例によるところとしたところでございます。

同条第2項の高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税については、平成23年10月20日以後に新築される住宅に適用し、平成24年度以後の年度分に係る固定資産税について適用することとし、以前については、なお従前の例によるところでございます。

第4条は、罰則に関する経過措置でございます。この条例の施行前にした行為は、なお従前の例によることとされる町税に係るこの条例の施行後した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるところとしたところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(吉田数博君) 日程第5、議案第67号 浪江町国民健康保険税 条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第67号 浪江町国民健康保険税条例の一部 改正について説明をいたします。

本案は、浪江町国民健康保険の運営に要する費用額の見込みに基づき、賦課すべき国民健康保険税の税額の改正を行うため、浪江町 国民健康保険税条例の一部の改正を行うものであります。

詳細については、税務課長が説明いたします。

- **〇議長(吉田数博君)** 内容説明、税務課長。
- ○税務課長(大浦泰夫君) 議案第67号 浪江町国民健康保険税条例の 一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成23年度の浪江町国民健康保険特別会計より示されました医療分、介護分、後期高齢者支援金分について、必要予算額を確保するため案分率を改正し、国民健康保険税の課税を行うものであります。

それでは、議案第67号の資料でご説明いたします。資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、平成23年度国保税賦課基礎資料の医療一般分について ご説明いたします。

収納予算額でありますが、国保特別会計の中で税収として必要な額は、4億5,952万2,298円であります。収納率99%に見込みまして、調定見込額4億6,416万3,937円であります。

それに低所得世帯減額と限度超過軽減額の計8,798万5,180円を加えた課税算定総額5億5,214万9,117円を算定します。

中断に移りますが、標準算定額を所得割額、資産割額、被保険者 均等割額、世帯別平等割額に分割し、これに地方税法で規定されて いる標準割合によりまして標準割合額を算出します。標準割合額を 算定基準で除して算定税率を算出いたします。

所得割額につきましては、国保の被保険者の所得により算出され、 税率7.15%により、前年度税率5.85%に対しまして1.30ポイント増 となります。

資産割額につきましては、算定税率26%となり前年度の31%に対し5ポイントの減となります。

次に、被保険者均等割額については、本年11月30日現在で4月1日に国保の資格を有する被保険者6,670人により、算出する1人当たり算定税率2万8,800円となり、前年度と比較して2,300円の増となります。世帯別平等割額についても同様の国保の資格を有する世帯数3,484世帯により算出され、1世帯当たり2万4,200円となり、前年度と比較して1,000円の増となります。

次に、右上の低所得世帯減額でありますが、第1軽減につきましては、所得が33万円以下の世帯に対し、均等割額、平等割額それぞれを7割軽減するものであります。

第2軽減につきましては、24万5,000円に世帯主以外の世帯被保険者数を掛けまして、それに33万円をプラスした額より所得金額が以下の世帯に対して均等割額と平等割額、それぞれ5割軽減をするものでございます。

第3軽減につきましては、35万円に被保険者数を掛けまして、それに33万円プラスした額より、所得金額が以下の世帯に対して均等 割額、平等割額それぞれを2割軽減するものであります。 軽減対象は、均等割額で3,150人、平等割額で1,720世帯、軽減額の合計は7,116万9,060円となります。この算定による平成23年度の医療一般分における平均負担額は、1人当たり6万9,590円、世帯当たりで13万3,227円となり、前年度と比較して1人当たり5,026円、世帯当たりで9,794円の増額となります。

次に、資料の2ページをお開きください。賦課基礎資料の介護分ですが、医療一般分と同様の方式より算定したものであります。所得割額の算定税額は2.05%となり、前年度と比較して0.4ポイントの増額となります。

資産割額は8%となり、前年度と比較して2ポイントの減となります。

次に、被保険者均等割額は、被保険者1人当たり1万400円で前年度と比較して300円の増となります。世帯別平等割額は、1世帯当たり6,200円で、前年度と比較しまして400円の増となります。

次に、右上の低所得世帯減額でありますが、軽減対象は均等割額で1,461人、平等割額で1,124世帯、軽減額合計で1,221万9,460円となります。この算定による平成23年度の介護分の平均負担額は1人当たり2万5,255円、世帯当たり3万4,159円となります。前年度比で1人当たり1,168円の増、1世帯当たり1,660円の増となります。

次に、資料の3ページをお開きください。賦課基礎資料の支援金 一般分についてであります。支援金一般分についても医療一般分、 介護分と同様の方式により算定したものであります。

所得割額の算定税額は2.25%と前年度と比較して0.3ポイントの増となります。資産割額は8%であり、前年度と比較して2ポイントの減となります。

次に、被保険者均等割額は、被保険者1人当たり9,000円で、前年度と比較しまして200円の増となります。

世帯別平等割額は、1世帯当たり7,600円となり、前年度と比較して200円の減額となります。

次に、右上の低所得世帯減額であります。軽減対象は均等割額で 3,150人、平等割額で1,720世帯、軽減額合計で2,227万4,340円となります。

この算定による平成23年度の支援金分の平均負担額は1人当たり2万1,556円、世帯当たり4万1,268円となります。前年度比で1人当たり621円の増、世帯当たり1,244円の増となります。

以上でありますが、平成23年度の国保税全体では1人当たり負担額が11万6,401円、世帯当たり負担額で20万8,654円となります。 この負担額を平成22年度に比較しますと、1人当たりの負担額で 6,815円、6.2%の増。世帯当たり負担額で1万2,698円、6.4%の増 となります。

次に、附則でありますが、第1項は施行期日でありまして、この 改正条例は公布の日から施行するものです。

第2項は、適用区分でありまして、改正後の条例の規定は平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については従前の例よるとしたところでございます。

議案第67号条例改正案、新旧対照表はただいまの説明による税率 に改めるものでありまして、重複いたしますので説明を省略させて いただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(吉田数博君) 日程第6、議案第68号 平成23年度浪江町一般会計補正予算(第6号)、町長から提案理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第68号 平成23年度浪江町一般会計補正予 算(第6号)についてご説明いたします。

本案は、町民の生活支援、安全対策等のため、歳入歳出それぞれ 3億1,758万3,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、庁舎移転に伴う行政機能維持経費や災害弔慰金町負担等として特例交付された特別交付税12億9,963万2,000円。 行政機能応急復旧補助金1億118万5,000円、小中学校準要保護児童生徒就学援助費1億462万円などであります。

歳出の主なものは、総合行政システム復旧委託料ほか、情報管理 委託料1億2,957万7,000円、全世帯へ配布する線量計の購入費2億 4,749万1,000円。ホールボディカウンター購入費4,725万円などで あります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

- **○議長(吉田数博君)** 内容説明、総務課長。
- ○総務課長(根岸弘正君) それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でありますが、款9地方特例交付金、今回の補正額が314万7,000円になります。これは子ども手当特別措置分が増額になったものでございます。

次に、款10地方交付税、今回の補正額が12億9,964万4,000円、特別地方交付税12億9,963万2,000円の補正増になります。

補正後の特別交付額が18億1,643万2,000円となります。

次に、款12分担金及び負担金になります。農業費分担金で189万

4,000円の減額、基幹水利施設管理事業受益者分担金の減額でございます。

次に10ページになります。款14国庫支出金、節1社会福祉費国庫 負担金で150万円の補正減、更生医療費の減でございます。節2児 童福祉国庫負担金で1,000万円の補正減、保育所運営費国庫負担金、 認定こども園の補正減でございます。補正減と合わせて広域入所の 補正増が入っています。その増減で1,000万円の補正減となります。

款14国庫支出金、項2国庫補助金であります。民生費国庫補助金の社会福祉国庫補助金でありますが、144万5,000円の補正増。主なものは障がい者等災害臨時特例交付金158万4,000円の補正増。これは障がい者施設の入所者の食費等の助成等でございます。

目 2 衛生費国庫補助金で297万6,000円の補正増であります。合併 処理浄化槽設置事業交付金、これは現年度分で100万円の減、過年 度分で397万6,000円の補正増ということでございます。

次に、目4教育費国庫補助金、節1小学校費国庫補助金で5,463万7,000円、これは準要保護児童就学援助費ということで、これは震災等による特例措置による補助金の対象の拡大によるものでございます。節2中学校費国庫補助金4,998万3,000円これも内容的には同じでございます。節3幼稚園費国庫補助金470万8,000円、幼稚園就園奨励費ということで、対象園児の増によるものでございます。

次に、目5総務費国庫補助金であります。市町村行政機能応急復旧補助金ということで1億118万5,000円でございます。これは住民基本台帳情報系サーバー更新、LGWANの移設による補助金でございます。国の第三次補正にかかわる補助でございます。

次に、款15県支出金、目2民生費県負担金、節2児童福祉費県負担金で600万円の補正減であります。保育所運営費県負担金、これは認定こども園の補正減、合わせて広域入所認定補正増ということで、トータルで600万円の補正減ということでございます。

次に、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金であります。1,047万2,000円の補正増であります。大きなもので重度障がい者支援事業費936万3,000円、これは医療費の無料化等による減額になります。仮設住宅等緊急通報設備設置事業補助金で388万5,000円の増、これはアイネットの設置費等であります。仮設住宅等訪問介護安心サービス事業補助金、訪問介護等でありますけれども150万8,000円の補正増。仮設住宅等生きがい活動支援事業補助金486万6,000円、これは閉じこもり対策事業補助金でございます。仮設住宅移動販売事業補助金ということで332万6,000円の補正増。緊急避難時要援護者受入グループホーム等事業者補助金574万9,000

円の補正増でございます。

次に12ページの目 4 労働費県補助金であります。補正額が3,748万8,000円、ふるさと雇用再生特別基金事業費115万3,000円の補正増、緊急雇用創出基金事業費3,633万5,000円でございます。追加事業分あるいは過年度事業分の補正増でございます。

目 5 農林水産業費県補助金であります。今回の補正額が859万 4,000円の補正減でございます。

国営造成施設管理体制整備促進事業費520万2,000円の補正減、これは管理に関するもので補正減でございます。

基幹水利施設管理事業費ということで339万2,000円の補正減、これは事業休止による減でございます。

目10電源立地地域対策交付金、補正額が1,205万2,000円の補正増であります。これは初期対策部分としまして8,782万1,000円の補正減、給付金分としまして9,677万6,000円の補正増ということで、差し引き1,205万2,000円の補正増でございます。

13ページ、款16財産収入でございます。財産貸付収入で368万5,000円の補正減、震災による財産収入の補正減をみております。

次に、款18繰入金であります。基金繰入金の財政調整基金繰入金でありますが、今回の補正額5億7,500万円ということで、すべて繰り入れしないということでございます。補正後の財調の残高が10億9,516万1,000円となります。

目 2 地域福祉基金繰入金であります。3,000万円の補正減ということで、補正後の残高が 1 億3,599万7,000円でございます。

目3地域振興基金繰入金2,000万円の補正減です。補正の残高が 1億1,620万円となります。

次に、14ページの雑入であります。今回補正額が574万2,000円、 内訳が原子力立地給付金で310万3,000円の補正減であります。これ は一括して町のほうの交付金としていただくという中での補正減で あります。コミュニティーセンター助成事業補助金の180万円の補 正増、これは津島地区自主防災会の備品購入に対する補助でござい ます。町有牛清算金ということで682万6,000円の補正増、これは町 の町有貸付牛の清算金でございます。

次に、款21町債であります。歳入欠かん債6億1,000万円の補正減でございます。歳入欠かん債を廃止するというものでございます。 次に、歳出でございます。人件費につきましては説明を省略させていただきます。

17ページをお開きいただきたと思います。総務管理費の目5財産 管理費であります。12役務費の200万円の補正減であります。保険 料ということで庁舎等公共施設火災保険料の補正減。14使用料及び賃借料で223万5,000円の補正減ということです。中央監視設備リース料180万円の補正減、これは更新を中止したことによる補正減でございます。

次に、目6企画費であります。負担金補助及び交付金で180万円の補正増、コミュニティーセンター助成事業補助金ということで、 津島地区自主防災会の備品購入でございます。

目7情報管理費であります。12役務費で347万1,000円の補正減であります。大きなものは通信運搬費350万円の補正減でございます。決算見込みによるものでございます。13委託料1億2,957万7,000円でございます。インターネット保守委託料、これは減額補正でございます。大きなものではLGWAN設備保守委託料、総合行政システム復旧及び環境構築委託料ということで、住民基本台帳のシステム更新等の委託料でございます。14使用料及び賃借料で2,040万円の補正減であります。住民情報システム共同利用料で2,160万円の補正減でございます。共同利用中止による減でございます。NTTサーバー室使用料ということで120万円の補正増、配信の使用料でございます。18備品購入費3,150万円、サーバー機器の備品購入であります。インターネットのサーバーの更新によるものでございます。

目14国際交流費、今回の補正額は580万3,000円でございます。興 化市との青少年交流等の減額によるものでございます。

目15原子力広報安全等対策交付金事業費1,661万8,000円の補正減 でございます。事業の縮小によるものでございます。

次に20ページ、目24仮庁舎管理費でございます。2,390万円の補正増でございます。11需用費4,100万円、燃料費でございます。出張所灯油代等の補正増でございます。12役務費2,280万円の補正増、通信運搬費で2,000万円の補正増であります。補正後の通信運搬費が3,560万円ほどになります。手数料で280万円の補正増、これは公用車の整備等の補正増でございます。13委託料350万円の補正減、仮庁舎運営委託料、警備委託料等でございます。

次に、22ページに移ります。項4選挙費、5農業委員会委員一般 選挙費ということで、今回240万5,000円の補正減でございます。選 挙の延期ということでの補正減でございます。

次に24ページ、3民生費、項1社会福祉費の中の節19負担金補助及び交付金324万6,000円補正増であります。大きなもので障がい者等災害臨時特例補助事業補助金ということで200万円の補正増、障がい者施設の入所者に対する食費の助成でございます。20扶助費で

4,800万円の補正減、重度心身障がい者医療費で4,500万円の補正減、 これは医療費の無料化によるものでございます。更生医療給付費で 300万円の補正減でございます。28繰出金で1,018万8,000円、国保 会計への繰出金でございます。

目2老人福祉費でございます。13委託料345万円の補正増であります。大きなもので緊急通報システム事業委託料、これはアイネットの委託料でございます。150台ほど予定してございます。仮設住宅等生きがい活動支援事業委託料、これは閉じこもり予防事業ということで、1カ月4日利用ということで、利用者30人を見込んでございます。次に、節19負担金補助及び交付金907万5,000円の補正増であります。仮設住宅移動販売事業補助金ということで移動販売用のリース車4台分を予定しております。緊急避難時要援護者受入グループホーム等事業者補助金ということで、グループホーム16施設を予定しているところであります。28繰出金241万5,000円、介護保険特別会計繰出金でございます。

27ページになります。目8災害救助費になります。7賃金1,449万3,000円ということで、緊急雇用対策の賃金の増額でございます。9旅費225万円、県外避難者等の交流等の旅費でございます。11需用費2億5,031万3,000円でございます。28ページになります。大きなもので健康福祉課の消耗品費2億4,749万1,000円でございます。これは線量計、7,710世帯分の線量計の購入を予定しているところでございます。12役務費で2,733万3,000円の補正減でございます。一時立ち入り、仮設住宅の入居者通知に対する通信運搬費の補正減でございます。13委託料、5,880万6,000円の補正減でございます。保育所広域入所委託料6,000万円の減額になります。14使用料及び賃借料262万8,000円の補正増であります。自動車借上料140万円、会場借上料180万円、県外の避難者交流会等の予算を計上してございます。

次に、15工事請負費269万円、ホールボディカウンター設置工事でございます。18備品購入費4,725万円、ホールボディカウンター1台分の購入費であります。節20扶助費9,652万5,000円、大きなもので教育総務費分で要保護及び準要保護児童援助費でございます。9,622万5,000円の増を見込んでございます。

次に、32ページをお開きください。項2児童福祉費、目7子育て支援事業費で6,805万6,000円の補正減になります。認定こども園の運営補助金の減額でございます。

次に、33ページ、款4衛生費であります。清掃総務費、19負担金補助及び交付金1,504万3,000円の補正減でございます。双葉地方広

域市町村圏組合負担金。これは塵芥分1,033万3,000円の補正減、し 尿分471万円の補正減でございます。

34ページ、款 6 農林水産業費、目10基幹水利施設管理事業費、13 委託料489万2,000円の補正減、事業休止による補正減でございます。次に、国営造成施設管理体制整備促進事業費であります。補正額が628万6,000円の補正減でございます。これは県管理に移管するということでの補正減でございます。

37ページをお開きいただきたいと思います。款9消防費、1常備消防費であります。負担金補助及び交付金で3,054万4,000円の補正減であります。双葉地方広域市町村圏組合負担金の補正減でございます。

38ページの目 5 防災対策費、補正額が368万7,000円、防災行政無線保守委託料は過年度分になります。これの補正増でございます。

41ページをお開きください。教育費、目2幼稚園振興費であります。今回補正額が1,000万円、これは幼稚園就園奨励費の対象園児の増によるものであります。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。第2表、繰越 明許費の補正でございます。

款2総務費、項1総務管理費、総合行政システム復旧及び環境構築事業で1億3,650万円の繰越明許費を設定するものでございます。 年度内完了が見込めないということでの繰越明許費の設定でございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。廃止ということで歳入 欠かん債6億1,000万円の廃止をするものでございます。

特別交付税等の交付金により、発行がなくても、財政工面ができる見込みとなったための廃止するということでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉田数博君) 日程第7、議案第69号 平成23年度浪江町国民 健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、町長から提案理由の説 明を求めます。

町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第69号 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ7,916万円を増額補正するものであります。

歳入の主なものは、療養給付費等交付金6,563万7,000円、繰入金1,018万8,000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費5,056万9,000円、諸支出金2,840

万3,000円を増額するものであります。

詳細については健康保険課長が説明いたします。

- ○議長(吉田数博君) 内容説明、健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** それではご説明を申し上げます。 4 ページをお開きいただきます。

目1療養給付費等交付金、補正額6,563万7,000円、これは退職被保険者療養給付費として、支払基金からの交付金でございます。

次に、一般会計繰入金、補正額1,018万8,000円、これは平成22年 度分財政安定化支援事業繰入金が主なものでございます。

雑入といたしまして、333万5,000円の補正増、これは診療報酬支払等のシステム変更に伴い、国保連合会からの返還金でございます。 次に、歳出についてご説明いたします。5ページをお開きいただきます。款2保険給付費でございますが、退職被保険者等療養給付費4,711万4,000円を増額するものでございます。続きまして、レセプト件数の増加に伴いまして、審査支払手数料として345万5,000円を増額するものでございます。

6ページをお開きいただきます。国に対する償還金として2,840 万3,000円を増額するものでございます。

- ○議長(吉田数博君) 日程第8、議案第70号 平成23年度浪江町国民 健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)、町長から 提案理由の説明を求めます。 町長。
- ○町長(馬場 有君) 議案第70号 平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本案は、日本医師会からのご厚意により義援金1,200万円を諸収入に追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,638万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、診療所補修工事等による総務費201万円、患者の増加及び施設の充実を図るため、医療用消耗品、医療用備品等の購入として、医業費395万7,000円、予備費に603万3,000円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(吉田数博君) 日程第9、議案第71号 平成23年度浪江町公共 下水道事業特別会計補正予算(第2号)、町長から提案理由の説明 を求めます。

町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第71号 平成23年度浪江町公共下水道事業

特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本案は、国民年金法等の一部改正により、福島県市町村職員共済 組合負担金が変更になる見込みであることにより、関連する予算に ついて補正するものであります。

歳入歳出それぞれ231万8,000円を減額するものであります。 よろしくお願いいたします。

○議長(吉田数博君) 日程第10、議案第72号 平成23年度浪江町農業 集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、町長から提案理由の説 明を求めます。

町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第72号 平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本案は、主に国民年金法等の一部改正により、福島県市町村職員 共済組合負担金が変更になる見込みであることにより、関連する予 算について補正するもので、歳入歳出それぞれ50万3,000円を減額 するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長(吉田数博君) 日程第11、議案第73号 平成23年度浪江町介護 保険事業特別会計補正予算(第2号)、町長から提案理由の説明を 求めます。

町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第73号 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ441万1,000円を増額補正するものであります。

歳入の主なものは、繰入金241万5,000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、総務費206万5,000円を増額するものであります。

詳細については、健康保険課長が説明いたします。

- **○議長(吉田数博君)** 内容説明、健康保険課長。
- ○健康保険課長(紺野則夫君) それではご説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきます。歳入の主なものでございますが、 還付金処理電算委託料等の事務費といたしまして一般会計から206 万5,000円を繰り入れし、雑入として199万6,000円。これは国保連 合会からの入金によるものでございます。

次に歳出についてご説明をいたします。 6 ページ、 7 ページをお開きいただきます。 1 一般管理費として206万5,000円を増額する

ものでございます。主なものといたしまして、介護保険料還付に伴う電算委託料194万3,000円でございます。

続きまして、款 2 保険給付費でございますが、原発事故避難のために在宅での介護減少によりまして、居宅介護サービス給付費 2 億1,104万1,000円、居宅介護福祉用具購入費250万円、居宅介護住宅改修費300万円、居宅介護サービス計画給付費1,000万円、介護給付費概算請求分2,700万円を減額し、施設利用の増加に伴い地域密着型介護サービス給付費900万円、施設介護サービス給付費 2 億7,000万円を増額するものでございます。

次に、介護予防サービス給付費でございまして2,100万円、給付費の減であります。

介護予防住宅改修費150万円、介護予防サービス計画給付費200万円を減額いたしまして、介護予防福祉用具費100万円の増額でございます。

また、一部負担金援助によりまして、高額介護サービス費2,000万円を減額し、また特定入所者介護サービス費8,176万3,000円を減額し、款4地域支援事業費の介護予防支援事業費に185万1,000円、款5諸支出金といたしまして、居宅費・食費等支援費1億円を増額するものでございます。

主なものの説明は以上でございます。

- 〇議長(吉田数博君) 日程第12、議案第74号 工事請負契約の変更に ついて、町長から提案理由の説明を求めます。 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第74号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、地域スポーツセンター建設工事の工事請負契約の変更を行うものであります。

変更の概要は、原発事故等により完成に至らなかったため、契約金額を出来高により減額するものであります。

詳細については、生涯学習課長が説明をいたします。

- **〇議長(吉田数博君)** 内容説明、生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(島田龍郎君)** それでは、内容につきましてご説明申 し上げます。

本案は、浪江特定建設工業共同企業体と平成22年3月25日、15億9,500万円で工事契約を締結いたしましたが、3月11日の東日本大震災及び3月12日以降の東京電力第一原子力発電所事故で警戒区域にあり、平成23年3月25日竣工予定でありましたが、工事を中止せざるを得ない状態となりました。

また、今後でありますが、警戒区域でありますので、立ち入りの制限があり工事ができない状況でありますので、現在までの出来高精算となり、工事請負契約の変更をするものでございます。

変更内容といたしましては、現在までの出来高精算といたしまして、工事請負契約額から3,021万9,000円減額で、変更額が15億6,478万1,000円となります。

よろしくお願いいたします。

○議長(吉田数博君) 以上で、提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

質疑については21日に行います。

◎次回日程の報告

○議長(吉田数博君) 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は、総務常任委員会が15日、19日、午前9時30分から2階第2会議室で、産業建設常任委員会が15日、19日、午前9時30分から3階第3会議室で、文教厚生常任委員会が15日、19日、午前9時30分から3階特別会議室において開会いたしますので、各関係課長等につきましては、委員会への出席要求があった場合にはよろしくお願いをいたします。

また、災害対策特別委員会を20日、午前9時30分から3階特別会議室で開会をいたします。

◎延会について

○議長(吉田数博君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にと どめ延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

〇議長(吉田数博君) よって、本日はこれをもって延会とすることに 決定いたしました。

21日は、午前9時から本会議を開きますので、よろしくお願いをいたします。

(午前10時02分)

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日 (木曜日) 委員会 平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日 (金曜日) 休 会 平成 2 3 年 1 2 月 1 7 日 (土曜日) 休 会 平成 2 3 年 1 2 月 1 8 日 (日曜日) 休 会 平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日 (月曜日) 委員会 平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日 (火曜日) 休 会

1 2 月定例町議会

(第3号)

平成23年浪江町議会12月定例会

議 事 日 程(第3号)

平成23年12月21日(水曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議案第63号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改 正について
 - 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部改正につい て
 - 議案第65号 職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の一部改正について
 - 議案第66号 浪江町税条例等の一部改正について
 - 議案第67号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正につ いて
 - 議案第68号 平成23年度浪江町一般会計補正予算(第6号)
 - 議案第69号 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別 会計補正予算(第2号)
 - 議案第70号 平成23年度浪江町国民健康保険直営診療 施設事業特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第71号 平成23年度浪江町公共下水道事業特別会 計補正予算(第2号)
 - 議案第72号 平成23年度浪江町農業集落排水事業特別 会計補正予算(第2号)
 - 議案第73号 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計 補正予算(第2号)
 - 議案第74号 工事請負契約の変更について
- 日程第 2 発委第 7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁 償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 発委第 8号 浪江・小高原子力発電所誘致決議を白紙撤 回する決議(案)
- 追加日程第1 発議第 3号 東京電力福島原発の廃炉を求める決議(案)
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員(20名) 2番 1番 愛 濹 格 君 Ш 崹 博 文 君 君 3番 山本 4番 博 幸一郎 君 吉 田 数 5番 若 月 芳 君 6番 精 君 則 横 山 君 7番 渡 邉 文 星 君 8番 泉 田 重 章 橋 爪 9番 君 君 光雄 10番 田 尻 良 作 11番 渡部 貞 信 君 12番 木 君 鈴 辰 行 13番 佐藤 文 子 君 14番 榮 君 紺 野 重 恵寿 三君 15番 佐々木 君 16番 小 黒 敬 \equiv 宝 一美 君 君 17番 勝山 18番 瓶 次 19番 佐々木 英 夫 君 20番 馬 場 績 君 欠席議員(0名) 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 副 長 町 長 馬場 有 上 平 君 野 晋 君 教 育 長 代表監査委員 君 畠 山 熙一郎 君 山内 清 隆 総務課長兼会計管理者 企画調整課長 根岸弘正 君 君 谷 田 謙 税務課長 住民生活課長 大 浦 君 君 泰夫 植 和 夫 田 産業振興課長 建設課長 高 倉 勝 君 原 芳 美 君 敏 福祉こども課長 教育総務課長 木 村 潔 君 屋 中 茂 夫 君 生涯学習課長 上下水道課長 君 星 光美君 島 田 龍 郎 健康保険課長兼津島診療所事務長 紺 野 則 夫 君 職務のため出席した者の職氏名 事務局長 書 記 宮口 勝 美 瀧 美佐江 書 記 鈴木清 水

◎開議の宣告

〇議長(吉田数博君) おはようございます。ただいまの出席議員数は 20人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

〇議長(吉田数博君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第1、議案第63号 町長等の給与の特例に 関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。 質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これより、議案第63号 町長等の給与の特例に関する条例の一部 改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第1、議案第64号 職員の給与に関する条 例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

- **○20番(馬場 績君)** 提案理由の説明にもありましたけれども、人事 委員会勧告に基づいて平均10%引き下げるということになります が、引き下げの根拠はどういうことなのか。
- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、総務課長。
- ○総務課長(根岸弘正君) 根拠といいますか、地方公務員の給与につ

いては一定の分析がなされます。給与決定の原則の1の情勢適用の 原則及び均等の原則ということで、今回の人事委員会勧告に準じて 給料を引き下げるというものにしたものでございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 20番。
- **○20番(馬場 積君)** 従来ですと、人事委員会勧告の引き上げ、引き下げのポイントといったものは、民間給与との差額の調整があるわけで、ほとんど連続して引き下げている。 9 月にも 1 回言ったわけですけれども、今回もこういった賃金格差の調整ということが根拠ということになっているのでしょうか。
- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、総務課長。
- ○総務課長(根岸弘正君) そういうことで、民間給与との比較ということでの人事委員会勧告での給料引き下げということになります。また、国におきましては、1万500の民間事業所の給料の実態調査をしております。その中で、これだけの差額だということでの人事委員会勧告ということであります。

ただ、福島県におきましては、今回の震災等によりまして、なかなか実態調査ができないということで、国に準じてということでの福島県への勧告でありました。

- 〇議長(吉田数博君) 20番。
- O20番(馬場 積君) 要するに、人事委員会勧告なるものについては、 国においても、県においても、今の答弁でもおわかりのとおり全く ご都合主義だといわざるを得ないと思うんです。こういう事態だか ら県調査ができないということだというんだけれど、今までの人事 委員会勧告の唯一最大の根拠としてきたのが民間との給与の差額を 調整するということだった。それをやられていないと。実態調査を やっていないのに引き下げると。まったくけしからん状態だと思う んですけれど。

さらに、これは町長に答弁をお願いしたいんだけれど、3月11日のそれこそ我々としては想定外の事態によって、全町避難をしたと。大混乱の中で、若干今落ち着きつつあるけれども、あの混乱の中で職員は、本当に不眠不休の仕事をしてきたと思うんです。それにもかかわらず、実はどうなんだと、引き下げるということは、この事態においてはなおのこと、職員の士気、あるいは町長の言葉で言えば町民との絆を強めると言っているわけだけれども、その町民との一番の接点にいるのは職員だと。不眠不休で震災業務に当たっていると。職員の士気にも影響するのではないか。そういう立場から、提案者である町長は、今回の議案、提案について、総務課長も含めてどういうお考えをお持ちなのかお聞きしておきたいと思います。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁者、町長。
- **〇町長(馬場 有君)** お答えいたします。議員おただしのとおり、やはり職員の士気低下にならないように今後は努めていきたいと考えています。

今、ご指摘のとおり、不眠不休でずっと困難な時に職務を遂行されておるわけでありますけれども、なんとか時間外手当ての関係についても、今後は前の条件に戻すというような状況にも入っていますし、町民の方々の細かな行政をしていくためには、職員の士気が、モラルが大切だと考えております。

- **○議長(吉田数博君)** 他に質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- O議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。 20番。
- **〇20番(馬場 績君)** 議会議員の一人として、やはり認めるわけにはいかないということで、反対の討論をさせていただきます。

今の質疑でも明らかになったとおり、これまでの人事委員会勧告のポイントとしてきた民間給与との差額補正、この調査すらもやっていないと。だから引き下げありきということだと思うのです。

一方では、この大震災、経験したことのないような混乱の中で多 忙を極めて、本当に職員は不眠不休の震災業務に当たってこられた と。中には、体調を悪くして退職をするという職員もいたことはご 承知のとおりです。退職までは至らないけれども、さまざまな精神 的な身体的な障害を病院歩きされるという中で頑張ってきているわ けです。しかも人手はどうかというと、人手が足りなくて県からも あるいは他県からも支援を受けながら震災業務に当たっていると。 その中で給与を引き下げるということになれば、公務員としての士 気は高いとは思うんだけれども、しかし待遇の面で今までよりも条 件が悪くなるということになれば、町長が言うような士気低下にな らないようにしたいということとは、矛盾することになるのではな いか。士気低下にならないようにするためには、今までよりも時間 外も含めて打ち切りというが、ぶった切るという形で支給してきた というのが実態だと思うのです。だから職員には本当にご苦労をか けざるを得ないわけだけれども、ご苦労をかけたらばかけたなりに 上乗せということでなくても、従来よりも条件を悪くするというこ とは私はやってはならないと思うんです。本当に職員とともに頑張 ろうということであれば、こういう提案については見合わせるとい うのが当然ではないかと考えてございます。

本当に職員の気持ちというのは町民に直接伝わるわけだ。かといって、そういう感情をぶつけるわけにもいかない、非常に複雑な立場にあると私は受け止めざるを得ません。甚だ残念な議案であるということをご指摘をして、今回の討論にさせていただきます。

○議長(吉田数博君) 他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第64号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第1、議案第65号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

20番。

- O20番(馬場 積君) これについてもやっぱり問題の議案なんです。 きのうも若干議案調査をしましたけれども、平成19年に職員給与を 引き下げたと。経過措置として、その減額分を補償してきていたと。 ところがこの条例改正案では、それを取り止めて補償してきた分を 引き下げると。減額補償してきた分を引き下げるという案件だと議 案調査の中で理解することができたわけですけれども、そういう中 身で間違いないのか、確認しておきたい。
- 〇議長(吉田数博君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(根岸弘正君) 平成19年4月1日に、給料表の改定がございました。それで今まで現給よりも低くなるという職員については、ある程度の減給補償をするということでおりました。その割合について、今まで99.42ということでやっておったわけでありますけれども、これまでの人事委員会勧告との経過から今回100分の98.93に改めるというようなことであります。
- **〇議長(吉田数博君)** 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。 20番。

○20番(馬場 績君) この議案第64号に共通する問題でありますけれ ども、こういう時代だからこそ、穴埋めした分があるとすればそれ はやっぱり従前どおり補てんをしていくということが大事だと思う んだけれども、補償してきた分を取り上げると。従来の引き下げ分 に戻すということだということですよね。

したがって、もしこういう分の財源に問題がありということであれば、特別調整交付金等も含めてそれこそ特別立法措置を求めていくということも含めて、震災業務の先頭に立っている職員の生活条件を悪化させないという対策を講ずるべきだと。それをそうではなくて、今元に戻すということだからやむをえないということで、そのままやっぱり提案するということについては甚だ遺憾だと思います。従来補償してきた分があるとすれば、こういう震災の中であればこそ、その財政措置も求めて、条件の改悪はやるべきではないと思うわけであります。これも非常に問題のある条例改正だということで、認めるわけにはいかないということを明確に申し上げて討論にしたいと思います。

○議長(吉田数博君) 他に討論ありませんか。[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第65号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 [起立多数]

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第1、議案第66号 浪江町税条例等の一部 改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番(馬場 積君) 議案第66号について質疑をいたします。不申告による過料の引き上げというのが主な条例改正の中身でありますけれども、例えば町民税については不申告加算を3万円を10万円にすると。それからたばこについては、新たに条例を設けて10万円以下の過料を科すという条例改正であります。もちろん不申告というこ

とを容認するということではないということだけ申し上げた上でお尋ねするわけですけれども、これまで不申告は例えば町民税、あるいはたばこ税において、どれぐらいあったのか。あった場合、どういう改善のための取り組みをしてきたのか。さらに今回は、過料の引き上げということなんだけれども、不申告に対して過料の引き上げで、本当に納税者の理解を得られるのかと。行政そのものは、租税民主主義という原則があるわけですけれども、租税民主主義の立場からいっても、過料の引き上げというやり方は問題があるのではないかと思いますがお答えいただきたい。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、税務課長。
- ○税務課長(大浦泰夫君) ただいまの質問に対してお答えいたします。 町民税につきましては、3万円から10万円以下に引き上げ、たば こ税につきましては10万円以下に引き上げと。これにつきましては、 不申告もしくは不提出等があった場合については過料を引き上げる ということでございますけれども、町民税につきましては、今、手 元に不申告の件数等把握しておりませんけれども、不申告等があっ た場合につきましては、再度申告するような方向でお願いしていた 形の中で、申告をできる限りやっていただくような形で誘導してお ります。また、これによりまして納税者の理解が得られないのでは ないかということですけれども、所得が低くても無くても、本来は 申告する義務がございます。

ですから、所得が低い方については申告する必要がないということではなくて、申告することによって、いろんな形の中での低所得者に対する税の軽減なり、あといろいろな福祉関係の軽減の適用ということになりますので、極力申告していただくような形で誘導しております。

- 〇議長(吉田数博君) 20番。
- **○20番(馬場 積君)** 不申告の取り組みに対する考え方の答弁はありましたけれど、今回、町民税の場合は3万円の過料から10万円に引き上げるわけですよ。具体的にお尋ねしたわけですけれどもお答えありませんので再度確認します。

町民税において、申告件数あるいは町のたばこ税における申告の 件数というのは具体的にどれくらいあったのですか。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、税務課長。
- ○税務課長(大浦泰夫君) 町民税に関する不申告の件数ですと手元に調べてございませんので、今答弁は控えさせていただきたいと思いますけれども、私の言いたいことは、たばこ税につきましては、不申告はなかったかと思います。

あと、先ほど再三申し上げましたけれども、申告するということは基本的に事後でございまして、所得がなくても申告する義務がございます。そういった形の中で平等性を保つという観点から、先般地方税法の一部改正がありまして、それに準じまして浪江町のほうも町条例については改正していくと。

今資料が入りまして、町民税の不申告に対する件数が400件となっております。

- 〇議長(吉田数博君) 20番。
- **○20番(馬場 績君)** たばこ税についてはゼロだと。町民税については400。私はやっぱり申告の義務、納税の義務は国民等しく法的義務と思っています。そのことについて、何ら異存はありません。

しかし、今回の条例改正案は、上部法の改正によるものではあるけれども、言ってみれば罰則過料の強化で不申告者をなくすことができるのかと。あるいは租税民主主義という立場から言っても、過料を強化するということは租税民主主義の立場からもけしからんことではないかと。そうではなくて、申告を促すような業務の対応が必要だと。当然のことながら、課長ご存じのように、期限の申告ということも可能なわけですから、そういうことで申告の義務、あるいは納税の義務を果たさせるということで対処するのが、私はやっぱり原理原則であるべきだと。それが一挙にこういう罰則強化という措置を持ち出していることは、甚だ問題ではないかと思うのではないかと思いますけれどもどうですか。

- 〇議長(吉田数博君) 税務課長。
- ○税務課長(大浦泰夫君) 今、議員おただしのとおり、不申告者につきましては、申告していただくような環境づくり、また再三申告していただくような誘導をしながら、まず申告者を少なくする形の中でできる限り努力してまいりたいと思います。
- ○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。17番。
- ○17番(勝山一美君) 今の質疑の中で、町民税400件ぐらい出ているというお話なのですが、これは従来は3万円過料かな。こういう過料に該当したものがあるのかどうか。この400件の中で、町が過料を徴収して、年度ごとになりますからあれですけれども、その辺のあれはどうなっているのかということをお示しできれば。
- 〇議長(吉田数博君) 税務課長。
- ○税務課長(大浦泰夫君) 今までの不申告に関する過料というものは、 今のところは出ておりません。不申告者の中には期限が過ぎて申告 されていない方については、再三個別に呼び出し等いたしまして、

申告していただくような形で努力してまいりました。

また、住民票は浪江町においたままの形の中でも、本人が現在こちらの方にいらっしゃらないとか、長期入院することによって申告できないという方もいらっしゃいますので、それら実態調査の中で、過料を科すのではなくて申告していただくような状況をつくっていくような形で今までも努力してまいりましたので、そういうところに対応するようにしたということです。

- **〇議長(吉田数博君)** 17番。
- O17番 (勝山一美君) 今の答弁よくわかります。私が思うのは、ここ に来て何で3万。要するに3万円があって、それで10万円になる。 これは多分要するに、最後のページに書いてある上の方の法律が変 わったからということだと思うのですが、必ずそうしなくてはなら ないということではないと思うんですね。要するにたくさんあって 違反者が。そしてにっちもさっちもいかない。そういった場合に上 げるか、要するに刑罰を厳しくするというのが通常であるんですね。 ところが今までない。一生懸命努力して、なんとかそういう3万円 の過料を取った部分はほとんどないだろうとは予測しておりました が、ないということなので、ここにきて、我々が現況ものすごい大 変な状況なんですよね。それで町長の考えでは3年ぐらい経ったら 戻りたいということ。この法律ができていれば、我々が帰ったり、 あるいは帰ろうとして、そのあとそれぞれ混乱するわけですよね、 帰っても。その時に申告しないから10万よこしなさいと言うことが できてしまう法律なんですね。私は上部の法律が変わったからとい って、これは保留しておくくらいの、将来浪江に戻って、ある程度 落ち着いた中でそういう不心得の方が出てくるような状況であれ ば、再度本来ならこういった条例を出すと。でなければ従来通りに おくのが私はベターではないかと。ましてや今まで違反はないと。 一生懸命努力していると。その努力に関しては感謝しますよ。また 敬意を払いますが、要するに出す意味がわからないということです。 金額を上げるのに。上位法が変わったから3万円から10万円に上げ るという単純なものでいいのかということをどのように見解として 税務課長は持っているのか。出す意味がないでしょう、今回。どう ですか。
- 〇議長(吉田数博君) 税務課長。
- ○税務課長(大浦泰夫君) 今ご意見いただきましたけれども、私どもといたしましては、町の税条例につきましては、地方税法に基づいた形の中での町条例の制定なり改正だという形で、地方税法とその条例が異なっている形では当然混乱を招く部分も発生するのかと想

定されます。ただ、今回改正いたしますけれども、先ほど来申し上げましたけれども、過料を科することがないような形の中で、我々としては最善を払って努力していきたいと思います。

[「動議」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(吉田数博君)** 20番。
- **○20番(馬場 績君)** 今の課長答弁でもはっきりしましたけれども、 条例改正を提案すると。しかし、こういう過料を科することのない ようにしたいということですから、やっぱり附帯決議を付けるべき ではないかと思います。動議を取り上げていただきたい。
- **〇議長(吉田数博君)** ただいまの動議に対して賛成者。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 賛成者がおりません。

よってこの動議は、採決するにはいきませんので、ご理解いただ きたいと思います。

他に質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

- O議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。 20番。
- **○20番(馬場 積君)** これもやっぱり認めるわけにはいかないという 立場を明らかにせざるを得ません。今、17番議員の指摘でも明らか になりましたけれども、我々がこういう困難な中で、納税課税の問 題に対処しなければならないと。少なくとも町民の生活が安定する までは、これを保留にするとか、あるいは私が今、動議で提案しま したように、この不申告引き上げの実行については、限りなく過料 を科すようにしないという歯止めの措置があってしかるべきだと思 うのです。それが、上位法で改正されたからそのまま議会に提案す るというやり方は、全く今日の事態を認識していないと。町民の心 も体も痛んでいることをきちんと受け止めていないというのではな いかと指摘せざるを得ないのであります。それと、私は税務行政は、 租税民主主義という立場が憲法にも明らかにされている租税の精神 ですから、申告していない人があるとすれば、期限の申告も含めて 改善措置を図ると。そういう行政展開こそ求められると言うことで はないかと思うのです。それが全く事務的、機械的にこういう条例 改正案を出してくるということについては、甚だ私は理解に苦しむ ということもあえて申し上げて、反対の討論にしたいと思います。
- ○議長(吉田数博君) 他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第66号 浪江町税条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第1、議案第67号 浪江町国民健康保険税 条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

20番。

○20番(馬場 積君) この議案は、平成23年度の国保税の賦課の算定 基礎になるものでございます。議案の提案でも若干の説明はありま したけれども、引き上げにはなるけれども、権限によって今年度に おいては徴収しないという議案の提案理由の説明もありました。

しかし、結論はというと引き上げであることには違いないという ことになります。

そこで、これも議案調査の中で確認したことでありますけれども、 調定見込額が4億6,400万円です。それに対して8,700万円の減額措 置があるので、算定総額としては5億5,200万円で賦課算定の基礎 にするということであります。

そこで、今一つの理由としては、医療費の増の問題があります。 これも議案調査の中で明らかになったことでありますけれども、医 療機関においては2億8,000万円、滞納においては1億300万円、支 援については1,200万円、約3億500万円の医療関係費の増が背景に あって、賦課算定の見直しをするということであります。

問題は、こういう状況ですから医療診療費がかさむと。あるいは、 滞納分が増えると。それに伴って高齢者等の負担もありますので、 75歳以上の問題もありますので、支援費についても増えるというこ とはわかりますけれども、この分について、当然のことながら特別 調整交付金という形、措置すべき問題ではないかと思うのです。条 例を改正して、課税基礎を引き上げると。課税はしないけれども、 結果引き上げという条例改正であることには間違いありません。問 題は、この財源の手当てであります。私はこういう事態だから、医 療診療が増えると。介護報酬が増えるというのはやむを得ない事情 があると思うのです。とすれば、その増えた診療諸費については、 特別調整交付金等で充当財源を確保すべきだと思うのですけれど も、財源措置としてどうするのかということをお尋ねしたい。お答 えください。

- 〇議長(吉田数博君) 税務課長。
- **〇税務課長(大浦泰夫君)** お答えいたします。

ただいま財源の確保でございますけれども、財源につきましては、 国保税を全額、9月の減免条例制定の中で可決いただきましたけれ ども、それに伴う減収分といたしまして、国民健康保険災害臨時特 例補助金及び特別調整交付金で、税の減収分を充当するということ で決定しておりますので、そういう形の財源確保はできるかと思い ます。

- **〇議長(吉田数博君)** 20番。
- **○20番(馬場 績君)** 増加した分は補助金、特別調整交付金で全額確保できるということであります。

ただ一つ心配なのは、これがやっぱりベースになって、次年度の 算定基礎にも影響するということは、次年度についてもこの震災は 1年、2年で落ち着くわけはないので、私はやっぱり将来的な問題 として将来というとちょっとスパンが長くなるから。今後のことに 置いて、少なくとも避難が解除する、元に戻る。そういう状態にな るまでは、総額全額国庫による財源措置を図るべきだと思うのです けれども、町長の考えとそれから事務方の取り組みについてお答え いただきたいと思います。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁、町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 我が国、歳計収入といいます。やっぱり一年一年というのが一つの区切り、財政的なものについては区切りだと考えます。

したがいまして、現在の今年で国保の医療関係については来年の2月までということになりますけれども、やはり平成24年度もそういう今までの減免措置をとっていただくように財政当局では強く要請をしてまいりました。そういう結果、平成24年度も平成23年度取られた特別措置の形の中で減免をされると考えております。そういう意味では、議員おただしのとおり、やはり特別調整交付金等、あるいは地方交付税の交付金についても増額をしていただきたいということを今後とも当局に要請してまいりたいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 税務課長。
- ○税務課長(大浦泰夫君) お答えいたします。今、町長も申し上げましたように、現時点の状況のままであれば、当然これは平成24年度

につきましても、引き続き減免の取り扱いという形で国のほうでも そういった考えを持っております。

今後、我々といたしましても状況が改善されない限りは、引き続き減免措置が継続できるよう努力してまいりたいと思います。

○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第67号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数]

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長(吉田数博君) ここで全員協議会開催及び休息のため、10時45 分まで休憩をいたします。

(午前 9時44分)

〇議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前10時45分)

◎議案第68号の質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第1、議案第68号 平成23年度浪江町一般 会計補正予算(第6号)、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番。

〇2番(山崎博文君) 予算書の28ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目8災害給付費、節11需用費、健康保険課分の消耗品費2億4,749万1,000円についてお伺いします。

10月18日の第3回臨時会において、電子式線量計の物品購入契約締結が単価5万5,650円の700台、合計3,895万5,000円で承認されましたが、貸し出しのための線量計は積算線量がリセットできないとか、あるいは使用時間が大体24時間で5日間の貸出期間では毎日充

電が必要とか、利便性が悪いのではないかという声が私のところに は届いております。まずそういった声を認識しているか、お答えい ただきたいと思います。

また、今回の線量計は、単価約3万2,000と思いますが、前回の 単価とは2万円以上の差があります。良いものを安くというのは大 賛成ですが、この2万円の差についてご答弁いただきたいと思いま す。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** 700台の線量計の貸し出しをしておりまして、期間が5日間等、議員おただしのとおりでございまして、 やはり使い勝手が悪いという声は十分に承知しております。

それから、5万5,000円、それから3万1,500円の差額でございますが、やはり線量計を買うに当たって、今までさまざまな線量計を見積もり等々、参考としていただきました。それで簡単で、線量をリアルタイムで計れるもの。それと積算もできる。それから故障に対して即座に対応できるという観点から見積もりをとりました。金額的にも3万1,500円以内で収まるという参考見積もりの中から、今回この予算計上になった次第でございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- ○2番(山崎博文君) それで契約方法についてですが、前回の線量計 購入に関しては随意契約でした。理由は、各メーカーより高い代理 店に問い合わせしたが、700台という数を期限内に納品ができる1 業者があったためと答弁があったと思います。

今回は2億5,000万円弱の予算計上です。事故後、9カ月が過ぎ、各メーカーから多機能の線量計が販売されていると思います。こういった中で、私は額が額だけに一般競争入札にすべきと思いますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** 今現在、一般競争入札でできるかどうか。それから随意契約でやるのかどうかということで、総務課の財政のほうと協議中でございまして、なるべくであるならば、一般競争入札に付したいと考えております。
- 〇議長(吉田数博君) 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** 一般競争入札ということでお聞きしたのですが、 購入に関しては納期は早急に、また国内外問わず、高性能でしかも 後のメンテナンスもしっかりしていると。また、安い業者を確定し ていただきたいと。これは要望で、もし答弁があればお願いします。
- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、健康保険課長。

- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** そのような形で入札を進めたいと考えております。
- **〇議長(吉田数博君)** 他に質疑ありませんか。 13番。
- **〇13番(佐藤文子君)** 3点ほどお伺いしたいと思います。

最初に11ページ、県補助金の中の民生費補助金の中にアイネットの事業補助金ということで、381万5,000円があります。それは仮設住宅等となっていますが、対象者は何人になるのか。それと仮設住宅以外の借り上げ住宅に住んでいる独居の方は少ないと思いますけれども独居高齢者、それから高齢者2人暮らし諸々あると思うのですが、そういった方の対応を今後どうしていくのかということをお伺いしたいと思います。

それから17ページの下から2番目の企画費の中に、コミュニティ助成事業補助金180万円とあるのですが、これ議案説明の時に津島地区と私のメモの中にあるのですが、どういった事業なのか教えていただきたいと思います。

それから最後になりますが29ページ、備品購入費の中にホールボディーカウンターとありますが、この町で購入したWBCをセッティングするということで、県外に避難している町民は、大体いつ頃ホールボディーカウンターによる健康調査が終わるのか。そして県外の人達は、今後どんなふうになるのか。その県外にいる人達が避難先でホールボディーカウンターなり、そういったものを使用して、早めの健康調査をお願いしたいという声がたくさんあります。今後、町ではどういう取り組みをしていくのか、3点ほどお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(吉田数博君) 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** アイネットの部分でございますが、 100人前後を今考えておるような状況でございます。因みに今現在、 アイネットの希望でございますが、20人程度であります。さらに増 えるものと思われますけれども、100人程度を考えております。
- **〇議長(吉田数博君)** 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷田謙一君) 続きまして企画費の中のコミュニティ助成事業について説明申し上げます。津島地区自主防災会での防災セットになっております。津島地区では区長会、8行政区あるのですが、そこの中に防災セットを設置するということで、内容につきましては、折り畳みのリヤカーが8台、発電機が8台、投光器が8台という内容になっております。

以上であります。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **○健康保険課長(紺野則夫君)** ホールボディーカウンターの件でございますが、町で購入して実施する場合につきましては、納入までに2カ月から3カ月ぐらいかかるのかと考えております。

そこで、県内に避難している方について、それも県外も含めてでございますが、案内通知をすべての方に出して、それで町で購入したホールボディーカウンターによりまして、健康審査を実施していただく。それでもって県内のほうに来れないという場合に関しましては、今現在、県のほうと協議いたしまして、早急に浪江町の町民に対しまして、北海道から沖縄までいらっしゃるわけでございますので、その辺については県、それから各ホールボディーカウンターを持っている全国の市町村に対して、検診を早急にできるようにお願いしていきたいと考えております。現在もそのお願いについてはやっておるような状況でございます。

- 〇議長(吉田数博君) 13番。
- O13番(佐藤文子君) アイネットの件なのですが、従来アイネットというのは、固定電話を繋いであったところにあったように記憶しているのですが、仮設住宅には固定電話を入れないで装置が付いているというふうに仮設を訪問したときに建設している方から伺ったことあるんですけれども、今後100人を予定しているということになると、借り上げ住宅に住んでいる方々というのは、案外固定電話を入れてないという方が多くて、携帯電話対応の人がほぼみんなではないかと思うのですね。そういったときに、アイネットというのは、従来のもので使うのか。それともまた、形の違うものが緊急情報というものでできるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから借り上げ住宅の人達にも通知がいっているのかどうか。 希望を取っているのかどうかということをお伺いします。

それと津島の件はわかりましたけれども、津島地区というのは相変わらず線量の高い地域で、いろいろ20キロ圏外であっても、通行証を配布してパトロールとかそういうのを兼ねて自宅に戻る人が多いのですけれども、果たしてそれが健康のためにいいのかどうかということを考えますと、いろいろ個人事業主でお金を出すのはいいのですけれども、ちょっと複雑な面があるなと。これは答弁いらないですけれど、思いました。

それとWBCなんですが、浪江町の場合は津島地区避難のSPE EDIの公表していないという件もありますので、県に脅迫するような勢いで、最優先でやってもらわないと、町民の不安というのは 年齢にかかわらず、やはりかなり月日が経つ事に増加していますので、本当にこれは最優先で急いでいただきたいと思います。重ね重ね県のほうにも要求して、県外の人達の健康調査をお願いしたいと思います。強い姿勢ということを課長にお願いしますので、この点だけ最後に答弁お願いします。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** アイネットの件でございますが、携帯 電話ですべて通報、向こうからの受信もできるようになっておりま す。

それから、借り上げ住宅の部分でございますが、これにつきましては、今後、通知等々差し上げて希望者を募ってまいりたいと考えております。

それから、WBCの県に対する要望でございますが、今までも強く要望してまいりました。今後も強く要望していくつもりでございます。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁、町長。
- ○町長(馬場 有君) ホールボディーカウンターの件についてですけれども、先日、3大臣が来ました。経済産業大臣、原発担当大臣、そして復興大臣です。その中で私が発言したのは、やはり我々はSPEEDIの公開が遅れたために、非常に外部被ばくをしている。それで、先日の訪問調査の結果も4カ月を調査して、やはり私どもの町民の方々が非常に被ばく線量が高い。飯舘村も避難が遅れたために非常に高い数値に出ているということで、そのお話をしてできるだけ早くやっていただきたい。我々今答弁がありましたように、北海道から沖縄まで避難なさっております。県外の方々に対しても、被災地の自治体の協力を得ながら、スピーディーにとにかくやっていただきたいという話をしているところであります。

議員おただしのとおり、健康管理調査については、万全を期して まいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと 思います。

- **○議長(吉田数博君)** 他に質疑ありませんか。 19番。
- O19番(佐々木英夫君) 37ページの19負担金補助及び交付金、町営住宅というのは浪江町内の町営住宅の話だと思うのですが、満期でメーターの取替をするんだと。その負担金だというのですが、この時期にやるべきだったのかどうか。この辺についてお答えいただきたい。
- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、総務課長。

- ○総務課長(根岸弘正君) 検満メーター取替工事負担金でありますけれども、これは今年度やるということではなくて、前年度、平成22年度にやった負担金ということでご理解いただきたいと思います。
- ○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。 20番。
- **〇20番(馬場 積君)** できる限りお尋ねします。14ページ、歳入欠かん債 0 の補正であります。税収はまったくありません。その 0 税収の敢然補てんはできたのかどうか。

それから2点目は27ページ、ここに緊急雇用の予算、民生費、賃 金1,400万円ということで、緊急雇用に対応する予算措置がありま す。これはこれで結構ですが、この事業を大いに利用して、もっと 避難している人達の雇用を増やせないかと。27ページ、民生費、賃 金、緊急雇用の分だという当初の総務課長の説明がありました。そ れで具体的にお尋ねいたします。実はきのうおととい。大平の仮設 住宅に呼ばれまして、結露の問題の現状を調査しました。ちょうど 補修工事の大工さんが、家族の人の話をしていましたけれども、蛍 光灯に屋根の裏の結露が溜まって警報器が鳴りっぱなし。それで警 報器のスイッチは切ったと。それで蛍光灯の笠を外して屋根裏の水 滴をはずした。結露の問題はあちこちで出ています。その工事やっ ているのは、ハウスメーカー業者、地元の人が1人入っていました けれども、ハウスメーカーから1人です。私が行ったときは屋根裏 に断熱材を貼ってそれで水滴を吸着するという工事をやっていたの ですけれども、屋根裏に断熱材を貼り付けたところでぞうきんでバ ケツの水を絞るみたいな話。仮に、屋根裏に貼った断熱材にいっぱ いいっぱいになれば、また水漏れが出てくると。たまたまそこの住 宅には、浪江から避難してきている大工さんもいるわけですけれど も、こんなことを1人2人でやっていったのでは、いつまでかかる かわからないと。そこの住人は、仮設の人は、もうここは引っ越し したいと。ただ、住環境が耐えられなくて引っ越しをするわけだか ら、仮設の移動1回とカウントしてもらっても困ると。そもそもは、 仮設の住環境を改善するということだと。どこに問題があるかとい うと、屋根裏にも断熱材を貼っていないと。換気扇が例えば10の能 力が必要なのに1の能力しかない。換気扇は取り付けてあるだけで、 換気効果が全くないと。それは一個だけではない。別なところにも 行ったら、押入を開けたらここから雨漏りしているんです。これは すぐ担当課長にも報告をしました。ということで、仮設の住環境が ひどいんではないかと。これもそれこそ緊急雇用もそうなんだけれ ども、緊急雇用を使いながら緊急対策としてやるべきではないのか と。そういうことがここに含まれているのか。そのことについてど うするのか。早急な解決が求められます。お答えください。

あとはもう一つに絞ります。補正予算29ページ、民生費、節20扶助費で、ホールボディーカウンターによる検査費30万円の補正増の計上があります。要するに、ホールボディーカウンターの検査料を民生費、扶助費で賄うという予算組みだと思うんです。

そうすると、それ以外の人達はどうなのか。内部、外部被ばくで健康不安におびえていて、ホールボディーカウンター、これも1年かかるか、2年かかるかわからないところが問題なんだけれどもホールボディーカウンターに入ると。その時お金がかかるかということにもなるわけです。ホールボディーカウンターによる扶助費30万円の支出内容はどうなのか。あえて確認しますけれども、全町民ホールボディーカウンターは一日も早く無料検査できるのだと思いますけれども、きっちり確認をしておきます。

それから、町長が答えた県のホールボディーカウンター購入について。関連して一言だけ。県は5台しか買わない。どれだけ県民が健康不安におびえているかわからない。17万人の県民が避難しているという現状にあって、既存のホールボディーカウンターだけでは足りない。5台ではなくて、もっと追加をすべきだと。それから全国の市町村とも連携を取るという答弁が一般質問の時も答弁ありましたけれど、これはなんらかの形でネットワークを作らないと実行性がないのではないかと。全国の市町村と連携を取るというのであれば、もっときっちりとしたネットワークを作るということでこの事業を展開しないと、また後手後手に回ってしまうと思います。今後のことについてお答えください。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁、総務課長。
- ○総務課長(根岸弘正君) 14ページの歳入欠かん債、税収の補てんができたのかということでありますけれども、町の本年度当初予算に18億6,000万円の町税の予算を組みました。それに対しまして、今回の特別交付税の補正後の額が18億1,600万円になっております。おおむね税収分程度の交付税の交付があったと考えております。
- **〇議長(吉田数博君)** 建設課長。
- ○建設課長(原 芳美君) 仮設住宅の結露のご質疑でありますが、議員から個別に話を受けました。その中で、中身としては仮設住宅の修繕というよりは、どちらかといいますと、もう欠陥という認識を持っております。それで仮設住宅の管理センターという部分がございますので、そこにお話をしたところでございます。これからの部分については、今後このような緊急雇用を活用した形の中で修理し

ていく、修繕していくという部分はご提案として受け止めさせてい ただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- ○健康保険課長(紺野則夫君) 29ページのホールボディカウンター検査費の30万円の件でございますが、これにつきましては、現在町と平田村の主要病院と契約を今結んでいるような状況でございます。その中身でございますが、ホールボディカウンターの検査料につきましては18歳未満については無料になった経過がございまして、19歳以上につきましては1万2,000円の半額の6,000円ということで有料になっております。0歳から3歳までの乳幼児についてはホールボディカウンターができないということがございまして、当然その保護者及び同伴者が検査を受けるような状況になっております。その分を町のほうで負担するという契約になっておりまして、6,000円掛ける50人分ということで30万円を計上したわけでございます。

それから、当然ホールボディカウンターについては町で購入した 部分については無料ということで考えております。

それから、県のホールボディカウンターについても現在無料になっております。ただし、一般の病院等で各個人が受ける場合につきましては、18歳以上のものにつきましては有料となっている現状でございまして、これについては当然かかった経費は東電の損害賠償のほうで請求していただくということになっております。

- 〇議長(吉田数博君) 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** ホールボディカウンターのネットワークのこと についてお答えいたします。

新潟医大のほう、それから弘前大学、そしてもちろん地元の福島県立医大、千葉県の放医研、そして茨城県の東海村です。そちらのほうはある程度できておりますので、それを全国に広げるように、強力に要請してまいりたいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 20番。
- O20番(馬場 積君) 47都道府県中、45都道府県に避難しているわけです。これからまた、どうなるかわからないと。増えるとも減りはしないということですから、その人たちがやっぱり安心してホールボディカウンターだけでも大変だけれども、被ばく検査ができるようなネットワークづくり、これはまだやってないから。町が県に働きかける。あるいは環境省なのか、文部科学省なのか、厚生労働省なのかわからないけれども、関係省庁と連携を取ってきっちり安心して被ばく検査できるような態勢をつくらせていく必要があると思

います。これは緊急に行動を起こす必要があると思います。町長もやる気ですから、具体的な行動をすぐ起こすように求めまして、これで私の質問は終わります。

- ○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。 16番。
- O16番(小黒敬三君) 10ページの国庫支出金、衛生費国庫補助金のところで浄化槽の件があるのですけれども、ここで関連しまして、今のインフラの調査ということで支援機構とか、あとは上下水道課のほうで上下水道の調査をしていると思うのですけれども、個人の浄化槽についても当然調査の準備にかかってはどうかと。水道は出たとしても、浄化槽がないと結局生活できないということでありますので、調査の体制準備ですね。そういったものをするかどうか、そこら辺の検討、考えているかお願いします。
- **〇議長(吉田数博君)** 上下水道課長。
- **○上下水道課長(星 光美君)** 浄化槽の調査ということですけれども、下水道と集落排水とともに、生活排水処理については合併浄化槽も処理人口の約26%ほど占めておりますので、今後、被災状況を把握していく必要があると思います。

しかし、個人財産であり、立ち入り等の問題もあります。また、 放射線量等の問題もありますが、その当たりも含めまして、関係者 や各団体と協議しながら、検討していかなければならないと感じて おります。よろしくお願いします。

- **〇議長(吉田数博君)** 16番。
- O16番(小黒敬三君) ということでよろしくお願いします。一応話によりますと、県の浄化槽協会のほうでもそういった協力、当然代償は必要だと思いますので、当然個人の了解は得なければなりませんけれども、協力をするという団体もありますので、よろしくお願いします。以上で終わります。
- ○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。7番。
- **〇7番(渡邉文星君)** 28ページ、項1社会福祉費の需用費、消耗品の 放射線測定器で、先ほど2番議員から質問ありましたけれども、な るべくだぶらないようにしたいと思います。

それではまず先に購入した700個の測定機器の選定にあたり、検 出方法はベータ線かまたはガンマ線か、基本的な認識をお答えくだ さい。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁者、健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** 前の700台に関しましてはガンマ線でございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 7番。
- **〇7番(渡邉文星君)** まさにガンマ線であります。

そこで、測定器は検出方法や形状によって表面汚染測定用、空間線率測定用、積算線測定用のいずれかの目的になっております。また、高い放射線にあたっては危険を伴う。察知した場合はアラーム機能があれば、ある程度の安全性を確保できて利便性が向上します。

そこで、表面汚染測定では、短距離しか飛ばないベータ線を検出する機種が中心であります。さらに、空間線量測定用はガンマ線のみで測定しますのでガンマ線専用の機種が多い。これはそのとおりであると理解していると思います。一般的にベータ線を測定できるメーカーは表面汚染測定です。ガンマ線のみの測定のシンチレーター量は空間線量率、積算量測定と言われていますが、1機種でベータ線、ガンマ線を1回で測定できる優れた機能を持っている機種が長年発売されており、その使用実績も全世界で証明されている機種もあります。もちろん外国製であっても販売やメンテナンスは国内輸入会社が担保していることは言うまでもありません。

したがって、一生ものとして町民が憂慮するためには、全世界で利用実績がある1機種でベータ、ガンマ線を切り替えて測定できるタイプが理想的でありますが、価格の問題もあると思うが、より住民が放射線に対する健康管理をする義務が行政側には求められていると思います。

さらに、先ほどもありましたけれども、町民に貸し出しするために購入した700個については、私も貸し出しを受けて使用いたしました。まさに一日で充電しなければならない。まして積算量については、借りてからその数字を覚えておいて、返してからの数字で引き算、足し算しろと。そんな機種であります。これが行政が買う機種なのかどうか、私は本当に、時間がなかったためとはいえども、なぜこのような測定器を購入したのか。機種選定に問題がなかったか、検証すべきであると考えております。そこで、今回購入する測定器は、住民へ対する機器であり、住民が一生物として利用するものであることから、空間線量測定、積算量測定ができるガンマ線と表面汚染測定ができるベータ線とを検出できる機種を前提に、今回計上されている補正予算の範囲内で目的にあった性能を用意し、かつ住民の利便性を確保できる機種を選定すべきと考えるがいかがか。答弁を求めます。

- 〇議長(吉田数博君) 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** ガンマ線、それからベータ線、これ一緒になっている、どちらも計れるという機種選定は当然考えてきた

ところでございます。

しかしながら、金額的なものがございまして、ガンマ線とベータ 線が交互に計れるような機種をこの予算の中で購入できるかどうか 検討しなくてはならないと思いますけれども、現在、この予算計上 したものについては、あくまでもガンマ線を計れる部分が機種選定 になった予算となっております。

それから、空間線量をリアルタイムでできる。それから即座に積算線量がわかると。それと電池が充電式ではなくて、電池で単3、1本できるような簡単に使用できる線量計を購入したいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 7番。
- ○7番(渡邉文星君) もちろん先ほど2番議員も言ったように、競争入札にかけてしっかりガンマ線とベータ線を計れる機種、そういうものが予算内であればいいわけですから。ない物をまたさらにお金を出してという形ではなかなか今、この厳しい財政状況の中では難しいと私も理解しておりますから、そこはしっかり競争入札をして、いい機種を。これは本当に我々一生物としても住民の方、世帯別に7,710というのは以前の説明で聞いておりますので、この方が一生使えるという機器をしっかり選定していただきたいと思います。よろしくご配慮お願いします。
- ○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これより、議案第68号 平成23年度浪江町一般会計補正予算(第 6号)採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第1、議案第69号 平成23年度浪江町国民 健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第69号 平成23年度浪江町国民健康保険事業特別 会計補正予算(第2号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第1、議案第70号 平成23年度浪江町国民 健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)、これより 質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第70号 平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数]

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第1、議案第71号 平成23年度浪江町公共 下水道事業特別会計補正予算(第2号)、これより質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第71号 平成23年度浪江町公共下水道事業特別会 計補正予算(第2号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第1、議案第72号 平成23年度浪江町農業 集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第72号 平成23年度浪江町農業集落排水事業特別 会計補正予算(第2号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 [起立多数]

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第1、議案第73号 平成23年度浪江町介護 保険事業特別会計補正予算(第2号)、これより質疑を行います。 質疑はありませんか。

20番。

O20番(馬場 績君) 議案第73号、9ページ、居宅費・食費等支援費 1億円。これは償還金利子及び割引料ということになっていますけ れども、目の科目と支出内容、居住費予算や食費等支援費というこ と。節の償還金利子及び割引料という予算の項目からいうと意味不 明なんですけれども、それはどういう中身なんでしょうか。答えをいただきたいと思います。

〇議長(吉田数博君) 暫時休議いたします。

(午前11時29分)

〇議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前11時30分)

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** 9ページの諸支出金、償還金及び還付加算金の中の居宅費・食費等支援費の1億円でございますが、国からの交付分でございましてこれを給付として支払う分ではありません。それで国保連合会のほうに1億円を居宅費、それから食費として支払うお金でございます。
- 〇議長(吉田数博君) 20番。
- **○20番(馬場 積君)** だから県の連合会のほうに支払うお金だとすれば、節の区分のほうはそれでわかりますけれども、どうなんでしょう。居宅費・食費等支援費という予算書で問題がないですか。償還金は償還金。これがちょっと私には理解できませんので、これでいいとするならば、納得できるご答弁をお願いします。もしこれが間違いだとすれば、補正予算の訂正ということになるのではないかと。お答えください。

〇議長(吉田数博君) 暫時休議をいたします。

(午前11時32分)

〇議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前11時35分)

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** ただいまのご質問についてお答えいた します。

この1億円は国保連合会への部分でございますが、連合会のほうで立て替えていただいた金額でございまして、立て替えた分を国保連合会に返還するということでございますので、償還金ということになろうかと考えております。

〇議長(吉田数博君) 20番。

- ○20番(馬場 績君) 款5諸支出金で項1償還金及び還付加算金、項の区分けはそうなっていると、しかし目のところで居宅費・食費等支援費という科目を使って、節の項目は償還金だと。その中身は居住、食費の支援費について国保連合会が立て替えていたお金1億円を償還するという中身なので、この予算書の科目の使い方については問題ないという答弁だったのですが、国保連合会に償還するとすれば、目のところで償還金及び利子割引料とか、あるいは償還金とかという整理をしたほうが我々としては明解なわけですが、私が聞きたいことは先ほどもいいましたが、これで間違いがないと。行政予算書で言えば、こういう作り方で間違いがないと。それをちゃんと理解できない20番、馬場績がちょっとおかしいというのであればそれはそれとして理解しますが、改善の余地があるのではないかと思いますが、どうですか。
- 〇議長(吉田数博君) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(紺野則夫君) 目5居宅費・食費等支援費、ここに償還金という名称が入れば一目瞭然にわかるのかと認識しております。ただ、項のいわゆる支援費で止まっているからということが多分あるかと思いますので、今後についてはここのところに償還金という形で目立てをしたいと考えております。
- ○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第73号 平成23年度浪江町介護保険事業特別会計 補正予算(第2号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第1、議案第74号 工事請負契約の変更に ついて、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これより、議案第74号 工事請負契約の変更についてを採決いた

これより、議案第74号 上事請負契約の変更についてを採決いるします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎発委第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第2、発委第7号 議会議員の議員報酬、 期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とい たします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

「事務局長朗読〕

○議長(吉田数博君) 提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から説明 を求めます。

12番。

「議会運営委員長 鈴木辰行君登壇」

○議会運営委員長(鈴木辰行君) 提案理由書、発委第7号、議会議員 の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正につい て提案理由を申し上げます。

この件につきましては、浪江町議会として改正条例を提出するかどうかを全員協議会に諮ったところ、皆さんの同意を得られたことから議会運営委員会において提案をしたところです。

内容としては、ただいま説明したとおりでありますが、議員が退職したときは、その日まで議員報酬を支給することとし、月の末日まで支給するとき以外は、日割により計算するよう改めるとともに期末手当の支給制限及び一時差し止め制度を新たに加えるための改正であります。

死亡したときの取り扱いについても協議した結果、中途退職同様 に日割計算で支給することで提案しております。

○議長(吉田数博君) 以上で提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第7号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

◎発委第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(吉田数博君) 日程第3、発委第8号 浪江・小高原子力発電 所誘致決議を白紙撤回する決議(案)を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長(吉田数博君) 提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から説明 を求めます。

12番。

[議会運営委員長 鈴木辰行君登壇]

〇議会運営委員長(鈴木辰行君) 提案理由、発委第8号、浪江・小高原子力発電所誘致決議を白紙撤回する決議(案)提案理由を申し上げます。

この件につきましては、昭和42年5月臨時議会において「東北電力株式会社が建設予定の原子力発電所を浪江町に誘致すること。」を全会一致で決議して以来、地域振興の柱として原発推進を進めてきた経緯がある。

しかしながら、平成23年3月11日の東日本大震災を原因とする東京電力福島第一原子力発電所事故により、我が国の原子力安全神話は完全に崩壊した。

これまでの出稼ぎの解消や雇用の確保など地域への貢献度をもってしても、今回の事故により失ったものは計り知れず、町民の暮らしと原発の共生はあり得ないことが明確になったと判断する。

よって、浪江町議会は、これまでの「浪江・小高原子力発電所誘致決議」を白紙撤回することをここに決議するものである。

なお、跡地利用については、今後の復旧・復興にかかわる事項で

もあり、当該関係者との協議を綿密に行うことを要望するものである。皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

内容については、局長説明したとおりであります。

○議長(吉田数博君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第8号 浪江・小高原子力発電所誘致決議を白紙撤回する決議(案)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

○議長(吉田数博君) お諮りいたします。ただいま佐藤文子君ほか8 名から発議第3号が提出されました。

直ちに、議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員の方は2階第2会議室にご参集ください。

なお、ここで昼食休憩のためこれより休議とし、午後1時40分まで休憩といたします。

(午前11時53分)

〇議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前11時53分)

○議長(吉田数博君) ただいま議長として昼食休憩という提案をいたしましたが、審議を続行すべきであるという意見の中で、続行することに決定をいたしました。続行いたします。

議会運営委員会開催のために暫時休議をいたします。

(午前11時53分)

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 0時17分)

○議長(吉田数博君) 資料配付のため暫時休憩をいたします。

(午後 0時17分)

〇議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 0時18分)

◎日程の追加

○議長(吉田数博君) お諮りいたします。

ただいま、提出されました発議第3号、東京電力福島原発の廃炉を求める決議(案)を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。

発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変 更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 追加日程第1、発議第3号 東京電力福島原発 の廃炉を求める決議(案)を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長(吉田数博君) 提出者の13番、佐藤文子君から提案理由の説明 を求めます。

13番。

[13番 佐藤文子君登壇]

O13番(佐藤文子君) それでは、東京電力福島原発の廃炉を求める決議(案)提案理由を申し上げます。

原発事故から9カ月が経った今でも長期にわたり、全町民が県内 外に避難したまま不自由な暮らしを余儀なくされています。

政府は冷温停止状態を原発事故の収束として一方的に発表をいたしました。

しかし、原子炉の内部は冷温停止状態というだけで収束という意味は町民の考え方とあまりにも乖離したものがあると思います。

今後町民がふるさと浪江の帰町として再生を考えるに、安全・安心のまちづくりを帰町の条件とするならば、県内全原発の廃炉は避けて通れないものであり、早期に決断すべき事案と考え、ご提案申し上げます。

皆様、どうぞご理解のうえご賛同よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉田数博君) 以上で提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。 8番。
- ○8番(泉田重章君) 先ほどの決議に続いてこのような提案がなされたわけですが、お伺いしたいのは、この発電所を県内のものを全部止めるということになれば、今、日本全国でこの労働者たちが一生懸命技術力を集めて、安全のために補強しているということで雇用の確保ということも十分行ってきているということでありますが、安全に今動いているもの、またはそれの補修を終わろうとしているものについて、それを止めていろんな県内の雇用状況に影響があるというふうにはお考えですか。
- **〇議長(吉田数博君)** 13番。
- **〇13番(佐藤文子君)** お答えいたします。

私は、今県内の原発と申し上げました。全国は全国の自治体または県で決めるもの、国民が決めるものだと思います。私は、今、提案したのは県内ということになんです。県内で考えますと、昨日の災害対策委員会の中でも、過日3大臣が来福しまして、議長が臨席して資料をもらってきました。その一番最初の資料に、東京電力株式会社福島第二原子力発電所の安全性確保というのが、たまたま一番上に載っているんですね。これは収束の説明に来た資料が一番上に載っている。いかにも作為的で、第二原発は今現在読んでみますと、原子炉で冷温停止して安全機能の多重が図られているとなっています。

いままでよく考えますと、SPEEDIの公表をもっても、今回の収束宣言にしまして、ももろもろ考えて何一つ政府と私たちと信頼関係というものがあったか、成り立っていたか。私は成り立っていなかったと思います。

そう考えますと、第二原発が今冷温停止状態であると。これイコール、果たして信頼のおけない政府との間に、これがずっとこのままの状態でおくかどうかというのは、なんら確信のないことでありまして、先に全体を決めていただけない。国が決めていただければ、わざわざこんな手続きはいらないんです。

ただ、これがこのままにあるということ自体が、私達の町の安全 というものが確保されていないと思います。

それと、雇用の促進をずっと今までしてきました。それは皆さん ご存じだと思います。私ごとになって申し訳ないのですが、私の夫 も第二原発に従事していて、今回全く別な仕事についています。そ ういったことも考えますと、それでは今後第二原発が稼働したとき に、また第二原発を同じように電力供給で稼働するのに従事して皆 さん安心か。これは大変な問題だと思います。

そしてそれと同時に、先ほど可決した白紙撤回する決議の中にも、 まったくこの文言、議運の委員長が申し上げた内容そのまま今の提 案理由にしたいぐらいの内容でありましたので、どうぞご理解いた だきたいと思います。

- 〇議長(吉田数博君) 8番。
- ○8番(泉田重章君) もう1つお尋ねいたします。今この段階で廃炉 よりも安全の確保、検証を先に求めるべきだと思いますが、その考 えを教えてください。
- 〇議長(吉田数博君) 13番。
- **〇13番(佐藤文子君)** お答えいたします。確かにそうなんです。

ただ、先ほども申し上げましたように、こういった資料が安全の確保をなされたと国では発表しているんです。今まで、先ほども申し述べたように、私たちと国との信頼関係が成り立っていたかと、成り立っていなかったんです、全てに。そういったことを考えると、安全確保を私たちがいくら求めても、国が安全だと、収束がなっていると発表されればなす術がないというのも事実ではないかと思うのですが。

- 〇議長(吉田数博君) 8番。
- ○8番(泉田重章君) 今の答弁について、私の2回目の質問の内容に聞いておきたいのですが、廃炉より安全、これを進めるということは、今の国策としても一番大事なことであって、我々が求めることであると思います。その中にあって、国での安全の確保についての論議を我々は議会として、まだやっていない。そういう中で、これを今の一時的な感情の中で進めるべきものではなくて、もう少し議会で論議をして、1回もやっていない。だから論議をやっていない中でこの話を出すのは、私としても最も間違っているのではないかと思いますがいかがでしょうか。
- 〇議長(吉田数博君) 13番。
- ○13番(佐藤文子君) 全員協議会の中で、議論を全然していないというおしかりは十分、一部の反省もしたいと思います。本当に議会ですから、全員協議会を含めた議論を侃々諤々やったうえでということももちろん選択の中にありましたが、今、白紙撤回の決議が先ほどなされました。6月定例会においては原発の早急な収束と原発からの撤退及びエネルギー政策の転換を求める意見書というのが、私たち議会で可決しております。そういったことがすべて一連の出来

事ということに考えます。

そして、今なお地震、余震があります。地震は、今まだ活動期であるということを考えますと、万が一にも同じような地震が起こった。起こらないとは誰にも言い切れないですね。自然災害ですので。この第二原発の中にも余震、津波の対策は実施済みと書いてあります。ただ、何を確証としてこういうことを書いているのか、私たちはあの場所に見に行くこともできないし、調査団を町で派遣することもできない。法的に国で出したものを信用しろと、いままでも言ってきましたし、提出されています。

自然災害に対してあのような地震は二度と起きない。誰も言い切れない。万が一にも千年に一度の地震が近い将来あった場合に、あれ廃炉ということがなければ安全ではない。そして安全に住めないということに繋がると考えますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

- **○議長(吉田数博君)** 他に質疑ありませんか。 12番。
- **O12番(鈴木辰行君)** 県では廃炉宣言しておりますが、その中であえて浪江町議会の中で議論をされない中で今回提出したということについて、その整合性についてどのように考えていますか。
- **〇議長(吉田数博君)** 13番。
- O13番(佐藤文子君) 県の県議会は改選前、すぐ可決されました。 もちろんご指摘ごもっともなのですが、先ほども申し述べたよう に、9月議会の原発撤退の可決、それから先ほどの白紙撤回、私は 一連の関連した事柄だと考えています。

[「6月」と呼ぶ者あり]

〇13番(佐藤文子君) 6月ですね。

それと議論なされないままということなのですが、県で決めたから地方自治体は県でやっているんだから、もういいだろうという考え方と、県は可決したけれども、あの原発に関連した避難した自治体が、一つ一つこういった議決をして、そして浪江町、立地地域じゃなくて隣接で一番被害を被った私達の町が全国に発信していかなくてはならない、そういったことがあると思います。これは大切なことだと考えております。ご理解いただきたいと思います。

- **〇議長(吉田数博君)** 12番。
- **〇12番(鈴木辰行君)** 浪江町に2万1,000人の人口。2万1,000人を守るためということを含めてということなのですが、2万1,000人の中で、本当に廃炉を求めている人がどれだけいるとあなたは理解していますか。あなたの考え方だけで、すべて廃炉することによって

2万1,000人を守るような言い方をしているのですが。

それは2万1,000人の中で、これまで原発で生活の糧を求めてずっと生活してきた方。ここの中で、もし再稼働するような場合について、またそういうところで働きたいという人がいる。それはゼロではないと理解していますね。だから、あなたはあなたの感情でこういうことを発言するのではなくて、特に言いたいのは、今双葉郡の中で、いろいろな補償・賠償。これは統一した見解でやるべきだと言い方しています。

ということであれば、この廃炉問題についても双葉郡民としてどうなのか。各町村はどうなのか。そういう議論を得たうえで双葉郡としてやるべきものであって、それをあえて浪江町議会で単独で突出してやるべきものではないと判断するのですが、どういうふうなお答えですか。

〇議長(吉田数博君) 13番。

○13番(佐藤文子君) 原発に従事している方が、万が一、第二原発稼働になったらば、また同じように従事する可能性があるというご指摘がありました。

今回の避難で、町民のほとんどの方が仕事をなくし、住む所も変わり、不自由な暮らしを余儀なくされているのは皆さんご存じのことだと思います。

原子力発電所の事故がなければ、町の復旧・復興だって宮城県、 岩手県と同じような復旧・復興が計画に移ってなされていただろう と思います。

そして今後、第二原発を稼働したときに原子力に携わる人が出てくるだろうと、それを一時の感情でというお話でしたが、私は一時の感情ではないです。それだけはご理解いただきたいと思います。一連の流れ、そしてかぶせるように撤廃をしていかなければ、本当の意味での身体の安全は保てないと考えています。

それから、従事した人達がどうのといいますが、県ももちろん先ほど申し述べたように可決しています。今後、福島県が発電所稼働を承認するかどうかということもありますが、あんな怖い思いをして、私達は今後あの施設が動きますので、どうですかと、問題を持ってこられること自体私は大変な問題だと思います。福島県は、そういうことを断固として受け入れないような状態にもっていかなくてはならないのだと思います。そのためには、各地域の自治体の決議は必要だと考えています。

〇議長(吉田数博君) 12番。

O12番(鈴木辰行君) お尋ねしますが、廃炉することによって浪江町

民に何かプラスになるのか、今ここで廃炉することによって何かプラスになるということ、あなた立証することはありますか。もしそれならそれで答えてください。

さらに言うならば、文言の中で東京電力なり東北電力、これは再生エネルギーなり、自然エネルギーを、この地域の中に復興の中で作っていきたいということを考えたときに、あえて廃炉をここで決議するよりは、もっともっと大きな面の中で将来の双葉郡を考えたときに、東京電力とも東北電力とも、うまく付き合っていく部分が必要だと私は思います。その部分について、どのように考えるのかお答え願います。

〇議長(吉田数博君) 13番。

○13番(佐藤文子君) 先ほど答弁が漏れたのですが、町民 2 万1,000 人が同じような考えであるかということの質問ですが、町民の一致 した考えというのは、第一は安全、そして帰町は安心して暮らせる まちづくりということは揺るぎないものだと思います。

だから、町民2万1,000人の一人ひとりの考え方というのは、私には調べるすべはございませんが、安全で安心というのが一致した誰もが考えることだとこれは確信できると思います。

それから、新エネルギーの移行なのですが、まったく逆な立場から言えば、今後原子力発電所が廃炉だということが、国が決めてしまえば、新たなエネルギーに早い時期に移行していけるということがあると思います。これは再生可能なエネルギー、新エネルギー、バイオマスいろいろな手段があろうかと思いますが、こういったエネルギーに移行するためにも、廃炉は絶対条件としてあってしかるべきではないかと考えます。

それから、双葉郡全体で決議すべき問題だということは、仰せのとおりだと思います。ただ、ご承知のとおり、双葉郡というのが立地がありまして隣接がありまして火力があります。川内村、葛尾村みたいに、隣接でも山あいにある所と。双葉郡の中の自治体経営、それから財政、いままでよくよく全く違った財政のもと、条件のもとにあった双葉郡だと思います。

ですから、双葉郡の中で一致団結を言うのは不可能だと思いますので、やはり浪江町議会の問題だと思います。

[「言っていることは全然違う。

廃炉についての考え方だから」と呼ぶ者あり]

O13番(佐藤文子君) 廃炉の考え方についても、双葉郡の考え方とい うのは一致をみないと考えられます。

先ほど、財政にしてもすべて依存性が全く違うわけですから、そ

れを双葉郡で廃炉の問題みんなで考えましょうと言いましたら、同じような方向に行くなんていうのは、逆に一つもないように思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(吉田数博君) 他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対の討論のある方。

12番。

O12番(鈴木辰行君) 昭和42年といいますと、私が中学三年ですが、その頃の浪江町民の考え方については、原発に対する怖さといいますか、恐怖というものを半分以上の方は持っていたという解釈しております。少なくともそういう時代があって、その町民が原発をチェックし、議会も原発をチェックし、町行政も原発をチェックしていた時代がずっとあったわけですが、それがいつの間にか原発に勤務するというか通っている人達は、トラクターが大きくなってコンバインをどんどん買って、そういう社会情勢の中で、すべて原発が大丈夫だと言いうか安全だということの議論なしに、原発でお金をもらうという流れの中で、浪江町というか、双葉郡全体がそういう経過の中できたと私は理解しております。

だから、その間に町民も議会も町行政も、原発に対するチェックというものが、いつの間にか怠ってきたというのが、今回の災害に繋がったのかと思うところであります。

しかし、そういう部分を含めた中で、やはり今原発が再稼働するということであれば、県が全て廃炉にするということでの宣言をしているわけでありますので、これはどんなことだって、今少なくても、我々地域住民含め、県を含めて再稼働できるという条件の中では、今の状態の中で99.9%あり得ないと私は思っております。

今の状態であっても十分廃炉の方向に進むとあるわけで、その中であえて浪江町議会の中で議会として議論されない中で発議されて、それを決議する必要があるのかということ。

さらに有効であれば、先ほども質問の中で言いましたが、双葉郡の中で補償問題なり、いろんな問題の中で、今バラバラでやっております。そういう中で本当に統一した補償をみんなで要求しましょうという申し合わせをしていかなくてはいけない中で、あえて浪江町だけ廃炉の決議をしたということになるとすれば、やはり双葉郡内でも浮いた浪江町になる可能性があると。

さらには、広域の問題においても浪江町で負担金を払わないとい

う問題でいろんな部分で浮き上がっている部分もございます。そういう部分を含めますと、あえて双葉郡の議論をしたうえでの廃炉宣言を私はやるべきだと判断します。

そういう部分を含めましても、今後の中での議論があるものだと 思っている中での廃炉については賛成を申しますが、今回の発議に ついては、私としては賛成できかねるということを宣言いたしたい と思います。

- **○議長(吉田数博君)** 次に、賛成の方の討論ありますか。 20番。
- **○20番(馬場 積君)** 原発廃炉を求める決議に対して、賛成の討論を いたします。

今、反対討論の中でいくつか指摘をされました。これまで原発によって町民の暮らしは変わったんだと。トラクターも持てるようになったと。原発はありがたいという思いは、多くの双葉郡民が持っているのではないかと。だからすぐ廃炉ということでなくてもよいという反対の理由です。それから議会としての議論が足りないのではないかという反対の理由。それから、3つ目には、このまま浪江町が廃炉決議をすれば、浪江町が浮いてしまうと。郡内一緒に廃炉宣言をやるべきだと、反対の討論の柱はそういうことだと思います。

いちいち反論できますが、あえて先ほど発委第8号で浪江町・小 高町原子力発電所誘致決議を白紙撤回する決議を提案されたご本人 でもありますので、あえてこの決議文を引用しながら賛成討論にし たいと思います。

これまで、浪江町は浪江・小高原発に対して、地域振興の柱として推進をしてきたと。しかしながら、平成23年3月11日の東日本大震災を原因とする東京電力福島第一原子力発電所の事故により、我が国の原子力安全神話は完全に崩壊した。さらにこの事故は、町民の命や健康を脅かす、暮らしや家族、心までも引き裂き、浪江町の豊かで美しい自然と歴史ある風土を放射能で汚染してしまった。

だから、浪江町議会は、町民の計り知れない矛盾を目の当たりにして、町民の暮らしと原発は共生できない。このことが明確になったから、浪江・小高原発誘致決議を白紙撤回する。このことと、今提起された廃炉の問題は寸分違わない。原発問題に対する発議者含め、賛同者の意見の表明であります。

町民の暮らしと原発が共存できないという認識をたった13分前、 全会一致で確認したわけでしょう。だとするならば当然のこととし て、共存できない原発は廃炉にするべきだという結論になるのは当 然ではないかと思います。 あえて、双葉郡全体が廃炉宣言をすべきだということに対しては、 私は大賛成であります。しかし、原発に対する理解と認識は、それ ぞれの町村で温度差があるということは、反対したご本人が重々わ かっているとおりであります。

そうしたいということであるならば、まず町民の意思を代表する 我々決議機関が廃炉決議をして、浪江町議会としてこういう判断を したので、ぜひあなた方、町村においても議会においても賛同を願 いたいと。そうするためには、まず我々議会の意思決定が何より大 事ではないかと思います。

したがって、一時の感情という発言がありましたが、まったく提案者、あるいは賛同者に対して、あるいは原発避難の多くの町民、 県民に対して、原発を廃炉にしろということが、一時の感情だという受け止め方をしているとすれば、甚だ遺憾であるということを申 し添えて、賛成の討論にさせていただきます。

- **〇議長(吉田数博君)** 他に討論ありませんか。 8番。
- ○8番(泉田重章君) 先ほどからこの場で話していることは、ほんの一部の話であって、我々議会人として、この問題に対して一言も議論した経過がない。その中で、国は検証を進め、各原子力会社も一生懸命になって安全対策を講じている。私が先ほど申し上げたとおり、国に対して我々がもっと言わなくてはならない状況の中で、廃炉だけを求めるというのは、非常に軽率な考えであるとこのように思います。

[「福島県は軽率か」と呼ぶ者あり]

- ○8番(泉田重章君) うるさい。
- ○議長(吉田数博君) 8番、発言に注意してください。
- **○8番(泉田重章君)** 特に議会としてこの意思決定が当然であれば、 議会としての議論は必要ないのか。議会軽視も甚だしい。私はそう 思います。

それよりも、もう少し先ほど申し上げたとおり、国に対して安全 対策をしっかりやれということが、我々議会人の立場であると思い ます。

何よりも、全原子力発電所に対して最大の影響を与えかねない事業でありますので、議会としてもっと論議を尽くして、この問題に対処するべきであると思います。議会の民主主義、そのことに対して、もう少しみんなで議論すべき問題であると思います。

そのうえで反対の立場を明確にいたします。

○議長(吉田数博君) 次に、賛成の方の発言を許します。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第3号 東京電力福島原発の廃炉を求める決議 (案)を採決いたします。

[「議長、投票でお願いします」と呼ぶ者あり] [「誰も賛成者いない」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 動議が出されました。賛成者おられますか。

今投票の動議がありました。それについて賛成者があるということ。それでは、ただいま投票にすべしという案と起立の案がございます。どちらにするか採決をいたします。

まず起立で行いますが、投票について投票の案件に賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議長(吉田数博君) 起立少数であります。

次に、起立で決すべきという案に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、採決は起立により行うことに決定をいたしました。 それでは、採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数]

〇議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長(吉田数博君) 日程第4、委員会の閉会中の継続審査又は調査 についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員長から お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査(調査) の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)に付することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。

閉会中の継続審査(調査)にすることに決定いたしました。 以上で今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

◎町長あいさつ

町長。

○議長(吉田数博君) 町長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

〇町長(馬場 有君) 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ごあい さつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月13日の本定例会開会以来、 熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。 審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきまして は、今後の町政執行または被災者対策に十分生かしてまいりたいと 考えております。

さて、野田首相は12月16日、燃料が溶けた1号から3号機の原子炉が一定の安定状態、冷温停止状態となり、4月から改訂を重ねてきた事故収束への工程表のステップ2が完了したことを宣言しました。

ただ、あくまで原発事故収束に向けての一過程に過ぎず、廃炉に 向けた道のりは長く厳しいものになると考えております。

また、使用済燃料の状態、放射性物質の放出の状況には一部不透明な部分もあり、国や東京電力には情報開示の徹底を求めるとともに、その動向に十分注意を払っていきたいと考えております。

さらに、早ければ来年4月にも警戒区域、計画的避難区域を解除し、新たに年間被曝放射線量に応じて、帰還困難区域など3区域を設定する方針であることを12月18日、枝野経済産業大臣、細野原発事故担当大臣、平野復興対策担当大臣から説明を受けたところであります。避難区域の見直しは、町民が故郷に帰町するために必要なことではありますが、除染モデル事業の実施、そしてその評価さえ出ていない段階では、早計すぎるのではないか。特に妊婦や子供たちの健康面への影響を考慮すると、より慎重に対応すべきと考えております。

また、町を分断するような区域設定であり、地域コミュニティの 崩壊ばかりか、行政の存亡自体にもかかわる問題でありますので、 国には責任を持った対応を求めていきたいと考えております。

次に、役場二本松事務所については、現在まで福島県男女共生センターを借用し、設置してきたところでありますが、借用期間や駐車場等の問題等があり、市町村行政応急復旧補助金を活用して、新たに仮設庁舎を整備する方向で検討しているところであります。

また、来年3月11日に震災1週年目を迎えることから、改めて亡

くなられた方の御霊と、町民が明日に向かって踏み出す一歩となる 事業を開催する方向で準備しております。つきましては、関連予算 案等を議会に付すべき案件がございますので、1月臨時議会開催に ついてご配慮いただきたいと考えております。

最後になりましたが、年の瀬もせまり慣れない被災地で厳冬期を 迎えようとしていることは、極めて残念でありますが、議員の皆様 には健康に十分留意されまして、新年を迎えられますようお祈り申 し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

〇議長(吉田数博君) 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成23年浪江町議会12月定例会を閉会といたします。

(午後 1時00分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

浪江町議会議長 数 吉 田 博 署 議 名 員 勝 Щ 美 署 三 宝 名 議 員 瓶 次 署 員 名 議 佐 々 木 英 夫